下妻市地域防災計画（資料編）新旧対照表

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市地域防災計画 資料編	下妻市地域防災計画 資料編	

05 現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

目次

下妻市防災会議条例 4
下妻市災害対策本部条例 6
下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例 7
防災に関する主な協定等一覧 10
避難所及び緊急避難場所リスト 15
文化財一覧 17
ヘリポート一覧 18
避難所必要物資等 19
備蓄目標 21
飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧 22
非常・緊急電報の内容等 33
非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関 34
警察通信設備の使用手続き 34
防災相互通信用無線局一覧 35
火災・災害等即報要領の様式 36
市の各種報告様式等 43
被害状況等報告様式（茨城県） 48
被害状況の判定基準 68
気象庁震度階級関連解説表 71
自衛隊に対する災害派遣要請依頼書 76
自衛隊活動拠点候補地一覧 80
緊急通行車両確認証明書等 81
消防関係施設一覧 28
消防施設及び資機材 28
自主防災組織一覧 25
救急告示病院 80
災害拠点病院 80
危険物施設 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
給水拠点 83
要配慮者利用施設一覧（浸水区域内、土砂災害警戒区域） 108
社会福祉施設一覧 80
文教施設一覧 80
災害救助法による救助の内容 84
リ災証明書交付申請書 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
リ災証明書 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
各河川の水位 103
急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定 104
防災気象情報と警戒レベル 105
避難指示等の発令に係る基本的な考え方 111
特別警報発表基準 106
警報・注意報基準 106
警報・注意報の細分区域 エラー！ 参照するデータが見つかりません。

目次

１－１防災会議条例 4
１－２災害対策本部条例 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
１－３ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
１－４防災関係機関一覧 9
１－５防災に関する主な協定等一覧 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
２－１避難所及び緊急避難場所リスト 15
２－２文化財一覧 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
２－３ヘリポート一覧 18
２－４避難所必要物資等 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
２－５備蓄目標 21
２－６飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧 22
２－７広大地一覧（物資集積場所、各種活動拠点等の候補地一覧） 23
２－８自主防災組織一覧 25
２－９救急告示病院 27
２－10災害拠点病院・DMAT指定医療機関 27
２－11消防関係施設一覧 80
２－12消防施設及び資機材 28
２－13社会福祉施設一覧 29
２－14文教施設一覧 31
３－１非常・緊急電報の内容等 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
３－２非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関 34
３－３警察通信設備の使用手続き 34
３－４防災相互通信用無線局一覧 35
３－５火災・災害等即報要領の様式 36
３－６市の各種報告様式等 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
３－７被害状況等報告様式（茨城県） 48
３－８被害状況の判定基準 68
３－９気象庁震度階級関連解説表 71
３－10自衛隊に対する災害派遣要請依頼書 76
３－11自衛隊活動拠点候補地一覧 80
３－12緊急通行車両確認証明書等 81
３－13給水拠点 83
３－14災害救助法による救助の内容 84
３－15リ災証明書交付申請書 93
３－16リ災証明書 94
３－17被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書 96
４－１首都直下地震緊急対策区域指定市区町村一覧 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
４－２茨城県地震被害想定調査の概要（平成30年12月） 100
５－１各河川の水位 103
５－２急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定 104
５－３防災気象情報と警戒レベル 105
５－４特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表 エラー！ 参照するデータが見つかりません。
５－５警報・注意報の細分区域 107
５－６要配慮者利用施設一覧（浸水区域内、土砂災害警戒区域） 108
５－７避難情報の発令基準 111
６－１危険物施設 117

資料編を6章編成に整理し、各資料には資料番号を付記

上記により、各資料の掲載順序を大きく変更しているため、**本新旧対照表は修正案の掲載順序により記載**

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	***下妻市地域防災計画（資料編）*** # 第１章　総則関係資料	資料編を章ごとに整理したため中表紙を挿入

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市防災会議条例 昭和 39 年 7 月 15 日 条例第 22 号 （目的） 第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、下妻市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 （所掌事務） 第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)　下妻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2)　下妻市水防計画に関し調査審議をすること。 (3)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (4)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。 （会長及び委員） 第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2　会長は、市長をもって充てる。 3　会長は、会務を総理する。 4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 5　委員は、38 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。 (1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 (2)　市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 (3)　茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 (4)　茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者 (5)　市長がその部内の職員のうちから指名する者 (6)　教育長 (7)　消防団長 (8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (9)　茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防職員のうちから市長が任命する者 (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (11) その他市長が特に必要と認めた者 6　前項第 8 号、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 7　前項の委員は、再任されることができる。 （専門委員） 第 4 条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。 3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 （議事等） 第 5 条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。 付　則（昭和 56 年条例第 15 号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（平成 10 年条例第 4 号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（平成 12 年条例第 23 号）抄 （施行期日） 1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 付　則（平成 17 年条例第 27 号） この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。	**１－１防災会議条例** 昭和 39 年 7 月 15 日 条例第 22 号 （目的） 第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、下妻市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 （所掌事務） 第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)　下妻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2)　下妻市水防計画に関し調査審議をすること。 (3)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (4)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。 （会長及び委員） 第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2　会長は、市長をもって充てる。 3　会長は、会務を総理する。 4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 5　委員は、38 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。 (3)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 (4)　市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 (3)　茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 (4)　茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者 (5)　市長がその部内の職員のうちから指名する者 (6)　教育長 (7)　消防団長 (8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (9)　茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防職員のうちから市長が任命する者 (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 (11) その他市長が特に必要と認めた者 6　前項第 8 号、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 7　前項の委員は、再任されることができる。 （専門委員） 第 4 条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。 3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 （議事等） 第 5 条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。 付　則（昭和 56 年条例第 15 号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（平成 10 年条例第 4 号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（平成 12 年条例第 23 号）抄 （施行期日） 1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 付　則（平成 17 年条例第 27 号） この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。	資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
付　則(平成 25 年条例第 22 号) (施行期日) 1　この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の下妻市防災会議条例第 3 条第 5 項第 9 号の規定により下妻市防災会議の委員である者の任期は、この条例による改正後の下妻市防災会議条例第 3 条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 11 月 30 日までとする。	付　則(平成 25 年条例第 22 号) (施行期日) 1　この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の下妻市防災会議条例第 3 条第 5 項第 9 号の規定により下妻市防災会議の委員である者の任期は、この条例による改正後の下妻市防災会議条例第 3 条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 11 月 30 日までとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市災害対策本部条例 昭和 39 年 7 月 15 日 条例第 23 号 （趣旨） 第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、下妻市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （組織） 第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 （部） 第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。 2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。 3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。 4　部長は、部の事務を掌理する。 （雑則） 第 4 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成 17 年条例第 28 号） この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。	**１－２下妻市災害対策本部条例** 昭和 39 年 7 月 15 日 条例第 23 号 （趣旨） 第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、下妻市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （組織） 第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 （部） 第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。 2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。 3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。 4　部長は、部の事務を掌理する。 （雑則） 第 4 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成 17 年条例第 28 号） この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。	資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例 令和３年６月25日 条例第12号 世界は今、地球規模の様々な問題に直面しています。気候変動や環境汚染、紛争、貧困、不平等といったこれらの大きな問題に対しては、世界中の人々が協調し、解決に向けて早急に取り組んでいかなければなりません。 下妻市に暮らす私たちも、先人から受け継いだ豊かな自然や伝統、文化を、将来を担う子どもたちに引き継いでいくために、一人一人が今、家庭で、職場で、地域で行っている活動や取組を見つめ直し、それらを環境に負荷をかけずに発展できる持続可能なものへ転換していかなければなりません。 そのために私たちは、２０３０年に向けての国際社会の共通目標であるSDGsの理念を暮らしや事業活動に取り入れ、その理念に基づくまちづくりを推進し、持続可能な地域社会の実現を目指します。 SDGsは、経済、社会及び環境の３つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、１７のゴール（目標）とその課題ごとに設定された１６９のターゲット（達成基準）から構成されています。「誰一人取り残さない」の理念の下、貧困をなくし、全ての人が健康的な生活と福祉、質の高い教育と平等な機会を保障され、地球環境を壊さずに、経済を持続可能な形で発展させ、より良い生活を送ることができる世界を目指すものです。 ここに、私たちは、SDGsの理念を理解し、共有するとともに、目標達成に向けた取組を推進し、高齢化と人口減少が進む中にあっても持続可能な地域社会を築くため、この条例を制定します。 （目的） 第１条　この条例は、市が行う施策や市民が行う取組等にSDGsを取り入れるため、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市と市民が協働してSDGsの達成に資する施策等に取り組むことにより、豊かで持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　SDGs　Sustainable　Development　Goalsの略であり、２０１５年９月に開催の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」で掲げられた２０３０年までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。 (2)　市民　市内に居住し、勤務し、又は在学する個人並びに市内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。 (3)　社会的包摂　市民一人一人を排除、摩擦、孤独又は孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方をいう。 (4)　ステークホルダー　市がSDGsの達成に資する施策を推進する過程で関わる個人、民間企業、民間団体、特定非営利活動法人、行政機関その他の多様な主体をいう。 （基本理念） 第３条　本市におけるまちづくりは、SDGsで掲げる持続可能な開発を基本とし、環境保護、社会的包摂及び経済開発の観点から、その調和を図ることを旨として、市民との協働により推進されなければならない。	**１－３下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例** 令和３年６月25日 条例第12号 世界は今、地球規模の様々な問題に直面しています。気候変動や環境汚染、紛争、貧困、不平等といったこれらの大きな問題に対しては、世界中の人々が協調し、解決に向けて早急に取り組んでいかなければなりません。 下妻市に暮らす私たちも、先人から受け継いだ豊かな自然や伝統、文化を、将来を担う子どもたちに引き継いでいくために、一人一人が今、家庭で、職場で、地域で行っている活動や取組を見つめ直し、それらを環境に負荷をかけずに発展できる持続可能なものへ転換していかなければなりません。 そのために私たちは、２０３０年に向けての国際社会の共通目標であるSDGsの理念を暮らしや事業活動に取り入れ、その理念に基づくまちづくりを推進し、持続可能な地域社会の実現を目指します。 SDGsは、経済、社会及び環境の３つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、１７のゴール（目標）とその課題ごとに設定された１６９のターゲット（達成基準）から構成されています。「誰一人取り残さない」の理念の下、貧困をなくし、全ての人が健康的な生活と福祉、質の高い教育と平等な機会を保障され、地球環境を壊さずに、経済を持続可能な形で発展させ、より良い生活を送ることができる世界を目指すものです。 ここに、私たちは、SDGsの理念を理解し、共有するとともに、目標達成に向けた取組を推進し、高齢化と人口減少が進む中にあっても持続可能な地域社会を築くため、この条例を制定します。 （目的） 第１条　この条例は、市が行う施策や市民が行う取組等にSDGsを取り入れるため、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市と市民が協働してSDGsの達成に資する施策等に取り組むことにより、豊かで持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　SDGs　Sustainable　Development　Goalsの略であり、２０１５年９月に開催の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」で掲げられた２０３０年までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。 (2)　市民　市内に居住し、勤務し、又は在学する個人並びに市内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。 (3)　社会的包摂　市民一人一人を排除、摩擦、孤独又は孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方をいう。 (4)　ステークホルダー　市がSDGsの達成に資する施策を推進する過程で関わる個人、民間企業、民間団体、特定非営利活動法人、行政機関その他の多様な主体をいう。 （基本理念） 第３条　本市におけるまちづくりは、SDGsで掲げる持続可能な開発を基本とし、環境保護、社会的包摂及び経済開発の観点から、その調和を図ることを旨として、市民との協働により推進されなければならない。	資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（市の責務） 第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、SDGsの達成に資する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。 （ステークホルダーとの連携） 第５条　市は、SDGsの達成に資する施策を推進するに当たっては、ステークホルダーと連携し、及び協働するよう努めるものとする。 （計画等とSDGsとの調和） 第６条　市は、SDGsの達成に資する施策を推進するため、市の総合計画その他の市の基本的政策を定める計画等にSDGsで掲げる１７の目標（以下「１７の目標」という。）を取り入れるよう努めなければならない。 ２　市は、新規に施策の企画立案を行うに当たっては、当該施策に１７の目標を取り入れ、SDGsの達成に資するよう、その目的、内容等に留意しなければならない。 ３　市は、既存の施策を実施するに当たっては、当該施策が１７の目標と調和し、SDGsの達成に資するものとなるよう、当該施策の見直し、内容の変更、改善その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （施策の評価等） 第７条　市は、１７の目標を取り入れた施策について、その進捗状況に関する評価を行い、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ２　市は、前項の評価を行ったときは、その内容を公表するものとする。 （職員の研修） 第８条　市は、職員がSDGsへの理解を深めるとともに、その推進に取り組めるよう、必要な研修を行うものとする。 （広報及び啓発） 第９条　市は、市民がSDGsに関心を持つとともに、市民のSDGsに関する自主的な取組が促進されるよう、必要な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。 （市民の役割） 第１０条　市民は、SDGsについての関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域等において、SDGsの達成に資する取組を自ら進んで行うよう努めるものとする。 ２　市民は、市が実施するSDGsの達成に資する施策に協力するよう努めるものとする。 （委任） 第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 付　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （この条例の失効） ２　この条例は、令和１２年１２月３１日限り、その効力を失う。	（市の責務） 第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、SDGsの達成に資する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。 （ステークホルダーとの連携） 第５条　市は、SDGsの達成に資する施策を推進するに当たっては、ステークホルダーと連携し、及び協働するよう努めるものとする。 （計画等とSDGsとの調和） 第６条　市は、SDGsの達成に資する施策を推進するため、市の総合計画その他の市の基本的政策を定める計画等にSDGsで掲げる１７の目標（以下「１７の目標」という。）を取り入れるよう努めなければならない。 ２　市は、新規に施策の企画立案を行うに当たっては、当該施策に１７の目標を取り入れ、SDGsの達成に資するよう、その目的、内容等に留意しなければならない。 ３　市は、既存の施策を実施するに当たっては、当該施策が１７の目標と調和し、SDGsの達成に資するものとなるよう、当該施策の見直し、内容の変更、改善その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （施策の評価等） 第７条　市は、１７の目標を取り入れた施策について、その進捗状況に関する評価を行い、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ２　市は、前項の評価を行ったときは、その内容を公表するものとする。 （職員の研修） 第８条　市は、職員がSDGsへの理解を深めるとともに、その推進に取り組めるよう、必要な研修を行うものとする。 （広報及び啓発） 第９条　市は、市民がSDGsに関心を持つとともに、市民のSDGsに関する自主的な取組が促進されるよう、必要な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。 （市民の役割） 第１０条　市民は、SDGsについての関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域等において、SDGsの達成に資する取組を自ら進んで行うよう努めるものとする。 ２　市民は、市が実施するSDGsの達成に資する施策に協力するよう努めるものとする。 （委任） 第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 付　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （この条例の失効） ２　この条例は、令和１２年１２月３１日限り、その効力を失う。	資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	**１－４防災関係機関一覧** 機関等名 ／ 電話番号 砂沼浄水場 0296-44-5311 下妻市立図書館 0296-43-8811 下妻地方広域事務組合事務局 0296-45-0611 下妻市社会福祉協議会 0296-44-0142 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 0280-47-0119 防 630-8400 下妻消防署 0296-43-1551 常総市 防災危機管理課 0297-39-6000 防 208-8400 八千代町 消防交通課 0296-48-1665 防 240-8400 茨城県 防災・危機管理課 029-301-2885 防 100-8401 消防安全課 029-301-2896 防 100-2896 原子力安全対策課 029-301-2922 防 100-2922 土木部河川課 029-301-4490 防 100-4490 常総工事事務所 0297-42-2621 防 112-8400 筑西保健所 0296-24-3911 防 104-602 茨城県警察本部 029-301-0110 下妻警察署 0296-43-0110 陸上自衛隊第１施設団（古河） 0280-32-4141 水戸地方気象台 029-224-1106 防 852-8400 関東地方整備局下館河川事務所 0296-25-2336 道の駅しもつま 0296-30-5294 関東鉄道㈱下妻駅 0296-44-2659	災害対応実績に合わせて資料追加

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
防災に関する主な協定等一覧	１－５防災に関する主な協定等一覧	現況に合わせて修正 資料番号を付記

令和４年１月現在

	協定名等	締結日	締結先	内容等
相互応援	災害時等の相互応援に関する協定	H6.4.1	県内全市町村	災害時における市町村相互間の応援
	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	H25.2.19	茨城県西都市（11 市町）	災害時における支援協力
	災害時における相互応援に関する協定	H24.4.18	千葉県浦安市	災害時における支援協力
	災害時における相互応援に関する協定	H27.11.16	福井県あわら市	災害時における支援協力
	災害時における相互応援に関する協定	H29.1.13	東京都足立区	災害時における支援協力
	消防相互応援協定	H7.12.1	茨城西南地方広域市町村圏事務組合構成市町村	火災及び災害時における市町村相互間の応援
	茨城県広域消防相互応援協定	H29.3.6	茨城県下市町及び消防事務組合の一部	大規模災害等の相互応援
広域避難	原子力災害時における水戸市民の県内広域避難に関する協定書	H28.8.4	水戸市	原子力災害時の避難者の受入れ、施設の提供
	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	H30.1.29	福島県いわき市	原子力災害時の避難者の受入れ、施設の提供
	大規模水害時の広域避難に関する協定	R1.5.30	古河市・結城市・龍ケ崎市・下妻市・常総市・取手市・つくば市・守谷市・筑西市・坂東市・つくばみらい市・八千代町・利根町	大規模水害時の広域避難の相互協力
医療救護	災害時の医療救護についての協定	H14.4.14	社団法人真壁郡市医師会	医療救護班の派遣、医薬品の提供等
	災害における歯科医療救護についての協定	H26.10.15	下妻市歯科医師会	災害時における歯科医療救護
	災害時の医療救護活動に関する協定	H30.1.29	常総薬剤師会下妻班	薬剤師の派遣
情報提供	※　NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	H13.2.13	東日本電信電話株式会社茨城支店	災害又は事故等による通信停止等に対する情報伝達(広報)
	※　下妻市防災行政無線の活用に関する協定書	H20.3.21	東京電力株式会社茨城支店	災害又は事故等による停電等に対する情報伝達（広報）（H8.12.9締結した協定の見直しによる）
	災害時の情報交換に関する協定	H23.3.4	国土交通省	災害時における各種情報の交換等

令和８年４月現在

	協定名等	締結日	締結先	内容等
相互応援	災害時等の相互応援に関する協定	H6.4.1	県内全市町村	災害時における市町村相互間の応援
	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	H25.2.19	茨城県西都市（11 市町）	災害時における支援協力
	災害時における相互応援に関する協定	H24.4.18	千葉県浦安市	災害時における支援協力
	災害時における相互応援に関する協定	H27.11.16	福井県あわら市	災害時における支援協力
	災害時における相互応援に関する協定	H29.1.13	東京都足立区	災害時における支援協力
	消防相互応援協定	H7.12.1	茨城西南地方広域市町村圏事務組合構成市町村	火災及び災害時における市町村相互間の応援
	茨城県広域消防相互応援協定	H29.3.6	茨城県下市町及び消防事務組合の一部	大規模災害等の相互応援
広域避難	原子力災害時における水戸市民の県内広域避難に関する協定書	H28.8.4	水戸市	原子力災害時の避難者の受入れ、施設の提供
	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	H30.1.29	福島県いわき市	原子力災害時の避難者の受入れ、施設の提供
	大規模水害時の広域避難に関する協定	R1.5.30	古河市・結城市・龍ケ崎市・下妻市・常総市・取手市・つくば市・守谷市・筑西市・坂東市・つくばみらい市・八千代町・利根町	大規模水害時の広域避難の相互協力
医療救護	災害時の医療救護についての協定	H14.4.14	社団法人真壁郡市医師会	医療救護班の派遣、医薬品の提供等
	災害における歯科医療救護についての協定	H26.10.15	下妻市歯科医師会	災害時における歯科医療救護
	災害時の医療救護活動に関する協定	H30.1.29	常総薬剤師会下妻班	薬剤師の派遣
情報提供	※　NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	H13.2.13	東日本電信電話株式会社茨城支店	災害又は事故等による通信停止等に対する情報伝達(広報)
	※　下妻市防災行政無線の活用に関する協定書	H20.3.21	東京電力株式会社茨城支店	災害又は事故等による停電等に対する情報伝達（広報）（H8.12.9締結した協定の見直しによる）
	災害時の情報交換に関する協定	H23.3.4	国土交通省	災害時における各種情報の交換等

現行計画（R4.3）					修正案					修正理由等
		災害発生時における下妻市と下妻市内郵便局の協力に関する協定	H30.10.18	下妻郵便局長（下妻市内郵便局代表）	車両や郵便集配時に郵便局が得た情報の提供、被災者への援護対策等	情報提供	災害発生時における下妻市と下妻市内郵便局の協力に関する協定	H30.10.18	下妻郵便局長（下妻市内郵便局代表）	車両や郵便集配時に郵便局が得た情報の提供、被災者への援護対策等	現況に合わせて修正
		無人航空機による災害対策活動に関する協定	R3.2.5	一般社団法人日本ドローン協会茨城支部　リライトドローンベースクラブ	災害現場等の撮影・画像解析、緊急物資の輸送等		無人航空機による災害対策活動に関する協定	R3.2.5	一般社団法人日本ドローン協会茨城支部　リライトドローンベースクラブ	災害現場等の撮影・画像解析、緊急物資の輸送等	
応急対策		協定（※市側締結者：水道事業管理者　下妻市長）	H17.6.10	下妻市上下水道組合	災害時の水道施設の応急復旧（工事等）	応急対策	協定（※市側締結者：水道事業管理者　下妻市長）	H17.6.10	下妻市上下水道組合	災害時の水道施設の応急復旧（工事等）	
		災害時における応急対策活動に関する協定	R2.2.19	下妻市建設業会 下妻市千代川建設業協会	災害時等における道路等の復旧等応急対策活動		災害時における応急対策活動に関する協定	R2.2.19	下妻市建設業会 下妻市千代川建設業協会	災害時等における道路等の復旧等応急対策活動	
		災害時における応急対策活動に関する協定	H20.4.24	下妻市造園協会	災害時の応急対策活動に対する人員、資機材等の提供等		災害時における応急対策活動に関する協定	H20.4.24	下妻市造園協会	災害時の応急対策活動に対する人員、資機材等の提供等	
		災害時支援協力に関する協定	H24.2.21	下妻市電友会	災害時における支援協力		災害時支援協力に関する協定	H24.2.21	下妻市電友会	災害時における支援協力	
		災害時における応急対策活動に関する協定	H24.11.9	株式会社　アルファーアビエイション	災害時における市内被害状況の把握、救援物資の輸送等		災害時における応急対策活動に関する協定	H24.11.9	株式会社　アルファーアビエイション	災害時における市内被害状況の把握、救援物資の輸送等	
		災害時等の応急対策活動に関する協定書	H28.7.22	三ツ和総合建設業協同組合	災害時等における道路等の復旧等応急対策活動		~~災害時等の応急対策活動に関する協定書~~	~~H28.7.22~~	~~三ツ和総合建設業協同組合~~	~~災害時等における道路等の復旧等応急対策活動~~	
		災害対策業務に対する応援協力に関する協定書	H28.8.19	茨城県建築士会下妻支部	被災した建築物の応急危険度判定調査及び被害認定調査		災害対策業務に対する応援協力に関する協定書	H28.8.19	茨城県建築士会下妻支部	被災した建築物の応急危険度判定調査及び被害認定調査	
		災害時における支援活動に関する協定	H28.12.15	一般社団法人下妻青年会議所	災害時における支援協力		災害時における支援活動に関する協定	H28.12.15	一般社団法人下妻青年会議所	災害時における支援協力	
		災害時における支援協力に関する協定	H30.7.23	茨城県行政書士会	被災者支援相談窓口の開設		災害時における支援協力に関する協定	H30.7.23	茨城県行政書士会	被災者支援相談窓口の開設	
		災害時における停電復旧の連携に関する基本協定	R3.3.25	東京電力パワーグリッド株式会社下館支社	災害時の応急復旧作業の連携に関する基本協定		災害時における停電復旧の連携に関する基本協定	R3.3.25	東京電力パワーグリッド株式会社下館支社	災害時の応急復旧作業の連携に関する基本協定	
		災害時における地図製品等の貸与等に関する協定	R1.7.9	（株）ゼンリン	災害時における地図製品等の利用		災害時における地図製品等の貸与等に関する協定	R1.7.9	（株）ゼンリン	災害時における地図製品等の利用	
							災害時における電気自動車等による電力供給に関する協定	R6.1.19	茨城日産自動車株式会社	災害時における電気自動車等からの電力供給に関する協力	
物資供給		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	H14.7.3	いばらきコープ生活協同組合	災害救助に必要な物資等の供給	物資供給	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	H14.7.3	いばらきコープ生活協同組合	災害救助に必要な物資等の供給	
		災害時における生活物資等供給に関する協定	H16.1.28	生活協同組合パルシステム茨城	災害時の生活物資等に供給		災害時における生活物資等供給に関する協定	H16.1.28	生活協同組合パルシステム茨城	災害時の生活物資等に供給	
		災害時における救援活動協力に関する協定	H18.8.31	イオンリテール株式会社ジャスコ下妻店	生活必需品、災害救助資機材機材等の供給、難場所の提供及び人員の派遣等		災害時における救援活動協力に関する協定	H18.8.31	イオンリテール株式会社ジャスコ下妻店	生活必需品、災害救助資機材機材等の供給、難場所の提供及び人員の派遣等	

現行計画（R4.3）				
	災害時における救援物資提供に関する協定	H24.5.10	株式会社　伊藤園	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	H24.11.6	株式会社　アペックス	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	H25.3.29	株式会社 カワチ薬品（ドラッグクラモチ）	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	H25.6.3	ウェルシア薬局　株式会社	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における物資の調達に関する協定	H25.11.28	ダイナパック株式会社	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における物資供給に関する協定	H27.3.23	ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター	災害時に必要な物資等の供給
	災害時における物資の調達に関する協定	H27.3.23	常総ひかり農業協同組合	災害時に必要な農作物等の供給
	災害時における物資供給に関する協定	H31.1.25	株式会社　カインズ	災害時に必要な物資等の供給
	災害時における資機材調達に関する協定	R3.3.2	株式会社レンタルのニッケン土浦営業所	災害時に必要な資機材の調達
	災害時における物資の供給協力に関する協定	R3.3.25	株式会社　カスミ	災害時に必要な物資等の供給
燃料	災害時における物資の調達に関する協定	H25.8.30	茨城県高圧ガス保安協会　常総支部	災害救助に必要な物資（LPガス）の供給
	災害における石油類燃料の供給に関する協定	H26.4.16	一般社団法人日本オートスポーツセンター 筑波サーキット	災害救助に必要な石油類燃料の供給
輸送	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	H24.11.22	社団法人茨城県トラック協会常総支部	災害時の緊急輸送車両および機材等の支援

修正案				
物資供給	災害時における救援物資提供に関する協定	H24.5.10	株式会社　伊藤園	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	H24.11.6	株式会社　アペックス	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	H25.3.29	株式会社 カワチ薬品（ドラッグクラモチ）	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	H25.6.3	ウェルシア薬局　株式会社	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における物資の調達に関する協定	H25.11.28	ダイナパック株式会社	災害救助に必要な物資等の供給
	災害時における物資供給に関する協定	H27.3.23	ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター	災害時に必要な物資等の供給
	災害時における物資の調達に関する協定	H27.3.23	常総ひかり農業協同組合	災害時に必要な農作物等の供給
	災害時における物資供給に関する協定	H31.1.25	株式会社　カインズ	災害時に必要な物資等の供給
	災害時における資機材調達に関する協定	R3.3.2	株式会社レンタルのニッケン土浦営業所	災害時に必要な資機材の調達
	災害時における物資の供給協力に関する協定	R3.3.25	株式会社　カスミ	災害時に必要な物資等の供給
	災害時の協力体制に関する協定	R4.12.16	SMC株式会社	災害時における保有備蓄備品の提供等
	災害時等における救援物資提供に関する協定	R6.1.25	フジパン株式会社　下妻工場	災害時における食料品の提供
	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	R6.7.11	三協フロンテア株式会社	災害時におけるユニットハウス等の提供
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	R6.7.18	株式会社アクティオ	災害時における仮設トイレ、重機等の提供
	災害時におけるコンテナ型トイレ等の提供に関する協定	R7.11.19	吉田運送株式会社	災害時におけるコンテナ型トイレ等の提供
燃料	災害時における物資の調達に関する協定	H25.8.30	茨城県高圧ガス保安協会　常総支部	災害救助に必要な物資（LPガス）の供給
	災害における石油類燃料の供給に関する協定	H26.4.16	一般社団法人日本オートスポーツセンター 筑波サーキット	災害救助に必要な石油類燃料の供給
	災害時における燃料の供給に関する協定	R6.8.20	茨城県石油業協同組合　同　下妻支部	災害対策業務に必要な燃料の供給
輸送	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	H24.11.22	社団法人茨城県トラック協会常総支部	災害時の緊急輸送車両および機材等の支援

修正理由等
現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）					修正案					修正理由等
仮設住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	R1.12.12	一般社団法人　日本ムービングハウス協会	災害時に応急仮設住宅の建設に関する協力	仮設住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	R1.12.12	一般社団法人　日本ムービングハウス協会	災害時に応急仮設住宅の建設に関する協力	現況に合わせて修正
	下妻市と（一社）日本ムービングハウス協会との包括連携協定			まちづくり及び災害時における地域活性化に資する協働		下妻市と（一社）日本ムービングハウス協会との包括連携協定			まちづくり及び災害時における地域活性化に資する協働	
その他	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R2.11.1	社会福祉法人　下妻市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営	避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H25.8.30	茨城県立下妻特別支援学校	市が福祉避難所に指定、災害時に福祉避難所設置の要請	
避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H25.8.30	茨城県立下妻特別支援学校	市が福祉避難所に指定、災害時に福祉避難所設置の要請		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H29.5.25	市内7カ所　介護保険施設	市が福祉避難所に指定、災害時に福祉避難所設置の要請	
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H29.5.25	市内7カ所　介護保険施設	市が福祉避難所に指定、災害時に福祉避難所設置の要請		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	R5.8.1	下妻市社会福祉協議会	市が福祉避難所に「ひばりの」を指定、災害時に福祉避難所設置の要請	
	災害時における一時受入場所利用に関する協定	H31.3.27	水戸地方法務局	災害時における一時受入場所利用		災害時における一時受入場所利用に関する協定	H31.3.27	水戸地方法務局	災害時における一時受入場所利用	
	避難所施設利用に関する協定	R2.8.3	一般社団法人日本オートスポーツセンター　筑波サーキット	災害時における避難所としての施設利用		災害時等での施設利用の協力に関する協定	R5.3.23	株式会社ダイナム	車中泊等一時避難場所や活動拠点等としての施設利用	
	避難所施設利用に関する協定	R2.8.11	株式会社　クリーン工房	災害時における避難所としての施設利用		災害時等での施設利用の協力に関する協定	R6.1.25	EL APSC 合同会社	一時避難場所・避難所等としての施設利用	
	避難所としての施設利用に関する協定	R2.12.15	下妻第一高等学校	災害時における避難所としての施設利用		避難所施設利用に関する協定	R2.8.3	一般社団法人日本オートスポーツセンター　筑波サーキット	災害時における避難所としての施設利用	
	避難所としての施設利用に関する協定	R2.12.18	下妻第二高等学校	災害時における避難所としての施設利用		~~避難所施設利用に関する協定~~	~~R2.8.11~~	~~株式会社　クリーン工房~~	~~災害時における避難所としての施設利用~~	
						避難所としての施設利用に関する協定	R2.12.15	下妻第一高等学校	災害時における避難所としての施設利用	
						避難所としての施設利用に関する協定	R2.12.18	下妻第二高等学校	災害時における避難所としての施設利用	
						災害時における施設利用に関する協定	R6.11.29	下妻賑わいづくり共同事業体	災害時における避難所としての施設利用	
					その他	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R2.11.1	社会福祉法人　下妻市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営	
						災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	R4.8.31	一般社団法人茨城県環境保全協会	災害し尿等の収集運搬への協力	
						下妻市水道事業災害時緊急応援に関する協定	R6.5.16	第一環境株式会社	応急給水・止水栓開閉栓補助等への協力	
						鬼怒小貝流域下水道における災害時等の臨時の汚水流入に関する協定	R8.9.17	茨城県・下妻市・常総市・筑西市・八千代町	災害時等における汚水流入	
						小貝川東部流域下水道における災害時等の臨時の汚水流入に関する協定	R8.8.20	茨城県・下妻市・つくば市・筑西市・桜川市	災害時等における汚水流入	
						災害時における給食支援等の実施に関する協定	R7.9.20	一般社団法人　Compani	災害時における給食支援、外国人支援等に関する協力	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	***下妻市地域防災計画（資料編）*** **第２章　災害予防計画関係資料**	中表紙を挿入

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

避難所及び緊急避難場所リスト

令和３年１１月修正

名　称	所在地	電話番号	避難所(呼称区分)	●緊急避難場所(グランド等)
① 総合体育館	本城町 3-36	43－7296	避難所(基幹)	●洪水(小)除く
② 下妻小学校	下妻乙 386	43－2181	避難所(基幹)	●
③ 下妻中学校	長塚乙 38-1	43－3961	避難所(基幹)	●洪水(鬼)除く
④ 大宝小学校	大宝 625	43－5887	避難所(基幹)※がけ崩れ除く	●がけ崩れ除く
⑤ 東部中学校	大串 1279	44－2731	避難所(基幹)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
⑥ 騰波ノ江小学校	若柳甲 644	44－3611	避難所(基幹)	●
⑦ 上妻小学校	半谷 426	43－5885	避難所(基幹)	●洪水(鬼)除く
⑧ 総上小学校	小島 1116	44－2018	避難所(基幹)	●
⑨ 豊加美小学校	加養 128	44－2721	避難所(基幹)	●洪水(小)除く
⑩ 高道祖小学校	高道祖 2638-1	43－7575	避難所(基幹)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
⑪ やすらぎの里しもつま	大園木 251-1	30－0070	避難所(基幹)※洪水(鬼・小)除く	●洪水(鬼・小)除く
⑫ 宗道小学校	本宗道 120	44－3919	避難所(基幹)	●洪水(鬼)除く
⑬ 千代川中学校	鎌庭 2777	44－2049	避難所(基幹)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
⑭ 大形小学校	別府 199	44－2614	避難所(基幹)	●
⑮ 千代川体育館※	唐崎 944	44－0277	避難所(補完)※洪水(鬼・小)除く	
⑯ 下妻公民館	本城町 3-36-1	43－7370	避難所(補完)	
⑰ 大宝公民館	大串 733	43－6884	避難所(補完)※洪水(小)除く	
⑱ 騰波ノ江市民センター	若柳甲 284	43－6454	避難所(補完)	●
⑲ 上妻市民センター	柴 29	44－0992	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
⑳ 豊加美市民センター	加養 98	44－0897	避難所(補完)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
㉑ 高道祖市民センター ※	高道祖 1002	44－0983	避難所(補完)	●
㉒ 働く婦人の家	今泉 240	43－7929	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㉓ 千代川運動公園ふれあいハウス	鬼怒 257	43－8110	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㉔ ビアスパークしもつま	長塚乙 70-3	30－5121	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	
㉕ 下妻第一高等学校	下妻乙 226-1	44－5158	避難所(補完)	
㉖ 下妻第二高等学校	下妻乙 347-8	44－2549	避難所(補完)	
㉗ 多賀谷の郷	下妻乙 823-1	－	避難所(地区)	●洪水(小)除く
㉘ 大町コミュニティーセンター	下妻丙 154	－	避難所(地区)	●
㉙ 長塚農村集落センター	長塚 477-1	－	避難所(地区)	●洪水(鬼)除く

２－１避難所及び緊急避難場所リスト

令和６年２月修正

名　称	所在地	電話番号	避難所(呼称区分)	●緊急避難場所(グランド等)
① 総合体育館	本城町 3-36	43－7296	避難所(基幹)	●洪水(小)除く
② 下妻小学校	下妻乙 386	43－2181	避難所(基幹)	●
③ 下妻中学校	長塚乙 38-1	43－3961	避難所(基幹)	●洪水(鬼)除く
④ 大宝小学校	大宝 625	43－5887	避難所(基幹)※がけ崩れ除く	●がけ崩れ除く
⑤ 東部中学校	大串 ~~1279~~930-1	44－2731	避難所(基幹)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
⑥ 騰波ノ江小学校	若柳甲 644	44－3611	避難所(基幹)	●
⑦ 上妻小学校	半谷 426	43－5885	避難所(基幹)	●洪水(鬼)除く
⑧ 総上小学校	小島 1116	44－2018	避難所(基幹)	●
⑨ 豊加美小学校	加養 128	44－2721	避難所(基幹)	●洪水(小)除く
⑩ 高道祖小学校	高道祖 2638-1	43－7575	避難所(基幹)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
⑪ やすらぎの里しもつま	大園木 251-1	30－0070	避難所(基幹)※洪水(鬼・小)除く	●洪水(鬼・小)除く
⑫ 宗道小学校	本宗道 120	44－3919	避難所(基幹)	●洪水(鬼)除く
⑬ 千代川中学校	鎌庭 2777	44－2049	避難所(基幹)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
⑭ 大形小学校	別府 199	44－2614	避難所(基幹)	●
⑮ 千代川体育館※	唐崎 944	44－0277	避難所(補完)※洪水(鬼・小)除く	
⑯ 下妻公民館	本城町 3-36-1	43－7370	避難所(補完)	
⑰ 大宝公民館	大串 733	43－6884	避難所(補完)※洪水(小)除く	
⑱ 騰波ノ江市民センター	若柳甲 284	43－6454	避難所(補完)	●
⑲ 上妻市民センター	柴 29	44－0992	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
⑳ 豊加美市民センター	加養 98	44－0897	避難所(補完)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
㉑ 高道祖市民センター ※	高道祖 1002	44－0983	避難所(補完)	●
㉒ 働く婦人の家	今泉 240	43－7929	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㉓ 千代川運動公園ふれあいハウス	鬼怒 257	43－8110	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㉔ ビアスパークしもつま	長塚乙 70-3	30－5121	避難所(補完)※洪水(鬼)除く	
㉕ 下妻第一高等学校	下妻乙 226-1	44－5158	避難所(補完)	
㉖ 下妻第二高等学校	下妻乙 347-8	44－2549	避難所(補完)	
㉗ 多賀谷の郷	下妻乙 823-1	－	避難所(地区)	●洪水(小)除く
㉘ 大町コミュニティーセンター	下妻丙 154	－	避難所(地区)	●
㉙ 長塚農村集落センター	長塚 477-1	－	避難所(地区)	●洪水(鬼)除く

現況に合わせて修正
資料番号を付記

現行計画（R4.3）

㉚	坂井新農村集落センター	坂井 38-1	―	避難所(地区)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
㉛	神明集落センター	神明 122-1	―	避難所(地区)	●
㉜	数須新農村集落センター	数須 152	―	避難所(地区)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
㉝	大木農村集落センター	大木 633	44－0938	避難所(地区)	●
㉞	桐ヶ瀬農村集落センター	桐ヶ瀬 80	―	避難所(地区)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㉟	赤須農村集落センター	赤須 1330	43－6476	避難所(地区)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㊱	高道祖本田農村集落センター	高道祖 4557	―	避難所(地区)	●
㊲	皆葉生活改善センター	皆葉 2374-2	―	避難所(地区)※洪水(鬼)・地震除く	●洪水(鬼)・地震除く
㊳	五箇公民館	五箇 249	―	避難所(地区)※地震除く	●地震除く
㊴	村岡集落センター	村岡 1034-1	―	避難所(地区)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㊵	下妻特別支援学校	半谷 492-4	44－1800	福祉避難所※洪水(鬼)除く	
㊶	砂沼広域公園	長塚乙 4-1	43－6661		●洪水(鬼)除く
㊷	多賀谷城跡公園	本城町 2-50	―		●
㊸	上町公園	下妻丁 232	―		●洪水(鬼)除く
㊹	三道地公園	下妻丁 124-4	―		●
㊺	陣屋公園	下妻甲 1-4	―		●
㊻	本宿公園	本宿町 1-22	―		●

※洪水(鬼)は鬼怒川洪水を、洪水(小)は小貝川洪水を表します。

避難所(基幹)：市が通常優先的に開設する候補となる避難所
避難所(補完)：市がより多くの避難所を開設する場合や、酷暑時などで開設する候補となる避難所
避難所(地区)：地区が自主避難を希望する方に対応する避難所。場合によっては避難所(補完)の役割を担う。
福祉避難所：市が一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障害者等に対し開設する候補となる避難所

※市が避難所の候補としている施設で、災害時に開設する施設は、市の災害対策本部において決定します。
洪水の危険性が無いと判断した場合は「※洪水除く」施設を開設する場合があります。
※「千代川体育館」が使用できない場合は「千代川公民館（下妻市鬼怒 230 番地）」を使用します。
※高道祖市民センターは、洪水の際は指定避難所(基幹)として使用します。
※このほかに、福祉避難所として市内７カ所の介護保険施設と協定を締結しています。

修正案

㉚	坂井新農村集落センター	坂井 38-1	―	避難所(地区)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
㉛	神明集落センター	神明 122-1	―	避難所(地区)	●
㉜	数須新農村集落センター	数須 152	―	避難所(地区)※洪水(小)除く	●洪水(小)除く
㉝	大木農村集落センター	大木 633	44－0938	避難所(地区)	●
㉞	桐ヶ瀬農村集落センター	桐ヶ瀬 80	―	避難所(地区)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㉟	赤須農村集落センター	赤須 ~~1330~~ 683	43－6476	避難所(地区)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㊱	高道祖本田農村集落センター	高道祖 4557	―	避難所(地区)	●
㊲	皆葉生活改善センター	皆葉 2374-2	―	避難所(地区)※洪水(鬼)・地震除く	●洪水(鬼)・地震除く
㊳	五箇公民館	五箇 249	―	避難所(地区)※地震除く	●地震除く
㊴	村岡集落センター	村岡 1034-1	―	避難所(地区)※洪水(鬼)除く	●洪水(鬼)除く
㊵	下妻特別支援学校	半谷 492-4	44－1800	福祉避難所※洪水(鬼)除く	
㊶	下妻市心身障害者福祉センターひばりの	下木戸 493-6	44－3197	福祉避難所	
㊷	砂沼広域公園	長塚乙 4-1	43－6661		●洪水(鬼)除く
㊸	多賀谷城跡公園	本城町 2-50	―		●
㊹	上町公園	下妻丁 232	―		●洪水(鬼)除く
㊺	三道地公園	下妻丁 124-4	―		●
㊻	陣屋公園	下妻甲 1-4	―		●
㊼	本宿公園	本宿町 1-22	―		●

※洪水(鬼)は鬼怒川洪水を、洪水(小)は小貝川洪水を表します。

避難所(基幹)：市が通常優先的に開設する候補となる避難所
避難所(補完)：市がより多くの避難所を開設する場合や、酷暑時などで開設する候補となる避難所
避難所(地区)：地区が自主避難を希望する方に対応する避難所。場合によっては避難所(補完)の役割を担う。
福祉避難所：市が一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障害者等に対し開設する候補となる避難所

※市が避難所の候補としている施設で、災害時に開設する施設は、市の災害対策本部において決定します。
洪水の危険性が無いと判断した場合は「※洪水除く」施設を開設する場合があります。
※「千代川体育館」が使用できない場合は「千代川公民館（下妻市鬼怒 230 番地）」を使用します。
※高道祖市民センターは、洪水の際は指定避難所(基幹)として使用します。
※このほかに、福祉避難所として市内７カ所の介護保険施設と協定を締結しています。

修正理由等

「下妻市心身障害者福祉センターひばりの」を令和６年２月に福祉避難所に指定
現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

文化財一覧

平成 24 年４月１日現在

番号	指定	種　別	名　称	所　在　地	管　　理者	指定年月日
1	国	建造物	大宝八幡宮本殿	大宝	大宝八幡宮	M. 39. 4. 14
2	国	史跡	大宝城跡	大宝	下妻市	S. 9. 5. 1
3	県	史跡	駒城阯	黒駒	下妻市	S. 10. 11. 26
4	県	彫刻	金銅　阿弥陀如来三尊像	高道祖	常願寺	S. 37. 2. 26
5	県	彫刻	木造　聖徳太子立像	下妻乙(栗山)	光明寺	S. 59. 3. 8
6	県	彫刻	木造　観世音菩薩立像	肘谷	肘谷地区	S. 59. 3. 8
7	県	彫刻	銅造　薬師如来立像	皆葉	無量院	H. 7. 1. 23
8	県	彫刻	木造　千手観音座像	下妻乙(小野子)	小野子自治区	H. 11. 1. 25
9	県	工芸品	軍陣鞍	下妻乙(西町)	個人管理	S. 35. 3. 28
10	県	工芸品	瑞花雙鳥八稜鏡	大宝	大宝八幡宮	S. 40. 2. 24
11	県	工芸品	銅鐘	大宝	大宝八幡宮	S. 59. 3. 8
12	県	考古資料	丸木舟	大宝	大宝八幡宮	S. 59. 3. 8
13	市	史跡	横瀬夜雨の生家	横根	個人管理	S. 52. 3. 22
14	市	史跡	多賀谷城本丸跡(旧名下妻城)	本城町	下妻市	S. 52. 3. 22
15	市	史跡	浅間塚古墳	黒駒	個人管理	S. 52. 3. 22
16	市	史跡	小島草庵跡	小島	下妻市	S. 52. 3. 22
17	市	史跡	村岡柴崎古墳1号	村岡	個人管理	H. 2. 10. 8
18	市	史跡	村岡柴崎古墳2号	村岡	個人管理	H. 2. 10. 8
19	市	絵画	絹本著色　東方朔図(丸山応挙)	大園木	個人管理	H. 2. 3. 17
20	市	絵画	明治諸家画帖全19図	大園木	個人管理	H. 5. 2. 25
21	市	絵画	絹本著色　愛染明王像	下妻丙(大町)	円福時	H. 8. 12. 26
22	市	彫刻	木造　釈迦涅槃像(寝釈迦像)	下妻丙(大町)	金林寺	S. 61. 3. 31
23	市	彫刻	石造　十三仏	伊古立	伊古立地区	H. 8. 1. 18
24	市	彫刻	木造　阿弥陀如来立像	下妻戊(田町)	雲充寺	H. 8. 12. 26
25	市	考古資料	法光寺の板碑	下栗	法光寺	H. 元. 3. 17
26	市	考古資料	石造　五輪塔	下栗	法光寺	H. 2. 3. 17
27	市	考古資料	薬王寺の板碑	宗道	薬王寺	H. 2. 3. 17
28	市	歴史資料	青龍権現老樹碑	鎌庭	鎌庭香取神社氏子	H. 14. 11. 18
29	市	建造物	石造　五輪塔	黒駒	個人管理	S. 54. 11. 5
30	市	建造物	今泉不動堂	今泉	今泉不動尊　氏子総代	H. 8. 12. 26
31	市	古文書	宗任神社領朱印状	本宗道	宗任神社社家	H. 元. 3. 17
32	市	古文書	覚　幸嶋十二郷豊田三十三郷惣高	本宗道	宗任神社社家	H. 元. 3. 17
33	市	古文書	多賀谷氏発給文書	下妻乙(栗山)	光明寺	H. 8. 12. 26
34	市	古文書	親鸞伝絵	下妻乙(栗山)	光明寺	H. 8. 12. 26
35	市	古文書	親鸞門侶交名牒	下妻乙(栗山)	光明寺	H. 8. 12. 26
36	市	古文書	吉澤家文書	長塚	ふるさと博物館	H. 8. 12. 26
37	市	天然記念物	親鸞お手植の菩提樹	下妻乙(栗山)	光明寺	S. 52. 3. 22
38	市	天然記念物	明空お手植の柊	下妻乙(栗山)	光明寺	S. 52. 3. 22
39	市	天然記念物	下妻神社の大欅	下妻乙(西町)	下妻神社氏子総代	S. 52. 3. 22
40	市	天然記念物	無量院の大ケヤキ	皆葉	無量院	H. 2. 3. 17
41	市	無形民俗	不動宿ひょっとこ	下妻戊(不動宿)	不動宿ひょっとこ保存会	S. 54. 11. 5
42	市	無形民俗	大町はやし	下妻丙(大町)	大町はやし保存会	S. 54. 11. 5
43	市	無形民俗	平方はやし	平方	平方はやし保存会	S. 54. 11. 5
44	市	無形民俗	大宝八幡宮十二座神楽	大宝	十二座神楽保存会	S. 57. 1. 8
45	市	無形民俗	村岡の高灯籠	村岡	満徳寺檀徒衆	H. 5. 2. 25

２－２文化財一覧

平成 24 年４月１日現在

番号	指定	種　別	名　称	所　在　地	管　　理者	指定年月日
1	国	建造物	大宝八幡宮本殿	大宝	大宝八幡宮	M. 39. 4. 14
2	国	史跡	大宝城跡	大宝	下妻市	S. 9. 5. 1
3	県	史跡	駒城阯	黒駒	下妻市	S. 10. 11. 26
4	県	彫刻	金銅　阿弥陀如来三尊像	高道祖	常願寺	S. 37. 2. 26
5	県	彫刻	木造　聖徳太子立像	下妻乙(栗山)	光明寺	S. 59. 3. 8
6	県	彫刻	木造　観世音菩薩立像	肘谷	肘谷地区	S. 59. 3. 8
7	県	彫刻	銅造　薬師如来立像	皆葉	無量院	H. 7. 1. 23
8	県	彫刻	木造　千手観音座像	下妻乙(小野子)	小野子自治区	H. 11. 1. 25
9	県	工芸品	軍陣鞍	下妻乙(西町)	個人管理	S. 35. 3. 28
10	県	工芸品	瑞花雙鳥八稜鏡	大宝	大宝八幡宮	S. 40. 2. 24
11	県	工芸品	銅鐘	大宝	大宝八幡宮	S. 59. 3. 8
12	県	考古資料	丸木舟	大宝	大宝八幡宮	S. 59. 3. 8
~~13~~	~~市~~	~~史跡~~	~~横瀬夜雨の生家~~	~~横根~~	~~個人管理~~	~~S. 52. 3. 22~~
13	市	史跡	多賀谷城本丸跡(旧名下妻城)	本城町	下妻市	S. 52. 3. 22
14	市	史跡	浅間塚古墳	黒駒	個人管理	S. 52. 3. 22
15	市	史跡	小島草庵跡	小島	下妻市	S. 52. 3. 22
16	市	史跡	村岡柴崎古墳1号	村岡	個人管理	H. 2. 10. 8
17	市	史跡	村岡柴崎古墳2号	村岡	個人管理	H. 2. 10. 8
18	市	絵画	絹本著色　東方朔図(丸山応挙)	大園木	個人管理	H. 2. 3. 17
19	市	絵画	明治諸家画帖全19図	大園木	個人管理	H. 5. 2. 25
20	市	絵画	絹本著色　愛染明王像	下妻丙(大町)	円福時	H. 8. 12. 26
21	市	彫刻	木造　釈迦涅槃像(寝釈迦像)	下妻丙(大町)	金林寺	S. 61. 3. 31
22	市	彫刻	石造　十三仏	伊古立	伊古立地区	H. 8. 1. 18
23	市	彫刻	木造　阿弥陀如来立像	下妻戊(田町)	雲充寺	H. 8. 12. 26
24	市	考古資料	法光寺の板碑	下栗	法光寺	H. 元. 3. 17
25	市	考古資料	石造　五輪塔	下栗	法光寺	H. 2. 3. 17
26	市	考古資料	薬王寺の板碑	宗道	薬王寺	H. 2. 3. 17
27	市	歴史資料	青龍権現老樹碑	鎌庭	鎌庭香取神社氏子	H. 14. 11. 18
28	市	建造物	石造　五輪塔	黒駒	個人管理	S. 54. 11. 5
29	市	建造物	今泉不動堂	今泉	今泉不動尊　氏子総代	H. 8. 12. 26
30	市	古文書	宗任神社領朱印状	本宗道	宗任神社社家	H. 元. 3. 17
31	市	古文書	覚　幸嶋十二郷豊田三十三郷惣高	本宗道	宗任神社社家	H. 元. 3. 17
32	市	古文書	多賀谷氏発給文書	下妻乙(栗山)	光明寺	H. 8. 12. 26
33	市	古文書	親鸞伝絵	下妻乙(栗山)	光明寺	H. 8. 12. 26
34	市	古文書	親鸞門侶交名牒	下妻乙(栗山)	光明寺	H. 8. 12. 26
35	市	古文書	吉澤家文書	長塚	ふるさと博物館	H. 8. 12. 26
36	市	天然記念物	親鸞お手植の菩提樹	下妻乙(栗山)	光明寺	S. 52. 3. 22
37	市	天然記念物	明空お手植の柊	下妻乙(栗山)	光明寺	S. 52. 3. 22
38	市	天然記念物	下妻神社の大欅	下妻乙(西町)	下妻神社氏子総代	S. 52. 3. 22
39	市	天然記念物	無量院の大ケヤキ	皆葉	無量院	H. 2. 3. 17
40	市	無形民俗	不動宿ひょっとこ	下妻戊(不動宿)	不動宿ひょっとこ保存会	S. 54. 11. 5
41	市	無形民俗	大町はやし	下妻丙(大町)	大町はやし保存会	S. 54. 11. 5
42	市	無形民俗	平方はやし	平方	平方はやし保存会	S. 54. 11. 5
43	市	無形民俗	大宝八幡宮十二座神楽	大宝	十二座神楽保存会	S. 57. 1. 8
44	市	無形民俗	村岡の高灯籠	村岡	満徳寺檀徒衆	H. 5. 2. 25

資料番号を付記

指定解除された（R7）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
ヘリポート一覧 令和４年１月現在	２－３ヘリポート一覧 令和８年４月現在	現況に合わせて修正 資料番号を付記

名　　称	所　在　地	土地の状況	管理者
下妻市立下妻中学校	下妻市長塚乙３８－１	運動場	下妻市
高道祖訓練場	下妻市比毛１３４－４１	アスファルト	〃
下妻市立下妻小学校	下妻市下妻乙３８６	運動場	〃
下妻市立騰波ノ江小学校	下妻市若柳甲６４４	〃	〃
下妻市立上妻小学校	下妻市半谷４２６	〃	〃
下妻市立千代川中学校	下妻市鎌庭２７７７	〃	〃
鬼怒川河川敷	下妻市別府地先（右岸 27.25 km）	土	国
千代川運動公園多目的広場	下妻市鬼怒２５７	〃	下妻市
旧千代川中学校跡地	下妻市羽子１８８	〃	〃
ＪＡ常総ひかり千代川地区センター駐車場	下妻市唐崎９１６	アスファルト	JA 常総ひかり
筑波サーキット	下妻市村岡乙１５９	〃	（一財）日本オートスポーツセンター
砂沼広域公園観桜苑	下妻市下妻丙１７５	芝生	下妻市
（株）アルファーアビエイション前山下妻ヘリポート	下妻市高道祖５４１３－１	アスファルト	（株）アルファーアビエイション

名　　称	所　在　地	土地の状況	管理者
下妻市立下妻中学校	下妻市長塚乙３８－１	運動場	下妻市
高道祖訓練場	下妻市比毛１３４－４１	アスファルト	〃
下妻市立下妻小学校	下妻市下妻乙３８６	運動場	〃
下妻市立騰波ノ江小学校	下妻市若柳甲６４４	〃	〃
下妻市立上妻小学校	下妻市半谷４２６	〃	〃
下妻市立千代川中学校	下妻市鎌庭２７７７	〃	〃
鬼怒川河川敷	下妻市別府地先（右岸 27.25 km）	土	国
千代川運動公園多目的広場	下妻市鬼怒２５７	〃	下妻市
~~旧千代川中学校跡地~~	~~下妻市羽子１８８~~	~~〃~~	~~〃~~
ＪＡ常総ひかり千代川地区センター駐車場	下妻市唐崎９１６	アスファルト	JA 常総ひかり
筑波サーキット	下妻市村岡乙１５９	〃	（一財）日本オートスポーツセンター
砂沼広域公園観桜苑	下妻市下妻丙１７５	芝生	下妻市
（株）アルファーアビエイション前山下妻ヘリポート	下妻市高道祖５４１３－１	アスファルト	（株）アルファーアビエイション

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記

避難所必要物資等

■　災害時における避難所での必要物資リスト（想定）および調達方法

		必要物資	必要単位	必要時期	優先度	住民	市	県	流通
食料品（72 時間分）		飲料水	１人１日３リットル	発災当日	A	◎	◎	◎	○
		食糧	１人１日３食	発災当日	A	◎	◎	◎	◎
		粉ミルク	１人１日 140g	発災当日	A	◎	○	△	◎
		液体ミルク	１人１日１リットル	発災当日	A	◎	○	△	◎
		調味料	１人１日８０g	４日目以降	C	○	△	△	○
生活必需品	食器類	箸・スプーン	１人１膳（本）	２～３日目	B	○	△	△	◎
		皿	１人２枚（個）	２～３日目	B	○	△	△	◎
		茶碗	１人１個	２～３日目	B	○	△	△	◎
		ほ乳びん	１人１本	発災当日	A	◎	○	△	◎
		使い捨て哺乳瓶	１人８本	発災当日	A	◎	○	△	◎
	台所用品	鍋・ハンゴー	１世帯２個	４日目以降	C	○	△	△	○
		やかん	１世帯１個	４日目以降	C	○	△	△	○
		包丁・まな板	１世帯１個ずつ	４日目以降	C	○	△	△	○
		しゃもじ・お玉	１世帯１個ずつ	４日目以降	C	○	△	△	○
	衣類	シャツ・セーター等	１人１枚	４日目以降	C	○	○	△	○
		下着類	１人１組	４日目以降	C	○	○	△	○
		履物	１人１足	４日目以降	C	○	○	△	○
		作業着・軍手	１人１組ずつ	４日目以降	C	○	○	○	○
		雨具	１人１着	４日目以降	C	○	△	△	○
		紙おむつ	１人１日５枚（３日）	発災当日	A	◎	○	△	◎
		タオル	１人１本	２～３日目	B	◎	○	△	◎
		さらし	可能量	４日目以降	C	○	△	△	○
	毛布	毛布	１人２枚	発災当日	A	◎	◎	◎	◎
	衛生用品	石験	１人１個	４日目以降	C	○	○	△	○
		洗剤	１世帯１個	４日目以降	C	○	○	△	○
		洗濯用品	１世帯１組	４日目以降	C	○	○	△	○
		裁縫セット	１世帯１組	４日目以降	C	○	△	△	○
		バケツ・洗面器	１世帯１個	２～３日目	B	○	○	△	◎
		洗面用品	１世帯１個	２～３日目	B	○	○	△	◎
		生理用品	１人１袋	発災当日	A	◎	○	△	◎
		ちり紙	１世帯２ロール	２～３日目	B	◎	○	△	◎
		ビニール袋	１避難所 500 枚	２～３日目	B	○	○	△	◎

２－４避難所必要物資等

■　災害時における避難所での必要物資リスト（想定）および調達方法

		必要物資	必要単位	必要時期	優先度	住民	市	県	流通
食料品（72 時間分）		飲料水	１人１日３リットル	発災当日	A	◎	◎	◎	○
		食糧	１人１日３食	発災当日	A	◎	◎	◎	◎
		粉ミルク	１人１日 140g	発災当日	A	◎	○	△	◎
		液体ミルク	１人１日１リットル	発災当日	A	◎	○	△	◎
		調味料	１人１日８０g	４日目以降	C	○	△	△	○
生活必需品	食器類	箸・スプーン	１人１膳（本）	２～３日目	B	○	△	△	◎
		皿	１人２枚（個）	２～３日目	B	○	△	△	◎
		茶碗	１人１個	２～３日目	B	○	△	△	◎
		ほ乳びん	１人１本	発災当日	A	◎	○	△	◎
		使い捨て哺乳瓶	１人８本	発災当日	A	◎	○	△	◎
	台所用品	鍋・ハンゴー	１世帯２個	４日目以降	C	○	△	△	○
		やかん	１世帯１個	４日目以降	C	○	△	△	○
		包丁・まな板	１世帯１個ずつ	４日目以降	C	○	△	△	○
		しゃもじ・お玉	１世帯１個ずつ	４日目以降	C	○	△	△	○
	衣類	シャツ・セーター等	１人１枚	４日目以降	C	○	○	△	○
		下着類	１人１組	４日目以降	C	○	○	△	○
		履物	１人１足	４日目以降	C	○	○	△	○
		作業着・軍手	１人１組ずつ	４日目以降	C	○	○	○	○
		雨具	１人１着	４日目以降	C	○	△	△	○
		紙おむつ	１人１日５枚（３日）	発災当日	A	◎	○	△	◎
		タオル	１人１本	２～３日目	B	◎	○	△	◎
		さらし	可能量	４日目以降	C	○	△	△	○
	毛布	毛布	１人２枚	発災当日	A	◎	◎	◎	◎
	衛生用品	石験	１人１個	４日目以降	C	○	○	△	○
		洗剤	１世帯１個	４日目以降	C	○	○	△	○
		洗濯用品	１世帯１組	４日目以降	C	○	○	△	○
		裁縫セット	１世帯１組	４日目以降	C	○	△	△	○
		バケツ・洗面器	１世帯１個	２～３日目	B	○	○	△	◎
		洗面用品	１世帯１個	２～３日目	B	○	○	△	◎
		生理用品	１人１袋	発災当日	A	◎	○	△	◎
		ちり紙	１世帯２ロール	２～３日目	B	◎	○	△	◎
		ビニール袋	１避難所 500 枚	２～３日目	B	○	○	△	◎

現行計画（R4.3）

		必要物資	必要単位	必要時期	優先度	住民	市	県	流通
必要資機材	医薬品・医療用機器	救急医療セット	１避難所１個	発災当日	A	○	◎	◎	◎
		担架	１避難所２個	発災当日	A	○	◎	◎	○
	照明用資機材	懐中電灯	１世帯１本	発災当日	A	◎	◎	○	◎
		乾電池	１電灯４個	発災当日	A	◎	◎	○	◎
		ローソク	１避難所２０個	発災当日	A	◎	◎	○	◎
		点火用具	１世帯１個	発災当日	A	◎	◎	○	◎
	トイレ	仮設・簡易トイレ	－	発災当日	A	△	◎	◎	○
	シート・テント類	防水シート	１避難所５組（５枚）	発災当日	A	○	◎	◎	○
		テント	１避難所１台	発災当日	A	○	◎	◎	○
	炊事用資機材	炊飯装置	１避難所１個	２～３日目	B	○	◎	◎	○
		ろ水機	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	○
		給水槽	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	○
	冷暖房装置	扇風機	１避難所１０個	４日目以降	C	△	△	△	○
		暖房器具	１避難所１０個	４日目以降	C	△	△	△	○
	燃料等	燃料	１避難所 180 リットル	発災当日	A	△	○	○	◎
		石油ポンプ	１避難所１個	発災当日	A	○	◎	○	○
	救助用資機材	発電機	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	○
		投光器	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	△
	その他必要資機材	筆記用具	可能量	発災当日	B	○	○	△	△
		裁断用具	可能量	発災当日	B	○	○	△	△
		接着テープ・接着剤	可能量	発災当日	B	○	○	△	△
		輪ゴム	１避難所３０箱	２～３日目	B	○	△	△	△
		ラジオ	１避難所３個	発災当日	A	◎	○	△	△
		住宅地図	１避難所１式	２～３日目	B	○	◎	△	△
		リヤカー	１避難所１台	２～３日目	B	○	○	△	△

注１　「１避難所当たり」とは、避難者約３００人を想定している。これは、阪神・淡路大震災の際に神戸市において、最大避難者数が３１万７千人に対し、最大避難所数が１，１３８箇所であったことによる。
注２　食糧、飲料水については、発災後７２時間の量を示した。

優先度：高い　A　←→　C　低い
◎　：備蓄が必要と思われるもの（流通確保が必要なもの）
○　：できれば備蓄したいもの（できれば確保しておきたいもの）
△　：必ずしも備蓄が必要でないもの（必ずしも確保しておかなくても構わないもの）
※　「照明用資機材」はどちらか一方の備蓄で構わない。

修正案

		必要物資	必要単位	必要時期	優先度	住民	市	県	流通
必要資機材	医薬品・医療用機器	救急医療セット	１避難所１個	発災当日	A	○	◎	◎	◎
		担架	１避難所２個	発災当日	A	○	◎	◎	○
	照明用資機材	懐中電灯	１世帯１本	発災当日	A	◎	◎	○	◎
		乾電池	１電灯４個	発災当日	A	◎	◎	○	◎
		ローソク	１避難所２０個	発災当日	A	◎	◎	○	◎
		点火用具	１世帯１個	発災当日	A	◎	◎	○	◎
	トイレ	仮設・簡易トイレ	－	発災当日	A	△	◎	◎	○
	シート・テント類	防水シート	１避難所５組（５枚）	発災当日	A	○	◎	◎	○
		テント	１避難所１台	発災当日	A	○	◎	◎	○
	炊事用資機材	炊飯装置	１避難所１個	２～３日目	B	○	◎	◎	○
		ろ水機	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	○
		給水槽	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	○
	冷暖房装置	扇風機	１避難所１０個	４日目以降	C	△	△	△	○
		暖房器具	１避難所１０個	４日目以降	C	△	△	△	○
	燃料等	燃料	１避難所 180 リットル	発災当日	A	△	○	○	◎
		石油ポンプ	１避難所１個	発災当日	A	○	◎	○	○
	救助用資機材	発電機	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	○
		投光器	１避難所１個	発災当日	A	△	◎	◎	△
	その他必要資機材	筆記用具	可能量	発災当日	B	○	○	△	△
		裁断用具	可能量	発災当日	B	○	○	△	△
		接着テープ・接着剤	可能量	発災当日	B	○	○	△	△
		輪ゴム	１避難所３０箱	２～３日目	B	○	△	△	△
		ラジオ	１避難所３個	発災当日	A	◎	○	△	△
		住宅地図	１避難所１式	２～３日目	B	○	◎	△	△
		リヤカー	１避難所１台	２～３日目	B	○	○	△	△

注１　「１避難所当たり」とは、避難者約３００人を想定している。これは、阪神・淡路大震災の際に神戸市において、最大避難者数が３１万７千人に対し、最大避難所数が１，１３８箇所であったことによる。
注２　食糧、飲料水については、発災後７２時間の量を示した。

優先度：高い　A　←→　C　低い
◎　：備蓄が必要と思われるもの（流通確保が必要なもの）
○　：できれば備蓄したいもの（できれば確保しておきたいもの）
△　：必ずしも備蓄が必要でないもの（必ずしも確保しておかなくても構わないもの）
※　「照明用資機材」はどちらか一方の備蓄で構わない。

修正理由等

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

備蓄目標

項目		１人１日あたりの必要量	対象となる避難者の考え方	使用する係数	実際に必要と見込まれる量
1	飲料水	3ℓ	避難者	0.7（市の備蓄分担）	5,000 人×（3ℓ×3 日）×0.7＝31,500ℓ
2	食　糧	3 食	避難者	0.6（市の備蓄分担）	5,000 人×（3 食×3 日）×0.6＝27,000 食
3	毛　布	1 枚	家を失った避難者	0.45（市の備蓄分担）	5,000 人×（1 枚）×0.45＝2,250 枚

※　要避難者数は全人口の 10%程度（約 5,000 人）とした。

※　飲料水、食糧、毛布の備蓄分担は以下のとおりとした。

備蓄分担

品目	分担比率(%)			
	県	市	住民	合計
飲料水	10	70	20	100
食糧	20	60	20	100
毛布	50	45	5	100

２－５備蓄目標

■飲料水及び食料

項目		１人１日あたりの必要量	対象となる避難者の考え方	使用する係数	実際に必要と見込まれる量
1	飲料水	3ℓ	避難者	0.7（市の備蓄分担）	~~5,000~~ 4,200 人×（3ℓ×3 日）×0.7＝~~31,500~~ 26,460ℓ
2	食　糧	3 食	避難者	0.6（市の備蓄分担）	~~5,000~~ 4,200 人×（3 食×3 日）×0.6＝~~27,000~~ 22,680 食
~~3~~	~~毛　布~~	~~1 枚~~	~~家を失った避難者~~	~~0.45（市の備蓄分担）~~	~~5,000 4,200 人×（1 枚）×0.45＝2,250 1,890 枚~~

※　~~要~~ 想定避難者数は全人口の 10%程度（約 ~~5,000~~ 4,200 人）とした。

※　飲料水、食糧、~~毛布~~の備蓄分担は以下のとおりとした。

備蓄分担

品目	分担比率(%)				
	県	市	住民	合計
飲料水	10	70	20	100
食糧	20	60	20	100
~~毛布~~	~~50~~	~~45~~	~~5~~	~~100~~

■その他の備蓄目標（「茨城県地震被害想定を踏まえた備蓄方針」に示された主要品目）

項目		１人１日あたりの必要量	対象となる避難者の考え方	実際に必要と見込まれる量
1	毛　布	2 枚	避難者	1,400 人（県地震被害想定の発災初日分）×2 枚＝ 2,800 枚
2	携帯トイレ	5 回分	避難者	4,200 人×上水道支障率(*)×5 回×3 日分＝42,360 回分 *1 日目(0.88)，2 日目(0.60)，3 日目(0.55)
3	粉・液体ミルク	140g（1 ﾘｯﾄﾙ）	乳児	4,200 人×0 歳人口比率（0.008）×140g×3 日分＝14kg（または 100 ﾘｯﾄﾙ）
4	使い捨て哺乳瓶	5 本	乳児	4,200 人×0 歳人口比率（0.008）×5 本×3 日分＝504 本
5	乳児・小児用おむつ	8 枚	乳児・小児	4,200 人×0～2 歳人口比率（0.025）×8 枚×3 日分＝2,520 枚
6	大人用おむつ	8 枚	要介護の高齢者	4,200 人×0.005（想定係数）×8 枚×3 日分＝504 枚
7	トイレットペーパー	0.18 巻 ※50m 巻想定	避難者	4,200 人×0.18 巻×3 日分＝2,268 巻
8	生理用品	30 枚/週	避難者	4,200 人×12～51 歳女性人口比率(0.227）×1/4×30 枚/7 日×3 日分≒3,065 枚
9	マスク	2 枚	避難者	4,200 人×2 枚×3 日分＝25,200 枚
10	消毒液	2 本/1 避難所	避難者	41 避難所×2 本＝82 本
11	パーテーションテント	1 張/1 世帯	避難者	4,200 人÷2.42（R2.4.1 茨城県世帯当たり人口）≒1,736 張

※　想定避難者数は全人口の 10%程度（約 4,200 人）とした。

資料番号を付記

現況に合わせて修正

「茨城県地震被害想定を踏まえた備蓄方針」に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧 ■　飲料水兼用耐震性貯水槽一覧 名称：千代川中学校／住所：下妻市鎌庭 2777／容量：100㎥／備考： 名称：高道祖配水場内／住所：下妻市高道祖 1664-2／容量：1,100㎥／備考：地上設置型 ■　給水車等配備状況一覧 給水車：台数 —／容量（㎥） —／合計容量 — 給水タンク：台数 12／容量（㎥） —／合計容量 12 給水用ポリタンク：個数 110／容量（ℓ） 18／合計容量 1,980／連絡先 上下水道課 給水用ポリタンク：個数 580／容量（ℓ） 10（給水袋）／合計容量 5,800／連絡先 上下水道課	**２－６飲料水兼用耐震性貯水槽一覧、給水車等配備状況一覧** ■　飲料水兼用耐震性貯水槽一覧 名称：千代川中学校／住所：下妻市鎌庭 2777／容量：100㎥／備考： 名称：高道祖配水場内／住所：下妻市高道祖 1664-2／容量：1,100㎥／備考：地上設置型 ■　給水車等配備状況一覧 給水車：台数 —／容量（㎥） —／合計容量 — 給水タンク：台数 ~~12~~ 3 15／容量（㎥） ~~—~~ 0.5 1.0／合計容量 ~~12~~ 16.5 給水用ポリタンク：個数 ~~110~~ 4,500／容量（ℓ） ~~18~~ 6（給水袋）／合計容量 ~~1,980~~ 27,000／連絡先 上下水道課 給水用ポリタンク：個数 ~~580~~／容量（ℓ） ~~10（給水袋）~~／合計容量 ~~5,800~~／連絡先 ~~上下水道課~~	資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	**２－７広大地一覧（物資集積場所、各種活動拠点等の候補地一覧）** 名　　称 / 所　在　地 / 有効面積 / 管理者 下妻市役所 / 本城町三丁目１３番地 / 約 15,000 ㎡ / 市（資産経営課） ちよかわ幼稚園 / 宗道２０９５－１ / 約　850 ㎡ / 市（子育て支援課） 下妻小学校 / 下妻乙３８６ / 約 9,000 ㎡ / 市（教育総務課） 大宝小学校 / 大宝６２５ / 約 5,600 ㎡ / 市（教育総務課） 騰波ノ江小学校 / 若柳甲６４４ / 約 4,200 ㎡ / 市（教育総務課） 上妻小学校 / 半谷４２６ / 約 6,400 ㎡ / 市（教育総務課） 総上小学校 / 小島１１１６ / 約 2,700 ㎡ / 市（教育総務課） 豊加美小学校 / 加養１２８ / 約 4,100 ㎡ / 市（教育総務課） 高道祖小学校 / 高道祖２６３８－１ / 約 9,700 ㎡ / 市（教育総務課） 宗道小学校 / 宗道１２０ / 約 6,400 ㎡ / 市（教育総務課） 大形小学校 / 別府１９９ / 約 8,200 ㎡ / 市（教育総務課） 下妻中学校 / 長塚乙３８－１ / 約 26,000 ㎡ / 市（教育総務課） 東部中学校 / 大串９３０－１ / 約 21,000 ㎡ / 市（教育総務課） 千代川中学校 / 鎌庭２７７７ / 約 20,000 ㎡ / 市（教育総務課） 多賀谷城跡公園 / 本城町２丁目５０番地 / 約 2,400 ㎡ / 市（都市整備課） 上町公園 / 下妻丁２２７ / 約　800 ㎡ / 市（都市整備課） つくば下妻第二工業団地公園 / 大木１０００－５ / 約 1,200 ㎡ / 市（都市整備課） やすらぎの里しもつま / 大園木２５１－１ / 約 6,500 ㎡ / 市（都市整備課） 小貝川ふれあい公園（北） / 堀篭１６５０－１ / 約 1,800 ㎡ / 市（都市整備課） 小貝川ふれあい公園（中央） / 堀篭１６５０－１ / 約 38,000 ㎡ / 市（都市整備課） 小貝川ふれあい公園（南） / 堀篭１６５０－１ / 約 43,000 ㎡ / 市（都市整備課） 観桜苑 / 下妻丙１７５ / 約 8,600 ㎡ / 市（都市整備課） 緑地公園 / 鬼怒２５０ / 約 10,000 ㎡ / 市（都市整備課） 東部中央公園 / 本城町三丁目５０ / 約 4,500 ㎡ / 市（都市整備課） サンビーチ駐車場 / 長塚乙４－１ / 約 17,000 ㎡ / 市（都市整備課） リサイクルセンター / 中居指６５７－３ / 約 2,000 ㎡ / 市（環境課） 福祉センター「シルピア」 / 別府５４５ / 約 1,000 ㎡ / 市（長寿支援課） 福祉センター「砂沼荘」 / 下木戸４９３－６ / 約 1,800 ㎡ / 市（長寿支援課） 高道祖市民センター / 高道祖１００２ / 約 1,300 ㎡ / 市（公民館） 上妻市民センター / 柴２９ / 約　700 ㎡ / 市（公民館） Waiwai ドームしもつま / 下妻丁９１ / 約 3,800 ㎡ / 市（都市整備課） ビアスパークしもつま / 長塚乙７０－３ / 約 22,000 ㎡ / 市（農業政策課） 働く婦人の家 / 今泉２４０ / 約 1,800 ㎡ / 市（商工観光課） 道の駅しもつま / 数須１４０ / 約 9,700 ㎡ / 市（農業政策課） 旧養豚センター / 高道祖１６３１－５ / 約 6,000 ㎡ / 市（消防防災課・建設課） 市民文化会館北側駐車場 / 本城町三丁目３６ / 約 3,800 ㎡ / 市（資産経営課） 柳原球場 / 柳原７９１－１ / 約 21,000 ㎡ / 市（生涯学習課） 砂沼広域公園（スポーツゾーン） / 半谷７２４－１ / 約 12,000 ㎡ / 市（生涯学習課） 総合体育館 / 本城町三丁目３６番地 / 約 4,300 ㎡ / 市（生涯学習課） 千代川体育館 / 唐崎９４４ / 約 3,600 ㎡ / 市（生涯学習課） 千代川運動公園 / 鬼怒２５７ / 約 21,000 ㎡ / 市（生涯学習課） 大宝公民館 / 大串７３３ / 約 2,000 ㎡ / 市（公民館）	災害対策本部図上訓練等の教訓を踏まえて資料を追加

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

名　　称	所　在　地	有効面積	管理者
千代川公民館	鬼怒２３０	約 10,000 ㎡	市（公民館）
市立図書館	砂沼新田３５－１	約 5,800 ㎡	市（図書館）
ふるさと博物館	長塚乙７７	約 1,800 ㎡	市（公民館）
上妻地区クロッケー場	柴１７４－２	約　800 ㎡	市（長寿支援課）
宗道地区クロッケー場	宗道１３９－６	約　300 ㎡	市（長寿支援課）
鎌庭地区ゲートボール場	鬼怒９７７－１	約 1,400 ㎡	市（長寿支援課）
浜球場	加養２７３	約 10,000 ㎡	茨城県教育委員会
フィットネスパーク・きぬ 多目的第二グラウンド	二本紀１４６０－５	約 31,000 ㎡	下妻地方広域事務組合
下妻ストックヤード （ダンプ待避場）	二本紀１４５７－１	約 3,000 ㎡	下妻地方広域事務組合
県下水処理施設	中居指９９４	約 22,000 ㎡	茨城県
テイセン産業跡地	石の宮５５－１	約 13,000 ㎡	下妻市開発公社

※詳細は「市内広大地一覧表（部内資料）」を参照

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

自主防災組織一覧

令和４年１月現在

地区（組織数）		組織名	
下妻 （１５組織）		陣屋旭自主防災会	新町・砂沼新田自主防災会
		本宿本城自主防災会	栗山西木町自主防災会
		小野子自主防災会	上町第４自主防災会
		栗山東部自主防災会	長塚西部自主防災会
		新屋敷自主防災会	不動宿自主防災会
		西町自主防災会	上宿第八班自主防災組織
		長塚東部自主防災会	田町第１自主防災会
		峰自主防災組織	
上妻 （７組織）		前河原自主防災会	半谷上自主防災会
		平方自主防災会	砂沼第二団地自主防災会
		柴自主防災会	桐ヶ瀬自主防災会
		半谷南自主防災会	
大宝 （２組織）		横根自主防災会	比毛自主防災会
騰波ノ江 （１１組織）		福代地自主防災会	下宮地区自主防災会
		神明自主防災組合	筑波島自主防災会
		数須自主防災会	北浦自主防災会
		中郷自主防災会	貝越自主防災組織
		宇坪谷自主防災会	西宿自主防災会
		若柳上宿自主防災会	
豊加美 （５組織）		肘谷第１自主防災会	新堀自主防災会
		肘谷第２自主防災会	亀崎自治会自主防災会
		山尻常会自主防災会	
高道祖 （８組織）		桜塚自主防災組織	高道祖原中宿自主防災会
		高道祖本田自主防災会	高道祖原寺ヶ山自主防災会
		高道祖原上宿第１自治区自主防災組織	小渡東常会自主防災会
		原下宿自主防災会	高道祖中台自主防災会
千代川	蚕飼 （５組織）	大園木自主防災会	東鯨自主防災組織
		砂子自主防災会	西鯨自主防災会
		亀崎自主防災会	
	宗道 （１９組織）	下栗自主防災会	見田東自主防災会
		本宗道北自主防災会	唐崎自主防災会
		本宗道南・中自主防災会	長萱自主防災会
		本宗道東自主防災会	伊古立自主防災会
		宗道東一自主防災会	原北自主防災会
		宗道東二自主防災会	原南自主防災会
		宗道東三自主防災会	原新田自主防災会
		宗道西一自主防災会	羽子自主防災会
		宗道西二自主防災会	田下自主防災会
		見田西自主防災会	
	大形 （８組織）	鎌庭西自主防災会	別府新田自主防災会
		鎌庭東自主防災会	皆葉地区自主防災会
		鎌庭新宿自主防災会	五箇自主防災会
		別府本田自主防災会	村岡自主防災会

２－８自主防災組織一覧

令和８年７月現在

地区（組織数）		組織名	
下妻 （~~１５~~ １７組織）		陣屋旭自主防災会	栗山西木町自主防災会
		栗山東部自主防災会	西町自主防災会
		上宿自治区自主防災会	坂本自主防災会
		本宿本城自主防災会	小野子自主防災会
		大町自主防災会	峰自主防災組織
		新町・砂沼新田自主防災会	上町第４自主防災組織
		不動宿自主防災会	新屋敷自主防災会
		田町第１自主防災会	長塚東部自主防災会
		長塚西部自主防災会	
上妻 （~~７~~１１組織）		柴自主防災会	江防災会 絆 江災害対策協力隊
		平方自主防災会	渋井自主防災会
		桐ヶ瀬自主防災会	赤須自主防災会
		前河原自主防災会	半谷上自主防災会
		半谷北自主防災会	半谷南自主防災会
		砂沼第二団地自主防災会	
大宝 （２組織）		横根自主防災会	比毛自主防災会
騰波ノ江 （~~１１~~ １４組織）		若柳本田自主防災会	北浦自主防災会
		下宮地区自主防災会	若柳東宿自主防災会
		若柳上宿自主防災会	西宿自主防災会
		福代地自主防災会	神明自主防災会
		筑波島自主防災会	数須自主防災会
		下田自主防災会	貝越自主防災会
		中郷自主防災会	宇坪谷自主防災会
豊加美 （~~５~~ ６組織）		新堀自主防災会	亀崎自治会自主防災会
		肘谷第１自主防災会	肘谷第２自主防災会
		山尻常会自主防災会	東古沢自主防災会
高道祖 （~~８~~ ９組織）		高道祖本田自主防災会	高道祖原上宿第１自治区自主防災組織
		高道祖原中宿自主防災会	原下宿自主防災会
		高道祖原寺ヶ山自主防災会	小渡東常会自主防災会
		桜塚自主防災組織	小渡東常会自主防災会
		高道祖新町自主防災会	
千代川	蚕飼 （５組織）	大園木自主防災会	砂子自主防災会
		亀崎自主防災会	東鯨自主防災組織
		西鯨自主防災会	
	宗道 （１９組織）	田下自主防災会	下栗自主防災会
		本宗道北自主防災会	本宗道東自主防災会
		本宗道南・中自主防災会	宗道東一自主防災会
		宗道東二自主防災会	宗道東三自主防災会
		宗道西一自主防災会	宗道西二自主防災会
		見田西自主防災会	見田東自主防災会
		唐崎自主防災会	長萱自主防災会
		伊古立自主防災会	原北自主防災会
		原南自主防災会	原新田自主防災会
		羽子自主防災会	

資料掲載順の変更
現況に合わせて修正

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">地区（組織数）</th><th colspan="2">組織名</th></tr>
<tr><td rowspan="5">千代川</td><td rowspan="5">大形
（８組織）</td><td>鎌庭西自主防災会</td><td>鎌庭東自主防災会</td></tr>
<tr><td>鎌庭新宿（南北）自主防災会</td><td>別府本田自主防災会</td></tr>
<tr><td>別府新田自主防災会</td><td>皆葉自主防災会</td></tr>
<tr><td>五箇自主防災会</td><td>村岡自主防災会</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記

救急告示病院

名　　称	所　在　地	電　話	診療科目
平間病院	下妻市江 2051	0296-43-5100	・内科　・外科 ・呼吸器科　・消化器内科 ・循環器科　・整形外科 ・脳神経外科　・泌尿器科 ・皮膚科

災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院
基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	水戸	茨城県立中央病院
地域	水戸	水戸済生会総合病院
地域	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
地域	鹿行	医療法人社団善仁会　小山記念病院
地域	鹿行	神栖済生会病院
地域	土浦	総合病院　土浦協同病院
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
地域	つくば	筑波大学附属病院
地域	つくば	筑波記念病院
地域	取手・竜ケ崎	ＪＡとりで総合医療センター
地域	取手・竜ケ崎	つくばセントラル病院
地域	取手・竜ケ崎	牛久愛和総合病院
地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
地域	古河・坂東	古河赤十字病院
地域	古河・坂東	茨城西南医療センター病院

２－９救急告示病院

名　　称	所　在　地	電　話	診療科目
平間病院	下妻市江 2051	0296-43-5100	・内科　・外科 ・呼吸器科　・消化器内科 ・循環器科　・整形外科 ・脳神経外科　・泌尿器科 ・皮膚科

２－10 災害拠点病院・ＤＭＡＴ指定医療機関

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	~~全県~~ 水戸	水戸赤十字病院
地域	水戸	茨城県立中央病院
地域	水戸	水戸済生会総合病院
地域	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
地域	鹿行	医療法人社団善仁会　小山記念病院
地域	鹿行	神栖済生会病院
地域	土浦	総合病院　土浦協同病院
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
地域	つくば	筑波大学附属病院
地域	つくば	筑波記念病院
地域	取手・竜ケ崎	ＪＡとりで総合医療センター
地域	取手・竜ケ崎	つくばセントラル病院
地域	取手・竜ケ崎	牛久愛和総合病院
地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
地域	古河・坂東	古河赤十字病院
地域	古河・坂東	茨城西南医療センター病院
ＤＭＡＴ指定医療機関		総合病院　水戸協同医院
ＤＭＡＴ指定医療機関		取手北相馬保健医療センター医師会病院
ＤＭＡＴ指定医療機関		社会医療法人達生堂　城西病院

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記

消防関係施設一覧

本　部	名　称	住　所	電話番号
茨城西南広域消防本部	下妻消防署	下妻市本城町 2-22	43-1551
	千代川分署	下妻市宗道 2095-3	43-1642
	上妻出張所	下妻市黒駒 1043-8	43-5957
	高道祖出張所	下妻市高道祖 4394-1	43-2456

消防施設及び資機材

■　消防水利の状況（R3.4.1 現在）

消火栓	防火水槽
８６５	７２１

■　消防資機材

下妻消防署（下妻市のみ）　（R4.1.1 現在）								
署・分署・出張所数	消防職員数	消防ポンプ自動車等						
		普通ポンプ自動車	水槽付ポンプ自動車	救急車	はしご付自動車	救助工作車	化学車	広報車その他
4	86	1	4	3	1	1	1	4

下妻市消防団（R3.4.1 現在）			
分団数	団員数	消防ポンプ自動車等	
		普通ポンプ自動車	その他指揮車
7	370	20	1

２－11 消防関係施設一覧

本　部	名　称	住　所	電話番号
茨城西南広域消防本部	下妻消防署	下妻市本城町 2-22	43-1551
	千代川分署	下妻市宗道 2095-3	43-1642
	上妻出張所	下妻市黒駒 1043-8	43-5957
	高道祖出張所	下妻市高道祖 4394-1	43-2456

２－12 消防施設及び資機材

■　消防水利の状況（R3.4.1 現在）

消火栓	防火水槽
８６５	７２１

■　消防資機材

下妻消防署（下妻市のみ）　（R4.1.1 現在）								
署・分署・出張所数	消防職員数	消防ポンプ自動車等						
		普通ポンプ自動車	水槽付ポンプ自動車	救急車	はしご付自動車	救助工作車	化学車	広報車その他
4	86	1	4	3	1	1	1	4

下妻市消防団（R3.4.1 現在）			
分団数	団員数	消防ポンプ自動車等	
		普通ポンプ自動車	その他指揮車
7	370	20	1

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記

社会福祉施設一覧

■　介護老人福祉施設

名　称	所　在　地	電話番号	備考
社会福祉法人会　仁済会 特別養護老人ホーム　ラポールしもつま	下妻市江 1827-1	44-7300	
社会福祉法人　砂沼会 特別養護老人ホーム　愛宕園	下妻市下木戸 544-1	44-5387	
社会福祉法人　石下福祉会 特別養護老人ホーム　千代川さくら館	下妻市五箇 574	30-1511	
社会福祉法人　康明会 特別養護老人ホーム　加養の里	下妻市加養 493	30-6191	
社会福祉法人　はくさん 特別養護老人ホーム　はなみずきの杜	下妻市下栗 1223	54-5211	

■　介護老人保健施設

名　称	所　在　地	電話番号	備考
医療法人財団　白峰会 介護老人保健施設しろかね	下妻市下栗 1217	30-1811	
医療法人　光潤会 介護老人保健施設ルーエしもつま	下妻市江 1832	44-8000	

■　認知症対応型共同生活介護

名　称	所在地	電話番号	備考
グループホームうらら	下妻市石の宮 24-1	45-1500	
ケアプラザうららグループホーム	下妻市下妻戊 34-1	44-0110	
グループホーム　さわやか荘	下妻市南原 132-1	30-5800	
グループホーム　ゆうらく	下妻市江 2443-1	30-1400	
グループホーム千代川さくら館	下妻市五箇 574	30-1511	
グループホーム　絆	下妻市高道祖 1384-16	45-1703	

■　福祉センター等

名　称	所　在　地	電話番号	備考
下妻市福祉センターシルピア	下妻市別府 545	45-0220	
福祉センター砂沼荘	下妻市下木戸 493-6	44-5577	

2－13 社会福祉施設一覧

■　介護老人福祉施設

名　称	所　在　地	電話番号	備考
社会福祉法人会　仁済会 特別養護老人ホーム　ラポールしもつま	下妻市江 1827-1	44-7300	
社会福祉法人　砂沼会 特別養護老人ホーム　愛宕園	下妻市下木戸 544-1	44-5387	
社会福祉法人　石下福祉会 特別養護老人ホーム　千代川さくら館	下妻市五箇 574	30-1511	
社会福祉法人　康明会 特別養護老人ホーム　加養の里	下妻市加養 493	30-6191	
社会福祉法人　はくさん 特別養護老人ホーム　はなみずきの杜	下妻市下栗 1223	54-5211	

■　介護老人保健施設

名　称	所　在　地	電話番号	備考
医療法人財団　白峰会 介護老人保健施設しろかね	下妻市下栗 1217	30-1811	
医療法人　光潤会 介護老人保健施設ルーエしもつま	下妻市江 1832	44-8000	

■　認知症対応型共同生活介護

名　称	所在地	電話番号	備考
グループホームうらら	下妻市石の宮 24-1	45-1500	
ケアプラザうららグループホーム	下妻市下妻戊 34-1	44-0110	
グループホーム　さわやか荘	下妻市南原 132-1	30-5800	
グループホーム　ゆうらく	下妻市江 2443-1	30-1400	
グループホーム千代川さくら館	下妻市五箇 574	30-1511	
グループホーム　絆	下妻市高道祖 1384-16	45-1703	

■　福祉センター等

名　称	所　在　地	電話番号	備考
下妻市福祉センターシルピア	下妻市別府 545	45-0220	
福祉センター砂沼荘	下妻市下木戸 493-6	44-5577	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

■　児童養護施設

名　称	所在地	電話番号	備考
児童養護施設自生園	下妻市江 1882	45-0081	

■　保育園

名　称	所在地	電話番号	備考
下妻保育園	下妻市下妻丙 172	44-2245	
きぬ保育園	下妻市鬼怒 254-1	44-3933	
法泉寺保育園	下妻市本宿町 2-52	44-2300	
大宝保育園	下妻市大宝 725-1	43-6309	
西原保育園	下妻市高道祖 5160	44-3855	
もみの木保育園	下妻市半谷 484-2	54-6727	
大和保育園	下妻市長塚 506-1	48-6820	

■　身体障害者福祉作業所

名　称	所在地	電話番号	備考
身体障害者福祉作業所 夢工房おおぞら	下妻市北大宝219-2	44-8844	

■　知的障害者授産施設

名　称	所在地	電話番号	備考
マルニカレッジ	下妻市本城町 3 丁目 49 番地	30-0660	

■　障害福祉サービス事業

名　称	所在地	電話番号	備考
福祉ふれあいハウス	下妻市別府 1265-1	44-6990	

■　心身障害福祉センター

名　称	所在地	電話番号	備考
心身障害福祉センターひばりの	下妻市下木戸 493-6	44-3197	

■　児童養護施設

名　称	所在地	電話番号	備考
児童養護施設自生園	下妻市江 1882	45-0081	

■　保育園

名　称	所在地	電話番号	備考
下妻保育園	下妻市下妻丙 172	44-2245	
きぬ保育園	下妻市鬼怒 254-1	44-3933	
法泉寺保育園	下妻市本宿町 2-52	44-2300	
大宝保育園	下妻市大宝 725-1	43-6309	
西原保育園	下妻市高道祖 5160	44-3855	
もみの木保育園	下妻市半谷 484-2	54-6727	
大和保育園	下妻市長塚 506-1	48-6820	

■　身体障害者福祉作業所

名　称	所在地	電話番号	備考
身体障害者福祉作業所 夢工房おおぞら	下妻市北大宝219-2	44-8844	

■　知的障害者授産施設

名　称	所在地	電話番号	備考
マルニカレッジ	下妻市本城町 3 丁目 49 番地	30-0660	

■　障害福祉サービス事業

名　称	所在地	電話番号	備考
福祉ふれあいハウス	下妻市別府 1265-1	44-6990	

■　心身障害福祉センター

名　称	所在地	電話番号	備考
心身障害福祉センターひばりの	下妻市下木戸 493-6	44-3197	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記
		現況に合わせて修正

文教施設一覧

■　幼稚園

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
大宝幼稚園	下妻市大宝 606	43-5886	
騰波ノ江幼稚園	下妻市若柳甲 644	43-3420	
上妻幼稚園	下妻市半谷 426	43-5884	
豊加美幼稚園	下妻市加養 119	43-3327	
高道祖幼稚園	下妻市高道祖 2638-1	43-3483	
ちよかわ幼稚園	下妻市宗道 2095	43-7585	
下妻小友幼稚園	下妻市下妻乙 269	44-2810	
ふたば文化	下妻市本城町 1-54	44-2346	
下妻いずみ幼稚園	下妻市下妻丁 342-1	43-6630	

■　小学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
下妻市立下妻小学校	下妻市下妻乙 386	43-2181	
下妻市立大宝小学校	下妻市大宝 625	43-5887	
下妻市立騰波ノ江小学校	下妻市若柳甲 644	44-3611	
下妻市立上妻小学校	下妻市半谷 426	43-5885	
下妻市立総上小学校	下妻市小島 1116	44-2018	
下妻市立豊加美小学校	下妻市加養 128	44-2721	
下妻市立高道祖小学校	下妻市高道祖 2638-1	43-7575	
下妻市立宗道小学校	下妻市本宗道 120	44-3919	
下妻市立大形小学校	下妻市別府 199	44-2614	

■　中学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
下妻市立下妻中学校	下妻市長塚乙 38-1	43-3961	
下妻市立東部中学校	下妻市大串 1279	44-2731	
下妻市立千代川中学校	下妻市鎌庭 2777	44-2049	

■　高等学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
茨城県立下妻第一高等学校	下妻市下妻乙 226-1	44-5158	
茨城県立下妻第二高等学校	下妻市下妻乙 347-8	44-2549	

■　特別支援学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
茨城県立下妻特別支援学校	下妻市半谷 492-4	44-1800	

2－14 文教施設一覧

■　幼稚園

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
~~大宝幼稚園~~	~~下妻市大宝 606~~	~~43-5886~~	
~~騰波ノ江幼稚園~~	~~下妻市若柳甲 644~~	~~43-3420~~	
上妻幼稚園	下妻市半谷 426	43-5884	
~~豊加美幼稚園~~	~~下妻市加養 119~~	~~43-3327~~	
~~高道祖幼稚園~~	~~下妻市高道祖 2638-1~~	~~43-3483~~	
ちよかわ幼稚園	下妻市宗道 2095	43-7585	
下妻小友幼稚園	下妻市下妻乙 269	44-2810	
ふたば文化	下妻市本城町 1-54	44-2346	
下妻いずみ幼稚園	下妻市下妻丁 342-1	43-6630	

■　小学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
下妻市立下妻小学校	下妻市下妻乙 386	43-2181	
下妻市立大宝小学校	下妻市大宝 625	43-5887	
下妻市立騰波ノ江小学校	下妻市若柳甲 644	44-3611	
下妻市立上妻小学校	下妻市半谷 426	43-5885	
下妻市立総上小学校	下妻市小島 1116	44-2018	
下妻市立豊加美小学校	下妻市加養 128	44-2721	
下妻市立高道祖小学校	下妻市高道祖 2638-1	43-7575	
下妻市立宗道小学校	下妻市本宗道 120	44-3919	
下妻市立大形小学校	下妻市別府 199	44-2614	

■　中学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
下妻市立下妻中学校	下妻市長塚乙 38-1	43-3961	
下妻市立東部中学校	下妻市大串 1279	44-2731	
下妻市立千代川中学校	下妻市鎌庭 2777	44-2049	

■　高等学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
茨城県立下妻第一高等学校	下妻市下妻乙 226-1	44-5158	
茨城県立下妻第二高等学校	下妻市下妻乙 347-8	44-2549	

■　特別支援学校

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
茨城県立下妻特別支援学校	下妻市半谷 492-4	44-1800	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	***下妻市地域防災計画（資料編）*** **第３章　災害応急対策計画関係資料**	中表紙を挿入

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

非常・緊急電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1　気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって，緊急を要するもの	気象機関相互間
	2　洪水，津波，高潮等が発生し，若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4　鉄道その他の交通施設（道路，港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し，緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し，緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し，緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災，事変その他の非常事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1　気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって，緊急を要するもの	気象機関相互間
	2　火災，集団的疫病，交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3　治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し，緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5　天災，事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記 11 の基準に該当する新聞社，放送事 業者又は通信社の機関相互間
	6　船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記 12 の病院相互間
	7　水道，ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

３－１非常・緊急電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1　気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって，緊急を要するもの	気象機関相互間
	2　洪水，津波，高潮等が発生し，若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4　鉄道その他の交通施設（道路，港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し，緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し，緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し，緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災，事変その他の非常事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1　気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって，緊急を要するもの	気象機関相互間
	2　火災，集団的疫病，交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3　治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し，緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5　天災，事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記 11 の基準に該当する新聞社，放送事 業者又は通信社の機関相互間
	6　船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記 12 の病院相互間
	7　水道，ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
資料番号を付記		

非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関

機　　関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
国土交通省下館河川事務所	電気通信係	筑西市二木成 1753 0296（25）2173	308-0841

警察通信設備の使用手続き

警　察　電　話　使　用　申　込　書

使 用 の 理 由	
通　信　事　項	
発　信　者　名 住所及び 電話番号	
着　信　者　名 住所及び 電話番号	
処　　置	利用又は利用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

令和　　年　　月　　日
茨城県警察本部長
殿
（○○警察署長）
下妻市総務部消防交通課長　氏　名　　印

（注）本申込書は正、副の複写とし、消防交通課長氏名印は正のみとする。

３－２非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関

機　　関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
国土交通省下館河川事務所	~~電気通信係~~ 管理課	筑西市二木成 1753 0296（25）~~2173~~ 2169（内）390	308-0841

３－３警察通信設備の使用手続き

警　察　電　話　使　用　申　込　書

使 用 の 理 由	
通　信　事　項	
発　信　者　名 住所及び 電話番号	
着　信　者　名 住所及び 電話番号	
処　　置	利用又は利用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

令和　　年　　月　　日
茨城県警察本部長
殿
（○○警察署長）
下妻市総務部消防~~交通~~防災課長　氏　名　　印

（注）本申込書は正、副の複写とし、消防~~交通~~防災課長氏名印は正のみとする。

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

組織名変更（消防交通課→消防防災課）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
## 防災相互通信用無線局一覧 使用周波数　158.35MHz 免許人：国土交通所（関東地方整備局） 呼び出し名：けんせつしもだて 81～87 / けんせつついさ 50～53 / けんせつかまにわ 50～54 / けんせつくろこ 50～52 / けんせつみつかいどう 50～54 局種：ＭＬ / 〃 / 〃 / 〃 / 〃 出力（W）：5 / 5 / 5 / 5 / 5 設置（常置）場所：筑西市二木成 1753 下館河川事務所 / 筑西市女方 173 下館河川事務所伊讃出張所 / 常総市新石下 1302 下館河川事務所鎌庭出張所 / 筑西市井上 890－6 下館河川事務所黒子出張所 / 常総市水海道橋本町 3526－1 下館河川事務所水海道出張所	## ３－４防災相互通信用無線局一覧 使用周波数　158.35MHz 免許人：国土交通所（関東地方整備局） 呼び出し名：けんせつしもだて 81～87 / けんせつついさ 50～53 / けんせつかまにわ 50～54 / けんせつくろこ 50～52 / けんせつみつかいどう 50～54 局種：ＭＬ / 〃 / 〃 / 〃 / 〃 出力（W）：5 / 5 / 5 / 5 / 5 設置（常置）場所：筑西市二木成 1753 下館河川事務所 / 筑西市女方 173 下館河川事務所伊讃出張所 / 常総市新石下 1302 下館河川事務所鎌庭出張所 / 筑西市井上 890－6 下館河川事務所黒子出張所 / 常総市水海道橋本町 3526－1 下館河川事務所水海道出張所	資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

火災・災害等即報要領の様式

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造　建築面積　㎡ 階層　延べ面積　㎡		
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

３－５火災・災害等即報要領の様式

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造　建築面積　㎡ 階層　延べ面積　㎡		
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

資料番号を付記

消防応第 78 号（令和７年 12 月 22 日）「火災・災害等速報要領の一部改正について（通知）」に対応（以下各号様式も同様）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第２号様式　（特定の事故）

事故名｛1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故　2　危険物等に係る事故　3　原子力施設等に係る事故　4　その他特定の事故｝

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス　5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）

事故名｛1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故　2　危険物等に係る事故　3　原子力施設等に係る事故　4　その他特定の事故｝

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス　5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）		（市町村）									
	消防機関等の活動状況		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）		（市町村）									
	消防機関等の活動状況		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

現行計画（R4.3）

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

修正案

修正理由等

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

| 都道府県 | | |

現行計画（R4.3）

（記述なし）

修正案

第４号様式（その2）　別紙

都道府県名（　　）

（市町村ごとの人的被害・住家被害）

市町村名	人的被害					住家被害				
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
				重傷	軽傷					
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

修正理由等

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

市の各種報告様式等

発　信　用　紙

本部長	副本部長			所管部長	起案者	本部会議 審　議	庁内 放送
						要　否	要　否
						了	了

あて先

件　名

令和　　年　　月　　日　　時　　分

下妻市災害対策本部発第　　号

本文

発信済

下妻市災害対策本部

３－６市の各種報告様式等

発　信　用　紙

本部長	副本部長			所管部長	起案者	本部会議 審　議	庁内 放送
						要　否	要　否
						了	了

あて先

件　名

令和　　年　　月　　日　　時　　分

下妻市災害対策本部発第　　号

本文

発信済

下妻市災害対策本部

資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

受　信　用　紙

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名			本部会議 審　議	庁内 放送
					要　否	要　否
	電話	所属			了	了

件　名

令和　　年　　月　　日　　時　　分

下妻市災害対策本部受第　　号

本文

本信に対する措置の大要

下妻市災害対策本部

受　信　用　紙

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名			本部会議 審　議	庁内 放送
					要　否	要　否
	電話	所属			了	了

件　名

令和　　年　　月　　日　　時　　分

下妻市災害対策本部受第　　号

本文

本信に対する措置の大要

下妻市災害対策本部

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

災 害 概 況 即 報

災害名　　（第　報）

※　項目ごとに情報源を明記すること。

報告日時	年　月　日　時　分
市 町 村	
所 属 名	
報告者名	

※　項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	地震、水害、火災、			発生日時	年　月　日　時　分			
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） ※　＿＿＿＿＿市＿＿丁目＿＿番								
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）									
応急対策の状況	（応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）									

災 害 概 況 即 報

災害名　　（第　報）

※　項目ごとに情報源を明記すること。

報告日時	年　月　日　時　分
市 町 村	
所 属 名	
報告者名	

※　項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	地震、水害、火災、			発生日時	年　月　日　時　分			
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） ※　＿＿＿＿＿市＿＿丁目＿＿番								
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）									
応急対策の状況	（応急措置、自主防災組織等・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）									

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

要　請　情　報

災害名　　（第　　報）

要請日時	年　月　日　　時　分
主管部名	
部 長 名	
担当者名	

災害種別	地震、水害、火災、その他

要請の概要	種　　別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（　　）
	内　　容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※　別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数・又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場　　所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	その他必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要請にいたった理由		（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）

要　請　情　報

災害名　　（第　　報）

要請日時	年　月　日　　時　分
主管部名	
部 長 名	
担当者名	

災害種別	地震、水害、火災、その他

要請の概要	種　　別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（　　）
	内　　容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※　別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数・又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場　　所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	その他必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要請にいたった理由		（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

調　査　個　表

令和　　年　　月　　日作成

調査員	部　　課

調　査　個　表

（作成補助者氏名　　）

世帯主	住　所	市　　丁目　　番地 番地の	号
	氏　名	世帯人員　　人	
被災状況	災害の原因	1.　風水害　　2.　地震災害　　3.　その他	
	被災年月日	令和　　年　　月　　日	
	被災場所		
	被災の程度	住家の被害	1.　全壊（焼）　　2.　流失　　3.　半壊（　焼） 4.　一部破損　　5.　床上浸水（　cm）　　6.　床下浸水
		人的被害	1.　死　　亡　　人　　2.　行方不明　　人 3.　重　　症　　人　　4.　軽　　症　　人

		氏　名	続柄	年令	備　考
特記事項	世帯人員				

調　査　個　表

令和　　年　　月　　日作成

調査員	部　　課

調　査　個　表

（作成補助者氏名　　）

世帯主	住　所	市　　丁目　　番地 番地の	号
	氏　名	世帯人員　　人	
被災状況	災害の原因	1.　風水害　　2.　地震災害　　3.　その他	
	被災年月日	令和　　年　　月　　日	
	被災場所		
	被災の程度	住家の被害	1.　全壊（焼）　　2.　流失　　3.　半壊（　焼） 4.　一部破損　　5.　床上浸水（　cm）　　6.　床下浸水
		人的被害	1.　死　　亡　　人　　2.　行方不明　　人 3.　重　　症　　人　　4.　軽　　症　　人

		氏　名	続柄	年令	備　考
特記事項	世帯人員				

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

被害状況等報告様式（茨城県）

災害による県有財産被害状況報告書

年　月　日　時現在　　（棟）　（㎡）　（万円）

主管課名	出先機関の名称	土		地		建		物			その他	被害状況	復旧費
		流出・埋没	冠水	崩壊	その他	流出	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水			

1　報告系統　　出先機関　総務部管財班→本部

社会福祉施設の被害状況報告書

社会福祉施設被害総括表　(1)

年　月　日　時現在　　保健福祉部（厚生総務課）

施設区分	公立		私立		計		備考
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
保護施設							
児童福祉施設（児童遊園を除く）							
老人福祉施設							
身体障害者更生援護施設							
知的障害者更生援護施設							
その他							
合計							

（金額　単位：千円）

（報告系統）　厚生総務課／福祉指導課／子ども家庭課／高齢福祉課／障害福祉課 → 保健福祉部救助班→本部

３－７被害状況等報告様式（茨城県）

別表１

災害による県有財産被害状況報告書

年　月　日　時現在　　（棟）　（㎡）　（万円）

主管課名	出先機関の名称	土		地		建		物			その他	被害状況	復旧費
		流出・埋没	冠水	崩壊	その他	流出	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水			

1　報告系統　　出先機関　総務部管財班→本部

別表２

社会福祉施設の被害状況報告書

社会福祉施設被害総括表　(1)

年　月　日　時現在　　~~保健~~福祉部（福祉政策課　~~厚生総務課~~）

施設区分	公立		私立		計		備考
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
保護施設							
児童福祉施設（児童遊園を除く）							
老人福祉施設							
障害者福祉施設 ~~身体障害者更生援護施設~~							
~~知的障害者更生援護施設~~							
その他							
合計							

（金額　単位：千円）

~~（報告系統）　厚生総務課／福祉指導課／子ども家庭課／高齢福祉課／障害福祉課 → 保健福祉部救助班→本部~~

（報告系統）　福祉政策課／長寿福祉課／障害福祉課／少子化対策課／子ども未来課／青少年家庭課 → 福祉部福祉政策班→本部

資料番号を付記

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

社会福祉施設被害内訳表(2)

年　月　日　時現在　　保健福祉部（厚生総務課）

市町村＼施設区分	公立														私立													
	保護施設		児童福祉施設		老人福祉施設		身体障害者更生援護施設		知的障害者更生援護施設		その他		合計		保護施設		児童福祉施設		老人福祉施設		身体障害者更生援護施設		知的障害者更生援護施設		その他		合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
合計																												

（金額　単位：千円）

社会復帰施設の被害状況報告書

社会復帰施設被害総括表(1)

年　月　日　時現在　　保健福祉部（障害福祉課）

施設区分	公立		私立		計		備考
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
生活訓練施設（援護寮）							
福祉ホーム							
グループホーム（地域生活援助事業）							
授産施設							
共同作業所							
精神科デイケア施設							
その他							
合計							

（金額　単位：千円）

（報告系統）　市町村→保健福祉部医療救護班→本部

社会福祉施設被害内訳表(2)

年　月　日　時現在　　~~保健~~福祉部（~~厚生総務課~~ 福祉政策課）

市町村＼施設区分			公立												私立													
	保護施設		児童福祉施設		老人福祉施設		障害者福祉施設		~~身体障害者更生援護施設~~		~~知的障害者更生援護施設~~		その他	合計	保護施設		児童福祉施設		老人福祉施設		障害者福祉施設		~~知的障害者更生援護施設~~		その他	合計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	~~箇所~~	~~金額~~	~~箇所~~	~~金額~~	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	~~箇所~~	~~金額~~	箇所	金額	箇所	金額
合計																												

（金額　単位：千円）

社会復帰施設の被害状況報告書

社会復帰施設被害総括表(1)

年　月　日　時現在　　~~保健~~福祉部（~~厚生総務課~~ 福祉政策課）

施設区分	公立		私立		計		備考
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
生活訓練施設（援護寮）							
福祉ホーム							
グループホーム（地域生活援助事業）							
授産施設							
共同作業所							
精神科デイケア施設							
その他							
合計							

（金額　単位：千円）

（報告系統）　市町村→~~保健福祉部医療救護班~~→本部
福祉部避難行動要支援者班

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
社会復帰施設被害内訳表(2) 年　月　日　時現在　　保健福祉部（障害福祉課） 施設区分 / 市町村 公立：生活訓練施設／福祉ホーム／グループホーム／授産施設／共同作業所／精神科デイケア施設／合計 私立：生活訓練施設／福祉ホーム／グループホーム／授産施設／共同作業所／精神科デイケア施設／合計 各：箇所／金額 合計 （金額　単位：千円）	社会復帰施設被害内訳表(2) 年　月　日　時現在　　~~保健~~福祉部（~~厚生総務課~~ 福祉政策課） 施設区分 / 市町村 公立：生活訓練施設／福祉ホーム／グループホーム／授産施設／共同作業所／精神科デイケア施設／合計 私立：生活訓練施設／福祉ホーム／グループホーム／授産施設／共同作業所／精神科デイケア施設／合計 各：箇所／金額 合計 （金額　単位：千円）	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

現行計画（R4.3）

環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1　一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年　月　日　時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統　市町村→廃棄物対策課→本部

2　医療救護活動状況

年　月　日　時現在

市町村	設置状況	活動状況					医療施設への搬送人員	備考
		従事者				応急措置		
		医師	看護	その他	計			
	ヶ所	人	人	人	人	人	人	

報告系統　保健所→保健福祉部医療救護班→本部

修正案

別表３

環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1　一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年　月　日　時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統　市町村→~~廃棄物対策課~~ 資源循環推進課→本部

2　医療救護活動状況

年　月　日　時現在

市町村	設置状況	現在までの傷病者受入数	医療救護チームの活動状況	不足する医薬品等	後方医療施設への搬送状況	必要な支援
	ヶ所	人				

報告系統　保健所→~~保健福祉部医療救護班~~ 保健医療部保健政策班→本部

修正理由等

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3　衛生関係施設等の被害状況報告書 （1）　医療施設（病院，一般診療所，歯科診療所） 年　月　日　時現在 名　称 / 住　所 / 被害状況 / 備　考 （2）　市町村保健センター 年　月　日　時現在 名　称 / 被　害　状　況 / 備　考 （3）　水道施設の被害状況 年　月　日　時現在 市町村名 / 水道名 / 現在給水人口 / 影響世帯数 / 影響人口 / 断減水状況 / 原因 / 応急対策 / 備考 報告系統　保健所→保健福祉部医療救護班→本部	3　衛生関係施設等の被害状況報告書 （1）　医療施設（病院，一般診療所，歯科診療所） 年　月　日　時現在 名　称 / 住　所 / 被害状況 / 備　考 ~~（2）　市町村保健センター~~ 表削除 ~~年　月　日　時現在~~ ~~名　称 / 被　害　状　況 / 備　考~~ （2）　水道施設の被害状況 年　月　日　時現在 市町村名 / 水道名 / 現在給水人口 / 影響世帯数 / 影響人口 / 断減水状況 / 原因 / 応急対策 / 備考 報告系統　保健所→~~保健福祉部医療救護班~~ 保健医療部医療対策班→本部	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
商工業被害状況報告書 市町村名 年　月　日　時現在 （削除）	（削除）	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

項目 / 業種	被害企業数	被害内訳	営業用不動産損害(1)	営業用不動産損害(2)
商　業	件	浸　水　件	万円	万円
		半　壊　〃		
		全　壊　〃		
		流　出　〃		
		その他　〃		
工　業	件	浸　水　〃		
		半　壊　〃		
		全　壊　〃		
		流　出　〃		
		その他　〃		
鉱　業	件	浸　水　〃		
		半　壊　〃		
		全　壊　〃		
		流　出　〃		
		その他　〃		
計	件	浸　水　〃		
		半　壊　〃		
		全　壊　〃		
		流　出　〃		
		その他　〃		

１　報告系統　　市町村→県民センター→本部

２　(1)　商品，半製品，製品，原材料

　　(2)　店舗，工場，設備

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（災害発生通知書様式第１号） 災　害　発　生　通　知　書 報告機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ １　災害の種類 ２　災害発生の日時 ３　災害発生の地域 ４　災害発生時の気象概況 ５　被害の概況 （被害見込面積または数量，被害見込金額等） 報告系統　市町村→県民センター→本部 （被害速報様式第２号） 被　災　報　告 報告機関名	別表４（様式第１号）【以下、別表４～24まで様式全て差替え】 様式第１号　災害発生通知 災害発生通知 月　日　時 報告機関名：　　（担当：　　） 災害発生状況 / 被害状況 / 備考 災害の種類 / 発生日時 / 場所又は地域 / 発生状況 / 被害作物 / 現在の生育段階 / 被害状態 / 被害程度 / 被害面積 / 備考（災害への避難・対応状況等） 記載事項 １　場所又は業績は，大字名まで記入する。 ２　被害状況欄の各項目は，被害の種類に応じて適宜変更する。 別表５（様式第２号第１表） 様式第２号　農業関係被害総括表（第〇報） 第１表　農業関係施設等被害（第〇報） 災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在 災害名：　　報告機関名： 施設等 / 件数 / 被害額（千円） / 備考 共同利用施設 農業用ハウス 農業用倉庫・処理加工施設等 畜産用施設 農業・畜産用機械 その他 計 記載事項 １　「共同利用施設」には，暫定法第２条第４項に規定する共同利用施設を記入する。 ２　「農業用ハウス」，「農業用倉庫・処理加工施設等」，「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には，「共同利用施設」を除き，地方公共団体が所有しない又は管理しないもののうち該当するものを記入する。 ３　「農業用ハウス」には，農業用のパイプハウス，耐候性ハウス，ガラス温室等の施設を記入する。 ４　「農業用倉庫・処理加工施設等」には，農作物倉庫，生産資材倉庫，農機具格納庫，処理加工施設，生産資材製造施設等の農業用の施設（「農業用ハウス」を除く）を記入する。 ５　「畜産用施設」には，牛舎，豚舎，鶏舎，堆肥舎等の畜産用の施設を記入する。 ６　「農業・畜産用機械」には，トラクター，耕耘機，田植機，噴霧器，刈払機，コンバイン，運搬機，搾乳機等の農業・畜産用の機械を記入する。 ７　「その他」には，他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し，又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）はこちらに記入する。 ８　用途が複数の施設については，その主たる用途の欄に記入する。	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応 以下、各資料の掲載順が変更されているため、現行修正案は県計画の掲載順に整理した。

業種別		被害面積（数量）	被害見込金額	備考
農作物関係	水陸稲			
	麦類			
	野菜			
	果樹			
	工芸作物			
	茶			
	桑			
	飼料作物			
	その他			
	計			
家畜等	家畜			
	畜産物			
	繭			
	その他			
	計			
合計				

報告系統　市町村→農林事務所→本部

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（被害速報様式第２号の１） 被　害　速　報 業　種　別 / 被害件数 / 被害見込金額 / 備　考 共同利用施設：畜産関係／蚕糸関係／園芸関係／入植関係／その他／計 非共同利用施設：畜産関係／蚕糸関係／園芸関係／入植関係／その他／計 牧草地 牧野施設 果樹、桑樹、茶樹の樹体被害 地方公共団体の施設：畜産関係／蚕糸関係／園芸関係／入植関係／その他／計 合　計 報告系統　市町村→農林事務所→本部	別表６（様式第２号第２表） 第２表　農作物，樹体及び家畜等被害（第○報） 災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在 災　害　名：　　報告機関名： 農作物：水陸稲／麦類／雑穀，いも，豆類／野菜／果実／工芸作物／保存用作物／花き／桑／茶／その他／計（面積 ha） 樹体：果樹／桑樹／茶樹／計（面積 ha） 家畜等：家畜（家きんを含む）／畜産物／飼料／計（被害数量） 在庫品（ｔ） 合計 記載事項 １　在庫品とは，農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物をいう。 別表７（様式第２号第３表（その１）） 農業関係被害内訳表（第○報） 第３表　農作物被害（その１）（第○報） 災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在 災　害　名：　　報告機関名： 農作物等名 / 被害面積（計 / うち３０％以上）（ha） / 被害減収量（t） / 単価（円） / 被害額（千円） / 備考 水陸稲：水稲／陸稲／計 麦類：小麦／大麦／裸麦／計 雑穀・いも・豆類：かんしょ／ばれいしょ／だいず／えんどう／いんげんまめ／あずき／ささげ／らっかせい／計 野菜：きゅうり／なす／トマト／キャベツ／はくさい／ねぎ／計 記載事項 １　「農作物等名」欄は，被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。 ２　「備考」欄には，主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）

（被害概況（確定）報告書様式第３のＡ）

Ａ　農作物被害

災害の種類　　調査年月日　年　月　日

現在

報告機関名

作物名			作付面積	被害程度別面積 30%以下	30～50	50～70	70～90	90～100	計	収穫皆無換算面積	被害減収量	単価	被害金額
主要食糧作物	水稲												
	陸稲												
	麦類	６条大麦											
		２条大麦											
		小麦											
		裸麦											
	計												
	なたね												
	豆類												
	甘しょ												
	馬鈴薯												
	雑穀												
小計													
飼料作物													
作物													
小計													
園芸作物	野菜												
	小計												
	果樹												
	小計												
園芸作物計													
工芸作物													
工芸作物計													
その他	茶												
	桑												
その他計													
合計													

１　米麦類の10aあたり収穫量は農業共済組合が定める基準収穫量とすること。その他の作物は過去５ヵ年の最高最低を除いた３ヵ年の平均収穫量とすること。

２　価格単価は米麦類にあっては政府買入価格とし，その他の作物は被害時価格とすること。

報告系統　市町村→農林事務所→本部

修正案

別表８（様式第２号第３表（その２））

第３表　農作物被害（その２）（第〇報）

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在

災害名：　　報告機関名：

農作物等名		被害面積 計	うち30%以上	被害減収量	単価	被害額	備考
果樹		ha	ha	t	円	千円	
	みかん						
	りんご						
	なし						
	もも						
	計						
工芸作物	たばこ						
	でんさい						
	さとうきび						
	なたね						
	こんにゃく						
	計						
飼料用作物	牧草						
	とうもろこし						
	えん麦						
	計						
花き	切花類						
	鉢物類						
	花木類						
	球根類						
	芝						
	計						
茶							
桑							
合計							

記載事項

１　「農作物等名」欄は，被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。

２　「備考」欄には，主な被害地域名（または市町村名）及び被害の基準等を記入する。

別表９（様式第２号第４表）

第４表　樹体被害（第〇報）

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在

災害名：　　報告機関名：

樹種名			被害程度別面積 軽	中	重	計	単価	被害額	備考
果樹			ha	ha	ha	ha	円	千円	
	みかん	成園							
		未成園							
		計							
	りんご	成園							
		未成園							
		計							
	計								
茶樹	成園								
	未成園								
	計								
桑樹	成園								
	未成園								
	計								
合計									

記載事項

１　「樹種名」欄の落葉については，被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する。

２　「備考」欄には，主な被害地域名（または市町村名）及び被害の基準等を記入する。

３　「被害程度別面積」の「甚」「中」「軽」欄には，次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。

（１）樹体損傷の程度

ア　「甚」とは，樹体が枯失，埋没若しくは根元したもの，幹が折損若しくはほとんどなくなったもの，７６％以上のせん定，若しくはそれある等の損傷を受けたもの又はこれら以外の損傷を受け果実若しくは葉を著すると認められるもの

イ　「中」とは，３６％以上７５％未満の生傷が認め，又は折れ，損失程度の損傷が大きいか，これに準ずるもの

ウ　「軽」とは，３５％未満の生傷が認め，又は損失，破壊程度が甚しくないか，これに準ずるもの

（２）落葉の程度

ア　「甚」とは，落葉，葉の巻もう，葉の枯死等の被害が７０％以上と認められるもの

イ　「中」とは，落葉，葉の巻もう，葉の枯死等の被害が５０％以上７０％未満と認められるもの

ウ　「軽」とは，落葉，葉の巻もう，葉の枯死等の被害が５０％未満と認められるもの

修正理由等

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）

家畜，畜産物等被害

調査年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

報告機関名＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 家畜の被害

	死亡・流出		疾病・傷害		流出・埋没		全壊		半壊		被害合計額
	頭数	被害額	頭数	被害額	棟数	被害額	棟数	被害額	棟数	被害額	
乳牛											
肉用牛											
馬											
めん(山)羊											
にわとり											
畜舎											
計											

(2) 畜産物の被害

畜産物名	被害件数	被害額	内訳（算出の基礎）
	件	千円	

報告系統　市町村→農林事務所→本部

修正案

別表第10（様式第２号第５表）

第５表　家畜等及び畜舎被害（第○報）

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在

災害名：　　報告機関名：

家畜等及び畜舎等			被害数量	単価	被害額	備考
家畜等				円	千円	
	乳用牛	成牛（生後１年以上）				
		子牛（生後１年未満）				
		計				
	肉用牛	成牛（生後１年以上）				
		子牛（生後１年未満）				
		計				
	豚	成豚（生後１００日以上）				
		子豚（生後１００日未満）				
		計				
	採卵鶏	成鶏（ふ化後５ヶ月）				
		雛　（ふ化後５ヶ月未満）				
		計				
	ブロイラー					
	馬					
	めん羊					
	その他					
	畜産物					
	計					
畜舎	かいこ					
	まゆ					
	計					
合計						

記載事項

「備考」欄には，主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。

別表11（様式第２号の（Ａ））

様式第2号の(A)

農業共同利用施設被害報告書（第○報）

（地方公共団体以外の者が所有する共同利用施設）

災害発生日：　年　月　日　　調査年月日：　年　月　日　時現在

災害名：　　報告機関名：

	種類	施設名	全壊 件数	面積	被害額	大破 件数	面積	被害額	中規模 件数	面積	被害額	小破 件数	面積	被害額	計 件数	面積	被害額	備考
				㎡	千円		㎡	千円		㎡	千円		㎡	千円		㎡	千円	
農業施設組合等の一連の公共施設の一部		小計																
		小計																
	小計	小計																
その他所有のもの		小計																
		小計																
	小計	小計																
合計		小計																
		小計																
		計																

記載事項

1 区分欄は，国営事業，公団事業，県営事業，市町村営事業等を記入する。

2 位置欄は，ハウス又は倉庫等の場合は地番を，機械設備の場合は号機を記入する。

3 主要構造は，ハウス又は倉庫等の場合は施設の鉄筋面積を記入し，それ以外は空欄とする。

4 被害額は，現在価額又は復旧額とする。

修正理由等

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（様式第３のＣ） 養　蚕　被　害 調査年月日 報告機関名 （表） 被害戸数 / 被害数量 / 減収繭数量 / 減収見込金額 / 備考 掃立　前 / 1令 / 2令 / 3令 / 4令 / 5令 前半 / 5令 後半 / 繭 上蔟から出荷 / 繭 その他 / 計 戸 / 箱 / トン / 千円 報告系統　市町村→農林事務所→本部 （様式第４のＡ）（被害概況報告書および被害確定報告書様式） 農業共同利用施設被害　災害の種類　発信者 区分 / 施設名 / 件数 / 農業協同組合所有のもの（事業主体数 / 全壊（大破を含む） / 中破 / 小破 / 計） / その他所有のもの（大破以上 / 中破 / 小破 / 計） / 備考 畜産関係 / 蚕糸関係 / 園芸関係 / 入植関係 / その他 / 小計 / 合計 全壊（大破を含む）・その他所有のもの：千円 （注）１　施設名は別表に定める施設名を記入のこと。 ２　事業主体数は，単位農協，連合会の数を記入すること。 ３　全壊とは，全く使用にたえないか流水で埋没したもの，大破とは時価の70%程度，中破とは時価の50%程度，小破とは時価の30%程度の修繕費でそれぞれ復旧し得ると認められると推定されたものとすること。ただし，農機具の被害の場合は単に外面的破損または流失，埋没のほか，冠浸水期間による錆状態等を検査して使用価値の変動を検討して決定すること。 ４　大破，中破，小破別の件数は（　）書きのこと。 報告系統　市町村→農林事務所→本部	別表12（様式第２号の（Ｂ）） （農業）地方公共団体施設等被害報告書（第○報） （地方公共団体が所有する施設及び農業・農林関係機械） 1 施設 区分・施設名 / 共同・非共同の別 / 全壊 / 大破（被害程度70以上100%未満） / 中破（被害程度30%以上70%未満） / 小破（被害程度30%未満） / 計 / 備考 （件数 / 被害額 / 千円） 記載事項 1 記入上の注意事項は，農業共同利用施設被害（第○報）報告書に準ずる。 2 区分・種別名の欄には，各区分及び種別毎の被害の名称を記入する。 2 農業・畜産用機械 区分 / 種別 / 全壊 / 大破（被害程度70以上100%未満） / 中破（被害程度30%以上70%未満） / 小破（被害程度30%未満） / 計 / 備考 （台数 / 被害額 / 千円） 記載事項 1 区分欄は，園芸施設，蚕糸施設，畜産施設，入植関係等と記入する。 2 地方公共団体が所有する施設のうち，[illegible]については（農業）地方公共団体施設等被害報告書（第○報）単位書により報告する。 3 摘要欄には，ハウスなどの全壊等の場合は棟数を，機械類等の場合は台数を記入する。 4 由緒欄には，ハウス又は畜舎等の場合は規模の概算坪数を記入し，それ以外は空欄とする。 5 被害額は，再取得価額又は復旧額とする。 別表13（様式第２号の（Ｃ）） 農業非共同利用施設被害報告書（第○報） （非共同利用施設以外の施設） 区分 / 施設名 / 全壊 / 大破（被害程度70%以上100%未満） / 中破（被害程度30%以上70%未満） / 小破（被害程度30%未満） / 計 / 備考（作物名・被害内容 被害面積，被害農家数等を記入） （件数 / 面積 / 被害額 / 千円） 小計 合計	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（様式第４のＢ） 非共同利用施設被害 災害の種類　　調査年月日　　発信者	別表14（様式第２号の（Ｄ）） 様式第2号の(D) 農業・畜産用機械被害報告書（第○報）	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

区分	施設名	件数単位	全壊 件数	全壊 金額	大破 件数	大破 金額	中破 件数	中破 金額	小破 件数	小破 金額	計 件数	計 金額	備考
畜産関係													
蚕糸関係													
園芸関係													
果樹共同選果場の被害調書													
入植関係													
その他													
合計													

（注）１　非共同利用施設とは，共同利用施設以外の個人施設をいう。
２　樹体被害については，全壊の欄に流出・埋没および枯死を記入し，大破，中破，小破はそれぞれ甚，中・軽と読み換えて記入し，件数欄には，面積を記入のこと。
(1)　樹体損傷の程度　ア　甚とは2／3以上の主技が裂け折れる等の損傷を受けたもの，又は更新，改植を要すると認められるもの。
イ　中とは1／3～2／3程度の主技が裂けまたは折れ，結果枝等の損傷が大きいか，これに準ずるもの。
ウ　軽とは1／3未満程度の主技が裂けまたは折れ，結果枝等が若干折損しているかこれに準ずるものとする。

報告系統　市町村，水産班，その他 → 農林事務所 / 農業班→本部

（様式第４のＣ）
牧草台地の被害状況

区分	対象台地名	所在 地村字 都市町大	団地面積	造成面積	被害内訳 面積	被害面積内訳 崩壊	埋没	流出	その他	被害程度	見積被害額	復旧所要経費内訳 事業主体名	障害物除去 面積	手段	金額	起土、整地 面積	手段	金額	土壌改良 石灰質資材 数量	金額	焼酸質資材 数量	金額	小計	牧草導入 種類	数量	金額	総所要経費	摘要
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		千円		ha		千円	ha		千円		千円		千円	千円			千円	千円	
集約牧野																												
	計																											
改良牧野																												
	計																											
自然牧野																												
	計																											
合　計																												

（注）１　障害物除去，起土整地の場合，復旧の手段が機械利用か，手労働かの別を記入のこと。
２　河川敷については，対象団地の下に河川名を（　）書きのこと。
３　改良牧野，自然牧野については，それぞれ該当項目欄に記入し，牧野樹林植栽については各事業共に牧草導入欄に記入のこと。
４　集約，改良牧野については，摘要欄に造成年次および一般補助，小団地融資，自己資金等事業区分を記入のこと。
５　被害程度は，甚，中，軽等と表現する。

報告系統　市町村→農林事務所→本部

区分	種別	全壊 台数	全壊 被害額	大破（損害割合70以上100％未満） 台数	大破 被害額	中破（損害割合50％以上70％未満） 台数	中破 被害額	小破（損害割合30％未満） 台数	小破 被害額	計 台数	計 被害額	備考（作物名・被害内容・被害地域，被害農家数等を記入）
			千円		千円		千円		千円		千円	
	小計											
	小計											
	小計											
合計												
	計											

記載事項
1 区分欄は，園芸関係，畜産関係，蚕糸関係，入植関係等と記入する。
2 地方公共団体が所有又は管理するものは除く（これらについては（農業）地方公共団体施設等被害（第○報）報告書により報告する）。
3 施設に付帯する機械設備は除く（これらについては農業非共同・共同利用施設被害（第○報）報告書により報告する）。
4 調査対象は，トラクター，耕耘機，田植機，噴霧器，刈払機，コンバイン，運搬機，搾乳機等の農業・畜産用機械とする。
5 被害額は，再取得価額又は復旧額とする。

別表15（様式第２号の（Ｅ）市町村用）
様式第2号の(E)
農作物被害報告書（第○報）
市町村用
災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在
災害名：　　市町村名：

作物名	被害程度 30%未満	被害程度 30%以上50%未満（40%）	被害程度 50%以上70%未満（60%）	被害程度 70%以上90%未満（80%）	被害程度 90%以上100%以下（95%）	計	収穫皆無農作物面積 A	平均単収 B	被害減収量 C A×B×10	単価 D	被害金額 C×D/1,000	被害内容	被害地域	被害状況 農業者数	被害農業者数	率	被害対策の方向
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	kg/10a	kg	円/kg	千円			戸	戸	%	
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
合計	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0				0						

記載事項
1 収穫皆無農業面積とは，表の式で算出される面積とする。
収穫皆無農業面積＝被害程度別比率×被害率
上記の式における被害率は，被害程度30%以上50%未満の場合60%を，50%以上70%未満の場合80%を，70%以上90%未満の場合95%を，90%以上100%以下の場合97%を用い，30%未満の場合は，別定の係数性を考慮し，一般算定小額いて災害の程度別適算定する。
2 平均収量及び単価は，当年度当初に定めたものを使用する。（未実収農業共済の対象作物については，その定める基準収穫によることが望ましい。）
単位は，Kg/10a，円/kgなどの単位とし，適宜切捨を想とする。
3 被害内容は，冠水，倒伏，落葉，葉の損傷等の被害内容を記入する。
4 報告機関は，当市町村名又は大字名で記入する。

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（様式第４のＤ） 牧野施設の被害状況 災害の種類　　調査年月日　　発信者 区分 / 対象牧野団地名 / 所在地（市長村） / 施設設置内容（員数、受益牧野：区分、面積） / 被害内容（員数、被害別員数：崩壊、流出、被害程度） / 復旧所要経費内訳（事業主体名、資材費：種類、数量、金額、労務費：員数、金額、その他、計） / 摘要 牧(柵)道 隔障物 飲雑用水施設 建物 その他 合　計 （注）１　受益牧野区分の欄には，集約牧野，自然牧野別に記載のこと。 ２　木柵，電気牧柵，柵林については，隔障物の員数欄に区分記載のこと。 ３　建物については，看視者，畜舎，牧納舎等別を員数欄に区分記載のこと。 ４　被害程度は甚，中，軽をもって表わし，被害見積額を記載のこと。 ５　摘要欄には，一般補助，小団地，新農村，融資事業等の区分，設置年次を記載のこと。 報告系統　市町村→農林事務所→本部	別表16（様式第２号の（Ｅ）農林事務所用） 農作物被害報告書（前〇報） 農林事務所用 別表17（様式第２号の（Ｆ）） 樹体被害報告書（第〇報）	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

林 産 物 の 被 害 状 況 報 告 書

市町村名

年 月 日 時現在

林産物名	事業主体名	件数	単位	被害状況				被害額	備考
				浸水	流失埋没	折損枯損	計		
立木			m^3						
素材			m^3						
製材			m^3						
木炭			kg						
薪			m^3						
桐			m^3						
しいたけ			kg						
ひらたけ栽培アーム施設			m^2						
ひらたけ			kg						
わさび			kg						
しいたけほた木			本						
竹（材）			束						
計									

（注）事業主体名欄には森組，農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合，会社，個人別にそれぞれの件数，被害状況被害額を記入すること。

報告系統　市町村→農林事務所→本部

別表18（様式第２号の（G））

様式第2号の(G)

家畜・畜産物被害報告書(第○報)

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在

災害名：　　報告機関名：

(1) 家畜の被害

家畜名		被害数量	単価	被害額	被害内容	被害地域	被害農業者数	備考（農家別内訳）
乳用牛	成牛(生後1年以上)			千円				
	子牛(生後1年未満)							
	計							
肉用牛	成牛(生後1年以上)							
	子牛(生後1年未満)							
	計							
豚	成豚(生後100日以上)							
	子豚(生後100日未満)							
	計							
採卵鶏	成鶏(ふ化後5ヶ月)							
	雛（ふ化後5ヶ月未満）							
	計							
肉用鶏（ブロイラーに係るものを除く）								
ブロイラー								
馬								
めん羊								
山羊								
その他（　　）								
計								

記載事項
※被害内容欄には，死亡，廃用，病傷障害等ごとに主な原因を具体的に記載する。
　例：浸水・流失による死亡，降雪による畜舎倒壊に伴う圧死（骨折）による廃用等

(2) 畜産物の被害

畜産物名		被害数量	単価	被害額	被害内容	被害地域	被害農業者数	備考（農家別内訳）
				千円				
計								

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

林　業　用　施　設　被　害　状　況

市町村名

(1)　治山関係　　年　月　日　現在

種別＼被害状況	数　量	被　害　額	備　考
山地治山施設	ヶ所	千円	
海岸保安林	ha		
防潮林	ヶ所		
その他			
計			

(2)　林道関係

種別＼被害状況	路線数	箇所数	延　長	被害額	備　考
林道施設			m	千円	
（橋　梁）			㎡		

（注）橋梁欄には内数として橋梁被害を記入すること。

報告系統　治山事務所 ┌農林水産部林業班→本部
　　└農林事務所

別表19（様式第２号の（Ｈ））

様式第2号の(1)

在庫品被害報告書(第○報)

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在

災害名：　　報告機関名：

対象区分	在庫品名	被害数量	被害額	被害内容	被害地域	被害組合数	備考（被害組合名等）
農業協同組合（連合会を含む）が所有又は管理するもの		t	千円				
	計						

記載事項
1　被害数量は原則としてt単位とするが，単位の変更を要する場合は適宜修正し，変更した単位を数量の末尾に追記する。
2　被害内容欄には，主な被害状況を記載する(浸水・冠水など)。
3　記載に当たっては，家畜・畜産物被害（第○報）報告書等の他報告書と二重計上にならないよう注意する。

別表20（様式第２号の（Ｉ））

様式第2号の(11)

養蚕被害報告書(第○報)

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在

災害名：　　報告機関名：

	被害戸数	被害数量	減収繭数量	減収見込金額	備　考
	戸	箱	トン	千円	
掃立前1令					
2令					
3令					
4令					
5令前半					
5令後半					
繭 上蔟からの出荷					
繭 その他					
計					

茨城県地域防災計画改定(令和８年３月)に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

水 産 関 係 被 害 状 況 報 告 書

年 月 日 時現在

災害の種類		災害の時期	令和 年 月 日

ア 漁船被害

所属漁協組	区分		被害程度					乗務員			摘要
			沈没	破損	座礁	行方不明	計	死者	行方不明	負傷者	
	動力船	10トン以上									
		10トン未満									
	無動力船										
	計										

イ 製品類被害

所属加工組合	製品の種類	被害者数	被害見込		被害程度	備考
			数量	金額		
	計					

ウ 水産加工及び養殖施設被害

所属組合又は被害場所	施設種類	被害業者数	規模	被害程度					
				区分件	滅失	大破	中破	小破	計
				損害見込					

別表21（様式第２号の（Ｊ））

様式第2号の(J)

林業施設等被害報告書（第○報）

災害発生日： 年 月 日　　調査時点： 年 月 日 時現在

災 害 名：　　報告機関名：

(1) 治山関係

種別＼被害状況		箇所	被害額	備考
林地荒廃	山腹崩壊	ヶ所	千円	
	崩壊地復旧	ヶ所		
治山施設	山地治山施設	ヶ所		
	海岸治山施設	ヶ所		
計				

(2) 林道関係

種別＼被害状況	路線数	箇所数	延長	被害額	備考
林道施設			m	千円	
（橋梁・トンネル）			m		

1 橋梁・トンネル欄には，林道施設の内数として橋梁・トンネル被害を記入すること。

(3) 林産関係

種別＼被害状況		数量	被害額	備考
林産施設	木材加工流通施設	ヶ所	千円	
	特用林産施設	ヶ所		
苗畑施設		ヶ所		
計				

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）

エ　漁具等の被害

所属漁協組	漁具類などの種類	被害漁業者数	規　模	被　害　程　度					
				区分件数	滅失	大破	中破	小破	計
				損害見込額					
	計								

オ　養殖物及び増殖物被害　（千円）

養殖物又は増殖物の区分	所属漁協又は被害場所	種　別	損　害　見　込		備　考
			数　量	金　額	

カ　養殖場及び増殖場被害　（㎡）　（千円）

養殖場又は増殖場の区分	所属漁協又は被　害　場	種　類	被害事業者数	被害面積	損害見込額	備　考

修正案

別表22（様式第２号の（K））
様式第2号の(K)

林産物等被害報告書(第○報)

災害発生日：　年　月　日　　調査時点：　年　月　日　時　現在
所　管　名：　　報告機関名：

種別			事業主体名	件数	単位	被害状況				被害額（千円）	備考
						浸水	流失埋没	折損枯損	計		
林産物	木材	立木			㎥						
		素材			㎥						
		製材			㎥						
	薪炭	薪炭原木			㎥						
		生炭			㎥						
		木炭			俵						
		薪			㎥						
	特用林産物	しいたけ			kg						
		わさび			kg						
		しいたけほだ木			本						
		竹(材)			束						
種苗					本 ha						
森林組合及び森林組合連合会の在庫品（　　）					（　）						
その他											
計											

記載事項
1　事業主体名欄には森組，農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合，会社，個人別にそれぞれの被害件数，被害状況，被害額を記入すること。
2　森林組合及び森林組合連合会の在庫品については，具体的な林産物名とその単位を（　）内に記入すること。

修正理由等

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

ｷ　漁港施設　　（千円）

漁　港　名	事業主体	被害施設	損害見込額	備　考
計				

（注）事業主体欄には公共団体名若しくは水産協同組合名を記入すること。

報告系統　事業主体→農林水産部水産班→本部

農地及び農業用施設被害状況報告書

年　月　日　時現在

災害の種類			災害の時期	令和　年　月			備　考
番　号	被害所在地	工　種	工　法	数　量	金　額	受益面積	
	計						

（注）工種の欄には田，畑，溜池，頭首工，水路，橋梁，堤防，揚水機，道路の別を記入すること。

工法の欄には，復旧の工法を記入

報告系統：農林事務所→農林水産部農地班→本部

別表23（様式第２号の（L））

様式第2号の(L)

水産関係被害報告書(第○報)

災害発生日：　　調査時点：年月日時　現在

災害名：　　報告機関名：

1.施設等被害

(A)漁船　　金額単位：千円

区分		滅失			大破			中破			小破			計			備考
		経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	
無動力船																	
動力船	5t未満																
	5t以上																
計																	

(B)漁具

種類	滅失		大破		中破		小破		計				備考
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額	
計													

(C)養殖施設

養殖物の種類	養殖方法	滅失		大破		中破		小破		計				備考
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額	
計														

(D)漁場

市町村名	漁業権の免許番号	事業主体名	被害主物・原因物の種類	被害の規模			被害額	備考	
				面積(m^2)	数量	単位		平均堆積高等	被害船の帰港基準
計									

(E)その他

①非共同利用施設

施設名	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

②地方公共団体施設

施設名	事業主体数	数量	単位	被害額	備考
計					

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

火　災　状　況　報　告　書

年　月　日現在

発火の日時
鎮火の日時
災害発生の場所
罹災者総数

人の被害	死者					
	行方不明					
	重傷					
	軽傷					
	計					
住家の被害		戸　数	面　積	世帯数	人　数	被害見舞金額
	全焼	戸	㎡		人	千円
	半焼					
	計					
非住家の被害	全焼					
	半焼					
	計					

報告系統　市町村→生活環境部災害対策班→本部

水　防　顛　末　報　告　書

年　月　日　時現在

1　気象の状況
2　雨量及び水位，高潮又は波浪の状況
3　水防団員及び消防機関に属するものの出動から終結までの時刻及び人員
4　堤防，その他の施設等の異常の有無
5　水防作業の状況及びその結果
6　使用水防資材の種類及び員数，経費，並びにその消耗分と回収分
7　水防法第21条による負担下命の種類及び員数
8　応援の状況
9　住居者の出動の状況
10　警察，自衛隊援助の状況
11　現場指導官公吏氏名
12　避難立退の状況
13　水防関係者の死傷
14　殊勲者及びその功績
15　今後の水防につき考慮を要する点，その他水防管理者の所見

報告系統　水防管理団体／市町村 } →土木部河川班→本部

別表23（様式第２号の（Ｌ））続き

2.水産物等被害

(A) 水産物

①養殖物　　金額単位：千円

養殖物の種類	養殖方法	経営体数	数量	単位	単価	被害額	備考
計							

②その他の水産物

種類	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

(B) 水産業協同組合共同利用施設

種類	数量	単位	被害額	備考
計				

3.漁港施設等被害

(A) 漁港・海岸

漁港名又は地区名	事業主体	施設名	被災数量	復旧見込工事費	備考（築造事業名年度）
計					

(B) 共同利用施設

被災施設名及び所在地	所有主体名及び所在地	被災概況（被災箇所及び被災程度等）	被害額
計			

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）

土 木 関 係 被 害 状 況 報 告 書

災害の時期　令和　年　月　日			災害の種類				
			県所属	市町村所属	国所属	その他の所属	計
道路	決壊	ケ所数					
		延　長					
	破損	ケ所数					
		延　長					
堤防	決壊	ケ所数					
		延　長					
	破損	ケ所数					
		延　長					
防波堤	決壊	ケ所数					
		延　長					
	破損	ケ所数					
		延　長					
鉄道不通		ケ　所					
		延　長					
橋梁流出ケ所数							
閘門破損							
がけ崩れ		ケ所数					
地すべり		ケ所数					
土石流		ケ所数					

報告系統　工事事務所→土木部河川班→本部

修正案

別表24（様式第２号の（M））

農地・土地改良施設等被害報告書（第○報）

災害発生日：　　調査時点：
災害名：　　報告機関名：

工種		事務所	市町村	関係改良区等	箇所数	発生場所	被害内容	被害額（千円）
農地	田							
	畑							
	小計							
土地改良施設	ため池							
	頭首工							
	水路							
	用排水機場等 排水機場							
	用水機場							
	用排水機場							
	堤防							
	農道							
	橋梁							
	農用地保全施設							
	小計							
集排	農業集落排水							
	小計							
計								0

修正理由等

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

被害状況の判定基準

被害区分		判定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける見込みのある者。 （重傷）　１ヶ月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷）　１ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建物（同じ宅地にあるもので、非住家として計上するにいたらない小さな建物、便所、風呂場、炊事場）が付随している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付随しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積７０％以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の５０％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の２０％以上５０％未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 尚、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は、公共の用に供されている建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

３－８被害状況の判定基準

被害区分		判定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。 （重傷）　１ヶ月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷）　１ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建物（同じ宅地にあるもので、非住家として計上するにいたらない小さな建物、便所、風呂場、炊事場）が付随している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付随しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積７０％以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の５０％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の２０％以上５０％未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 尚、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は、公共の用に供されている建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

資料番号を付記

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）			修正案			修正理由等
被害区分		判定基準等	被害区分		判定基準等	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能となったものとする。	その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能となったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。		田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。		畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教養の用に供する施設とする。		文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教養の用に供する施設とする。	
	道路	道路法(昭和２７年法律第１８０号)第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。		道路	道路法(昭和２７年法律第１８０号)第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川若しくは、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは、沿岸を保全することを必要とする河岸とする。住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。		河川	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川若しくは、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは、沿岸を保全することを必要とする河岸とする。住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	港湾	港湾法（昭和２５年法律２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		港湾	港湾法（昭和２５年法律２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		砂防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。		鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに処理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに処理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。		電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水している時点における戸数とする。		水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水している時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

被害区分		判定基準等
火災発生		公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公共文教施設		公共の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
・避難の状況
・主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・応援要請又は職員派遣の状況

被害区分		判定基準等
火災発生		公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公共文教施設		公共の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
・避難の状況
・主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・応援要請又は職員派遣の状況

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　語	意　味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

３－９気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　語	意　味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が 発生することがある※3 。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長く なることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が 発生することがある※3 。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長く なることがある。

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr>
<td>（記述なし）</td>
<td>●長周期地震動階級
　長周期地震動階級とは、固有周期が 1 ～ 2 秒から 7 ～ 8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4 つの段階に区分した揺れの大きさの指標です。
<table>
<tr><th>長周期地震動階級</th><th>人の体感・行動</th><th>屋内の状況</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>長周期地震動階級１
（やや大きな揺れ）</td><td>屋内にいたほとんどの人が、揺れを感じる。驚く人もいる。</td><td>ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</td><td>―</td></tr>
<tr><td>長周期地震動階級２
（大きな揺れ）</td><td>室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</td><td>キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</td><td>―</td></tr>
<tr><td>長周期地震動階級３
（非常に大きな揺れ）</td><td>立っていることが困難になる。</td><td>キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</td><td>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。</td></tr>
<tr><td>長周期地震動階級４
（極めて大きな揺れ）</td><td>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。</td><td>キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</td><td>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。</td></tr>
</table>
※　長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。
</td>
<td>気象庁の調査研究結果を反映</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

自衛隊に対する災害派遣要請依頼書

■災害派遣要請依頼書

文　書　番　号

令和　年　月　日

茨　城　県　知　事　　殿

機関・職・氏名　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて，自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を，下記のとおり依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他（　　）

(2) 災害発生の日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

(3) 場　　所

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2　派遣を希望する期間　自　令和　　年　　月　　日　　時　　分

至　令和　　年　　月　　日　　時　　分

3　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域　　市 町

県

郡 村

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

３－10 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書

■災害派遣要請依頼書

文　書　番　号

令和　年　月　日

茨　城　県　知　事　　殿

機関・職・氏名　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて，自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を，下記のとおり依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他（　　）

(2) 災害発生の日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

(3) 場　　所

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2　派遣を希望する期間　自　令和　　年　　月　　日　　時　　分

至　令和　　年　　月　　日　　時　　分

3　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域　　市 町

県

郡 村

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

■災害派遣要請書

消　防　第　　号

令和　　年　　月　　日

自衛隊　　殿

（陸上自衛隊施設学校長経由）

茨城県知事　　印

自衛隊の災害派遣について（要請）

うえのことについて，自衛隊法第 83 条の規定により，下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他（　　）

(2) 災害発生の日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

(3) 場 所

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2　派遣を希望する期間　　自　令和　　年　　月　　日　　時　　分

至　令和　　年　　月　　日　　時　　分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域　　市　町

県

郡　村

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

■災害派遣要請書

消　防　第　　号

令和　　年　　月　　日

自衛隊　　殿

（陸上自衛隊施設学校長経由）

茨城県知事　　印

自衛隊の災害派遣について（要請）

うえのことについて，自衛隊法第 83 条の規定により，下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他（　　）

(2) 災害発生の日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

(3) 場 所

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2　派遣を希望する期間　　自　令和　　年　　月　　日　　時　　分

至　令和　　年　　月　　日　　時　　分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域　　市　町

県

郡　村

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■部隊撤収要請依頼書 文　書　番　号 令和　年　月　日 茨　城　県　知　事　殿 機関・職・氏名　印 **自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）** 令和　年　月　日付　号で依頼した自衛隊の災害派遣については，下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。 記 1　撤収要請理由 2　撤収期日　令和　年　月　日　時　分 3　その他必要事項	■部隊撤収要請依頼書 文　書　番　号 令和　年　月　日 茨　城　県　知　事　殿 機関・職・氏名　印 **自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）** 令和　年　月　日付　号で依頼した自衛隊の災害派遣については，下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。 記 1　撤収要請理由 2　撤収期日　令和　年　月　日　時　分 3　その他必要事項	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■部隊撤収要請書 消　防　第　　号 令和　　年　　月　　日 自衛隊　　殿 （陸上自衛隊施設学校長経由） 茨城県知事　　印 **自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）** 令和　　年　　月　　日付消防第　　号で要請した自衛隊の災害派遣については， 下記のとおり部隊の撤収を要請します。 記 1　撤収要請理由 2　撤収期日　　令和　　年　　月　　日　　時　　分 3　その他必要事項	■部隊撤収要請書 消　防　第　　号 令和　　年　　月　　日 自衛隊　　殿 （陸上自衛隊施設学校長経由） 茨城県知事　　印 **自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）** 令和　　年　　月　　日付消防第　　号で要請した自衛隊の災害派遣については， 下記のとおり部隊の撤収を要請します。 記 1　撤収要請理由 2　撤収期日　　令和　　年　　月　　日　　時　　分 3　その他必要事項	

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr>
<td>

自衛隊活動拠点候補地一覧

名　称	所　在　地	電　話	備考
小貝川ふれあい公園内	下妻市堀篭 1650-1	45-0200	
砂沼広域公園内	下妻市長塚乙 4-1	43-6661	
千代川運動公園	下妻市鬼怒 257	43-8110	

</td>
<td>

３－11 自衛隊活動拠点候補地一覧

名　称	所　在　地	電　話	備考
小貝川ふれあい公園内	下妻市堀篭 1650-1	45-0200	
砂沼広域公園内	下妻市長塚乙 4-1	43-6661	
千代川運動公園	下妻市鬼怒 257	43-8110	

※　上記のほか、被害等の状況により資料２－７「広大地一覧（物資集積場所、各種活動拠点等の候補地一覧）」に基づき、別途調整により活動拠点を設定する場合がある。
</td>
<td>資料番号を付記

現況に合わせて参照先を付記</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
緊急通行車両確認証明書等	**３－12 緊急通行車両確認証明書等**	資料番号を付記

第　　号

年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　事　印
公安委員会　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　局　　番	
	氏　名		
通　行　日　時			
通　行　径　路	出　発　地	目　的　地	
備　　考			

備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。

第　　号
年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　事　印
公安委員会　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　　）　局　　番	
	氏名		
通行日時			
通行径路	出　発　地	目　的　地	
備考			

備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【緊急通行車両標章】  備考１　色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 ２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。 ３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	【緊急通行車両標章】  備考１　色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 ２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。 ３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
## 給水拠点 ■　市の給水拠点	## 3－13 給水拠点 ■　市の給水拠点	資料番号を付記

浄水場・配水場名称	所　在　地	電話番号	貯水量
下妻市砂沼浄水場	下妻市長塚乙 89－1	44-5311	7,544m³/日
下妻市宗道浄水場	下妻市原 2169	－	1,450m³
下妻市大形配水場	下妻市別府 1266-1	－	645m³
下妻市大宝配水場	下妻市北大宝 219-13	－	550m³
下妻市高道祖配水場 ※配水池兼飲料水兼用耐震性貯水槽	下妻市高道祖 1664-2	－	1,100m³

浄水場・配水場名称	所　在　地	電話番号	貯水量
下妻市砂沼浄水場	下妻市長塚乙 89－1	44-5311	7,544m³/日
下妻市宗道浄水場	下妻市原 2169	－	1,450m³
下妻市大形配水場	下妻市別府 1266-1	－	645m³
下妻市大宝配水場	下妻市北大宝 219-13	－	550m³
下妻市高道祖配水場 ※配水池兼飲料水兼用耐震性貯水槽	下妻市高道祖 1664-2	－	1,100m³

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

災害救助法による救助の内容

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当り 300 円以内 （加算額） 冬季　別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　輸送費は別途計上 ３　福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算

３－14 災害救助法による救助の内容

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
避難所の設置 （法第４条第１項）	災害により、現に被害を受け、又は~~被害を~~受けるおそれのある者~~を収容~~に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当り ~~300~~ 360 円以内 （加算額） ~~冬季　別に定める額~~ ~~高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。~~	災害発生の日から７日以内 ~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）~~	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗~~品機器~~材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　輸送費は別途計上 ~~３　福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算~~ ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込。税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に協議を行うこと。）
避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 360 円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。 なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難にあたっての輸送費は別途計上

資料番号を付記

茨城県災害救助法施行細則全部改正（令和７年９月施行）及び茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）

応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1　規格　1戸当り平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2　限度額：1戸当り2,401,000円以内 3　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1　基準面積は平均1戸当り29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉避難所」を設置できる。 3　供与期間：最高2年以内 4　民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当り 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上

修正案

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	~~1　規格　1戸当り平均29.7㎡（9坪）を基準とする。~~ ~~2　限度額：1戸当り2,401,000円以内~~ ~~3　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）~~ ○建設型応急仮設住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実状、世帯構成等に応じて設定。 2　基本額1戸あたり 7,089,0000円以内 3　建設型応急仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	~~1　基準面積は平均1戸当り29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。~~ ~~2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉避難所」を設置できる。~~ ~~3　供与期間：最高2年以内~~ ~~4　民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。~~ 1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸 以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間　2年以内
		○賃貸型応急仮設住宅 1　規模 建設型応急仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型応急仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に~~収容された~~避難している者 2　~~全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者~~ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	~~1人1日当り 1,010円以内~~ 主食、副食及び燃料等の経費として 1人1日あたり 1,390円	災害発生の日から7日以内 ~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）~~	~~食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）~~ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 ~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）~~	輸送費、人件費は別途計上

修正理由等

茨城県災害救助法施行細則全部改正（令和7年9月施行）及び茨城県地域防災計画改定（令和8年3月）に対応

現行計画（R4.3）

<table>
<tr><td>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>夏季(４月～９月)
冬期(10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。</td><td>災害発生の日から 10 日以内
（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="4">全壊
全焼
流失
半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>円
17,200</td><td>円
22,200</td><td>円
32,700</td><td>円
39,200</td><td>円
49,700</td><td>円
7,300</td></tr><tr><td>冬季</td><td>28,500</td><td>36,900</td><td>51,400</td><td>60,200</td><td>75,700</td><td>10,400</td></tr><tr><td>夏季</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬季</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,300</td><td>3,300</td></tr></table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者(応急的処置)</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内
３　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内
（但し厚生労働大臣の同意を得た場合限り期間延長あり）</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産婦による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内
（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）</td><td>妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内
（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>１　住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）したもの</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
一世帯当り
520,000 円以内</td><td>災害発生の日から１か月以内</td><td></td></tr>
</table>

修正案

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失~~、~~又は毀損~~し、~~~~等により使用することができず、~~直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季(４月～９月)
冬期(10 月～３月)の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="4">全壊
全焼
流失
半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>円
20,300
~~17,200~~</td><td>円
26,100
~~22,200~~</td><td>円
38,700
~~32,700~~</td><td>円
46,200
~~39,200~~</td><td>円
58,500
~~49,700~~</td><td>円
8,500
~~7,300~~</td></tr><tr><td>冬季</td><td>33,700
~~28,500~~</td><td>43,500
~~36,900~~</td><td>60,600
~~51,400~~</td><td>70,900
~~60,200~~</td><td>89,300
~~75,700~~</td><td>12,300
~~10,400~~</td></tr><tr><td>夏季</td><td>6,700
~~5,600~~</td><td>8,900
~~7,600~~</td><td>13,400
~~11,400~~</td><td>16,300
~~13,800~~</td><td>20,500
~~17,500~~</td><td>2,900
~~2,400~~</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10,700
~~9,100~~</td><td>14,000
~~12,000~~</td><td>19,900
~~16,800~~</td><td>23,600
~~19,900~~</td><td>29,800
~~25,300~~</td><td>3,900
~~3,300~~</td></tr></table></td><td>災害発生の日から 10 日以内
~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）~~</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者(応急的処置)</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内
３　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内
~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合限り期間延長あり）~~</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産婦による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内
~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）~~</td><td>妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>~~災害にかかった者~~
被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内
~~（但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）~~</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>~~災害にかかった住宅の応急修理~~</td><td>~~１　住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）したもの~~</td><td>~~居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
一世帯当り
520,000 円以内~~</td><td>~~災害発生の日から１か月以内~~</td><td>→「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に変更</td></tr>
</table>

修正理由等

茨城県災害救助法施行細則全部改正（令和７年９月施行）及び茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

（記述なし）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）	下記の範囲内で行い、１～４の場合は消耗器材費等の実費、５の場合は建物の使用謝金等の実費 １　災害時要配慮者に関する情報の把握 ２　災害時要配慮者からの相談対応 ３　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 ４　災害時要配慮者の避難所への誘導 ５　福祉避難所の設置（法第２条第２項に基づき設置する場 合を除く。）	災害発生の日から７日以内	災害時要配慮者の移送費は別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	１　住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり 〇大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 〇半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から３カ月以内 （国の災害対策本部が設置された災害においては、６カ月以内）	

茨城県災害救助法施行細則全部改正（令和７年９月施行）及び茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 ：4,100円 中学校生徒 ：4,400円 高等学校生徒 ：4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人(12歳以上) ：199,000円 小人(12歳未満) ：159,200円	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒、縫合等)　1体当り3,300円以内 (一時保存)　既存建物借上げ費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 (検索)　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検索は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域にける通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	

修正案

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損~~し~~等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 ：~~4,100~~ 5,500円 中学校生徒 ：~~4,400~~ 5,800円 高等学校等生徒 ：~~4,800~~ 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人(12歳以上) ：~~199,000円~~ 232,200円以内 小人(12歳未満) ：~~159,200円~~ 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ~~(但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)~~	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒~~、縫合~~等) 1体当り~~3,300~~3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上~~げ~~費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当り　~~5,000~~ 5,900円以内 救護班以外の検案は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検索は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当り ~~133,900~~ 143,900円以内	災害発生の日から10日以内 ~~(但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)~~	

修正理由等

茨城県災害救助法施行細則全部改正（令和7年9月施行）及び茨城県地域防災計画改定（令和8年3月）に対応

現行計画（R4.3）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 23,300円以内 薬剤師、 16,200円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,600円以内 救急救命士 16,300円以内 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200円以内 土木技術及び建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 トビ職 17,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

出典：茨城県地域防災計画資料編　16-2 茨城県災害救助法施行規則に定める救助の程度、方法及び期間早見表　より

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

修正案

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　福祉サービスの提供 5　飲料水の供給 6　死体の捜索 7　死体の処理 8　救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 〇避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 〇避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁済 （法第7条第5項）	災害救助法施行令~~第10条第1号から第4号~~ 第4条第1号から第5号までに規定する者	~~1人1日当り 医師、歯科医師 23,300円以内 薬剤師、 16,200円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,600円以内 救急救命士 16,300円以内 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200円以内 土木技術及び建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 トビ職 17,400円以内~~	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

修正理由等

茨城県災害救助法施行細則全部改正（令和7年9月施行）及び茨城県地域防災計画改定（令和8年3月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

続き

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
		茨城県災害救助法施行細則別表第２により定める額 １人１日当たり 医師及び歯科医師 23,000 円以内 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 16,400 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,100 円以内 救急救命士 15,600 円以内 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第３条第１項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第３条第１項に規定する相談支援専門員、土木技術者及び建築技術者 16,200 円以内 大工 29,300 円以内 左官 30,400 円以内 とび職 29,400 円以内		

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>続き</td><td>
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>実費弁済
（法第８条第４項）</td><td>災害対策基本法第23条第７項に規定する登録被災者援護協力団体</td><td>茨城県災害救助法施行細則別表第３により定める額
１　避難所及び応急仮設住宅の供与
(1) 避難所の設置
１人　１日当たり 360 円以内
高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
(2) 建設型応急住宅の設置
１戸当たり 7,089,000 円以内
(3) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復
当該地域における実費
(4) 賃貸型応急仮設住宅の借上げ
地域の実情に応じた額

２ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(1) 炊き出しその他による食品の給与
１人１日当たり 1,390 円以内
(2) 飲料水の供給
当該地域における通常の実費

３ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
下記金額の範囲内
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏季</td><td>円
20,300</td><td>円
26,100</td><td>円
38,700</td><td>円
46,200</td><td>円
58,500</td><td>円
8,500</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏季</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
</table>
「被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に定める額と同基準

４　医療及び助産
(1) 医療
ア 救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
イ 病院又は診療所
国民健康保険の診療報酬の額以内
ウ 施術者
協定料金の額以内
(2) 助産
ア 救護班等
使用した衛生材料等の実費
イ 助産師
慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

続き

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間
（続き）		5 被災者の救出 当該地域における通常の実費 6 福祉サービスの提供 当該地域における通常の実費 7 被災した住宅の応急修理 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり　53,900円以内 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 1世帯当たり　739,000円以内 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり　358,000円以内 8 学用品の給与のための費用 (1) 教科書代 教材の実費 (2) 文房具及び通学用品費 1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校生徒 6,300円 9 埋葬 1体当たり (1) 大人　232,200円以内 (2) 小人　185,700円以内 10 死体の捜索 当該地域における通常の実費 11 死体の処理 (洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上費　通常の実費 ○既存建物以外　1体当たり5,900円以内 救護班以外の検案は慣行料金 12 障害物の除去 1世帯当たり143,900円以内 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 当該地域における通常の実費	

出典：茨城県地域防災計画資料編　16-2 茨城県災害救助法施行規則に定める救助の程度、方法及び期間早見表　より
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記

り災証明書交付申請書

様式第１号（第５条関係）

り災証明書交付申請書

年　　月　　日

下妻市長　　様

窓口に来た人		この証明書を使う人	
住　　所		住　　所	
氏　　名		氏　　名	
生年月日		窓口に来た人との関係	□本人　□世帯員　　□その他 ※その他の場合は委任状が必要
電話番号		り災対象物との関係	□所有者□所有者の世帯員 □居住者□相続人（所有者・居住者）
使用目的		必要枚数	枚

（　災　　害　　名　）に伴う○○害により、下記のとおり、り災したことを証明願います。

り災場所	下妻市			
□土地被害	用途	□宅地（□住家・□非住家） □田□畑□その他（　　）	被害状況	
□建物被害	建物種別	構　造	用　　途	
	□住家 □非住家	□木造 □非木造	□居宅　□貸家　□事務所　□倉庫　□納屋 □その他（　　）	
被害状況	①屋　根			
	②外　壁			
	③基　礎			
	④傾　き			
	⑤天　井			
	⑥柱			
	⑦内　壁			
	⑧床			
	⑨その他	□床下浸水　□床上浸水　□その他浸水		
添付書類	□位置図　□被害状況の写真　□その他（　　）			

※市記入欄

本人確認書類等	受付者
・ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ・免許証・在留カード・保険証・委任状・相続証明・その他（　　）	

３－15 り災証明書交付申請書

様式第１号（第５条関係）

り災証明書交付申請書

年　　月　　日

下妻市長　　様

窓口に来た人		この証明書を使う人	
住　　所		住　　所	
氏　　名		氏　　名	
生年月日		窓口に来た人との関係	□本人　□世帯員　　□その他 ※その他の場合は委任状が必要
電話番号		り災対象物との関係	□所有者□所有者の世帯員 □居住者□相続人（所有者・居住者）
使用目的		必要枚数	枚

（　災　　害　　名　）に伴う○○害により、下記のとおり、り災したことを証明願います。

り災場所	下妻市			
□土地被害	用途	□宅地（□住家・□非住家） □田□畑□その他（　　）	被害状況	
□建物被害	建物種別	構　造	用　　途	
	□住家 □非住家	□木造 □非木造	□居宅　□貸家　□事務所　□倉庫　□納屋 □その他（　　）	
被害状況	①屋　根			
	②外　壁			
	③基　礎			
	④傾　き			
	⑤天　井			
	⑥柱			
	⑦内　壁			
	⑧床			
	⑨その他	□床下浸水　□床上浸水　□その他浸水		
添付書類	□位置図　□被害状況の写真　□その他（　　）			

※市記入欄

本人確認書類等	受付者
・ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ・免許証・在留カード・保険証・委任状・相続証明・その他（　　）	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

り災証明書

様式第３号(第６条関係)

り　災　証　明　書　　年　　月　　日		
申請者住所		
申請者氏名		
り災状況	災害の原因	
	り災者住所	
	り災者	
	り災者区分	
	り災場所	
	り災物件種別	
特記事項		

り災程度	区　分	
	参　考	
	そ の 他	

上記のとおり、り災したことを証明します。

年　　月　　日

下妻市長　　印

３－16 り災証明書

様式第３号(第６条関係)

り　災　証　明　書　　年　　月　　日		
申請者住所		
申請者氏名		
り災状況	災害の原因	
	り災者住所	
	り災者	
	り災者区分	
	り災場所	
	り災物件種別	
特記事項		

り災程度	区　分	
	参　考	
	そ の 他	

上記のとおり、り災したことを証明します。

年　　月　　日

下妻市長　　印

資料番号を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

様式第３号の２(第６条関係)

り　災　証　明　書

年　　月　　日

世帯主住所			
世帯主氏名		世帯人員	
り災状況	災害の原因		
	り災者住所		
	り災者		
	り災者区分		
	り災場所		
	り災物件種別		

世帯構成

氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢

り災程度	区　分	
	参　考	
	そ の 他	

上記のとおり、り災したことを証明します。

年　　月　　日

下妻市長　　印

様式第３号の２(第６条関係)

り　災　証　明　書

年　　月　　日

世帯主住所			
世帯主氏名		世帯人員	
り災状況	災害の原因		
	り災者住所		
	り災者		
	り災者区分		
	り災場所		
	り災物件種別		

世帯構成

氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢

り災程度	区　分	
	参　考	
	そ の 他	

上記のとおり、り災したことを証明します。

年　　月　　日

下妻市長　　印

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

番　　号
令和　年　月　日
　茨城県知事　　殿

市町村長名　　印

　このことについて，被災者生活再建支援法施行令第１条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所（町・字名）	人口	全壊 世帯数	半壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備考
	人	世帯	世帯	世帯	
合計					

注１：被災者生活再建支援法施行令第１条第１号に該当する市町村にあっては全ての項目を記載すること。
注２：被災者生活再建支援法施行令第１条第２号～５号に該当する市町村にあっては，全壊世帯数のみ記載すること。

３－17 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

番　　号
令和　年　月　日
茨城県知事　　殿

市町村長名　　印

　このことについて，被災者生活再建支援法施行令第１条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所（町・字名）	人口	全壊 世帯数	半壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備考
	人	世帯	世帯	世帯	
合計					

注１：被災者生活再建支援法施行令第１条第１号に該当する市町村にあっては全ての項目を記載すること。
注２：被災者生活再建支援法施行令第１条第２号~~～５号~~、第３号に該当する市町村にあっては，全壊世帯数のみ記載すること。
柱３：被災者生活再建支援法施行令第１条第４～６号に該当する市町村にあっては、人口及び全壊世帯数を記載すること。

【参考】（2026.9 現在の適用基準）
1.　被災者生活再建支援法の適用に係る「半壊世帯数」とは、大規模半壊又は中規模半壊を合算した世帯数（半壊、準半壊及び一部損壊は法適用対象外のため、本様式には記載しない。）
2.　下妻市が被災者生活再建支援法の適用を受けられる市内の被害要件
　①全壊５世帯以上（広域に被害が発生している場合は、２世帯以上となる場合あり）
　②住家滅失６０世帯（※）
　※住家滅失１世帯の算定
　　・全壊、全焼又は流出の１世帯をもって滅失１世帯とする。
　　・大規模半壊又は中規模半壊の２世帯をもって滅失１世帯とする。
　　・床上浸水３世帯をもって滅失１世帯とする。
　いずれの場合も、数的根拠として判定済み罹災証明書の写しの提出が必要

資料番号を付記

茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

報告時の留意事項を追記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
被害状況報告表	~~被害状況報告表~~	出典不明のため削除（県計画に記載なし）

保健福祉部　　発生
福祉指導課扱　　被害状況報告表　中間　様式
　　決定
令和　年　月　日　時現在
市町村

①災害発生の日時	
②災害発生の場所	
③災害発生の原因	
④災害の状況	

区分			棟	世帯	人	備考
ア	人的被害	死者				
イ		行方不明者				
ウ		負傷 重傷				
エ		負傷 軽傷				
オ	住家被害	全壊・全焼又は流出	棟	世帯	人	
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破損				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				

⑤救助の措置	
救助の種類 / 区分	
ア　すでに措置したもの	
イ　今後措置を要するもの	
⑥その他の特記事項	

令和　年　月　日　時報告

茨城県知事　殿

（報告者）　市（町村）災害対策本部長

報告書作成者　職　氏名

（注）1　電話報告の際もこの様式によって行うこと。
　　2　災害救助法発動前における報告もこの様式によること。

~~保健福祉部　発生~~
~~福祉指導課扱　被害状況報告表　中間　様式~~
~~決定~~
~~令和　年　月　日　時現在~~
~~市町村~~

~~①災害発生の日時~~	
~~②災害発生の場所~~	
~~③災害発生の原因~~	
~~④災害の状況~~	

~~区分~~			~~棟~~	~~世帯~~	~~人~~	~~備考~~
~~ア~~	~~人的被害~~	~~死者~~				
~~イ~~		~~行方不明者~~				
~~ウ~~		~~負傷 重傷~~				
~~エ~~		~~負傷 軽傷~~				
~~オ~~	~~住家被害~~	~~全壊・全焼又は流出~~	~~棟~~	~~世帯~~	~~人~~	
~~カ~~		~~半壊又は半焼~~				
~~キ~~		~~一部破損~~				
~~ク~~		~~床上浸水~~				
~~ケ~~		~~床下浸水~~				

~~⑤救助の措置~~	
~~救助の種類 / 区分~~	
~~ア　すでに措置したもの~~	
~~イ　今後措置を要するもの~~	
~~⑥その他の特記事項~~	

~~令和　年　月　日　時報告~~

~~茨城県知事　殿~~

~~（報告者）　市（町村）災害対策本部長~~

~~報告書作成者　職　氏名~~

~~（注）1　電話報告の際もこの様式によって行うこと。~~
~~　　2　災害救助法発動前における報告もこの様式によること。~~

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	***下妻市地域防災計画（資料編）*** **第４章　地震災害対策計画編関係資料**	中表紙を挿入

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	**４－１首都直下地震緊急対策区域指定市区町村一覧** 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町 栃木県：足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、下都賀郡野木町 群馬県：前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町、同郡大泉町、同郡邑楽町 埼玉県（全域）：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀞町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町 千葉県（全域）：千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町、安房郡鋸南町 東京都（全域）：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 神奈川県（全域）：横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町、愛甲郡愛川町、同郡清川村 山梨県：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村 長野県：南佐久郡川上村、同郡南相木村、同郡北相木村 静岡県：沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町 ※ 平成２７年３月３１日現在 計 １都９県３０９市区町村	首都直下地震緊急対策推進基本計画変更（令和８年６月）への対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（記述なし）	**４－２茨城県地震被害想定調査の概要（平成 30 年 12 月）** １　趣旨等 　平成 10 年に公表した被害想定から約 20 年が経過し、人口、建物分布、インフラの整備状況が変化したことを踏まえ、有識者で構成する「茨城県減災対策検討会議」（議長：林春男防災科学技術研　究所理事長）の指導・助言を得て、大規模地震により発生する被害の想定を行い、平成 30 年 12 月 21　日（金）に公表した。 ※　「茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）」、「茨城県地震被害想定調査詳細報告書」及び「地震から自分や大切な人のいのち、くらしを守るために」は、県防災・危機管理課ホームページの下記 URL に掲載 （http://www.pref.ibaraki.jp/bousaikiki/bousaikiki/bousai/higaisoutei/higaisoutei.html） ２　想定地震 　断層の分布状況や過去の地震被害を踏まえ、本県に大きな被害をもたらす７つの地震を設定した（特に被害が大きく特徴的な３地震（※）の想定結果概要は別紙のとおり。）。 | No. | 地震名 | 想定の観点 | | --- | --- | --- | | ①※ | 茨城県南部の地震 | 首都直下地震のうち、県南部に影響のある地震の被害 | | ② | 茨城・埼玉県境の地震 | | | ③※ | Ｆ１断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 | 県北部の断層による地震の被害（東海第二発電所に係る原子力規制委員会審査会合資料より） | | ④ | 棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 | | | ⑤ | 太平洋プレート内の地震（北部） | プレート内で発生する地震の被害 | | ⑥ | 太平洋プレート内の地震（南部） | | | ⑦※ | 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 | 津波による被害 | 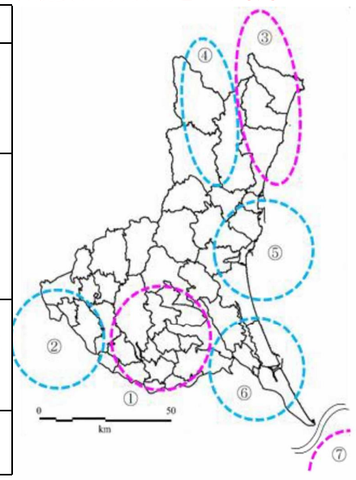 ３　前回被害想定との比較 　新たに、県北、県央、鹿行地域で発生する地震及び最大クラスの津波をもたらす地震を想定対象に加えた。 　また、物資の需要量や災害廃棄物の発生量を想定項目に加えるとともに、被害の数量だけでなく、避難者数やライフラインの復旧などの時系列的な推移も想定した。 前回と今回の被害想定結果の比較については、別紙のとおり。	茨城県地域防災計画改定（令和８年３月）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
続き	<別紙 被害想定の結果概要>  ※1 停電率とは、電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。 ※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。 ・前回想定で最大被害の地震と、それに対応する今回想定の地震の被害を比較すると、被害は減少した。 ・一方、今回想定で人的被害が最大となったのは、新たに想定を行った、F１断層などの連動による地震であった。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	下妻市地域防災計画（資料編） **第５章　風水害等対策計画編関係資料**	中表紙を挿入

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

各河川の水位

基準観測所水位（R4.1 現在）

河川	水位標所在地				平水位（2020 年）	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
	観測所名	郡市	町村	大字						
鬼怒川	川島	筑西市	－	下川島	-3.44	0.00	1.10	1.90	2.90	5.907
	鬼怒川水海道	常総市	－	本町	-4.24	1.50	3.50	5.60	6.30	7.332
小貝川	三谷	栃木県芳賀郡	二宮	高田	-0.64	1.40	1.80	2.90	3.20	3.380
	黒子	筑西市	－	西保夫	0.52	2.50	3.80	5.10	5.80	6.082
	上郷	常総市	－	本豊田	0.38	3.00	3.60	4.80	5.20	5.542
	小貝川水海道	常総市	－	渕頭	0.93	3.80	4.60	6.10	6.50	6.596

水防団待機水位：水防団が河川状況に応じて直ぐに出動できるよう準備をするための指標となる水位であり、既往の洪水状況、水防団準備時間等を総合的に考慮し設定している。

はん濫注意水位：災害が発生する危険性のある水位のことで、水防団が出動する目安となる水位であり、既往の洪水状況、水防活動に要する時間等を総合的に考慮し設定している。

避難判断水位：市町村長の避難指示等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位で、既往の洪水状況、避難に要する時間等を総合的に考慮し設定している。

はん濫危険水位：大雨などで河川が増水すると、堤防が壊れて家屋浸水などの被害が発生する恐れが高まる。
堤防の低い箇所の堤防の高さから余裕分を差し引いた水位を、提供している観測所の水位に換算した水位をはん濫危険水位という。

計画高水位：堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組み合わせて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したものです。

５－１各河川の水位

基準観測所水位（R8.4 現在）

河川	水位標所在地				平水位（2020 年）	警戒レベル					計画高水位
						レベル１	レベル２	レベル３	レベル４	レベル５	
	観測所名	郡市	町村	大字		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	
鬼怒川	川島	筑西市	－	下川島	-3.44	0.00	1.10	3.40 ~~1.90~~	4.40 ~~2.90~~	6.20	5.907
	鬼怒川水海道	常総市	－	本町	-4.24	1.50	3.50	5.30 ~~5.60~~	6.00 ~~6.30~~	8.40	7.332
小貝川	三谷	栃木県芳賀郡	二宮	高田	-0.64	1.40	1.80	2.90	3.20	3.90	3.380
	黒子	筑西市	－	西保夫	0.52	2.50	3.80	5.10	5.80	7.60	6.082
	上郷	常総市	－	本豊田	0.38	3.00	3.60	4.90 ~~4.80~~	5.30 ~~5.20~~	6.50	5.542
	小貝川水海道	常総市	－	渕頭	0.93	3.80	4.60	6.10	6.50	7.60	6.596

水防団待機水位：水防団が水防活動に入る準備を行うための水位。
~~水防団が河川状況に応じて直ぐに出動できるよう準備をするための指標となる水位であり、既往の洪水状況、水防団準備時間等を総合的に考慮し設定している。~~

氾濫注意水位：災害が発生する危険性~~の~~がある水位。~~のことで、水防団が出動する目安となる水位であり、既往の洪水状況、水防活動に要する時間等を総合的に考慮し設定している。~~水防団が水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。
住民がとるべき行動は、自らの避難行動を確認する水位。

避難判断水位：市町村長による~~の避難指示等~~「避難準備・高齢者等避難開始」の発令判断の目安であり、~~住民の避難判断の参考となる水位で、既往の洪水状況、避難に要する時間等を総合的に考慮し設定している。~~住民の氾濫に関する情報への注意喚起になる水位。
住民がとるべき行動は、危険な場所から高齢者等は避難する水位。

氾濫危険水位：~~大雨などで河川が増水すると、堤防が壊れて家屋浸水などの被害が発生する恐れが高まる。~~
~~堤防の低い箇所の堤防の高さから余裕分を差し引いた水位を、提供している観測所の水位に換算した水位をはん濫危険水位という。~~
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。
市町村長による「避難指示」の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
住民がとるべき行動は、危険な場所から全員避難する水位。

氾濫発生水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位。市町村長による「緊急安全確保措置」の発令判断の目安。
すでに安全な屋外への避難が難しい状況となっているため、住民がとるべき行動は、自宅の上階や浸水しにくい部屋移動するなど、ただちに命を守るための最善の行動をとる水位。

計画高水位：堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組み合わせて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したものです。

資料番号を付記

現況に合わせて修正

気象業務法改正（令和 8 年 5 月施行）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
		資料番号を付記

急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定

■ 急傾斜地崩壊危険区域

箇所番号	箇所名	位置 大字	位置 小字	勾配（度）	高さ（m）	延長（m）	面積（ha）	人家（戸）	指定年月日	告示番号 茨城県告示
8	大　宝	大宝		55	7	460	1.40	17	48.2.15	132 号
10	下　宮	下宮		68	8.5	400	1.20	10	48.7.9	722 号
97	若柳	若柳		30	7～8	120	0.48	6	59.11.12	1380 号

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

「急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条の規定により、傾斜度が 30 度以上、高さ５m以上の斜面で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上ある区域、若しくは５戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域として県知事が指定するもの。

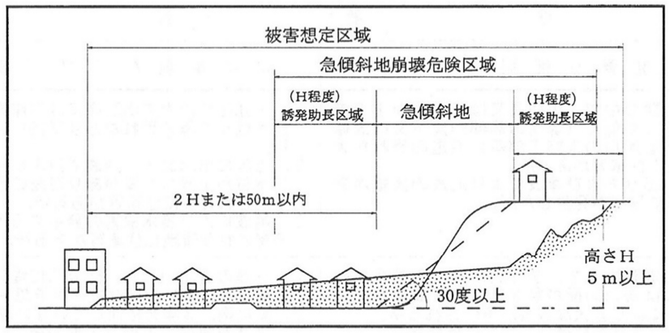

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家５戸以上）及び土砂災害警戒区域等の指定

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位置	延長	勾配	高さ	保全人家戸数	土砂災害警戒区域等の指定 自然現象の区分	警戒区域	特別警戒区域
210-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	北大宝	北大宝	100	47	7	6	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	若柳	若柳	780	48	8	14	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	大宝	大宝	456	63	6	17	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	下宮	宮下	315	44	10	14	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-005	Ⅰ	自然斜面	大串	大串	230	30	7	0	急傾斜地の崩壊	○	○

危険箇所Ⅰ：傾斜戸 30° 以上、高さ 5m 以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある場合
危険箇所Ⅱ：同区域内に人家が 1～4 戸の場合
危険箇所Ⅲ：同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険区域に準ずる斜面として延長が 100m を超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面
土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する区域
土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

５－２急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定

■ 急傾斜地崩壊危険区域

箇所番号	箇所名	位置 大字	位置 小字	勾配（度）	高さ（m）	延長（m）	面積（ha）	人家（戸）	指定年月日	告示番号 茨城県告示
8	大　宝	大宝		55	7	460	1.40	17	48.2.15	132 号
10	下　宮	下宮		68	8.5	400	1.20	10	48.7.9	722 号
97	若柳	若柳		30	7～8	120	0.48	6	59.11.12	1380 号

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

「急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条の規定により、傾斜度が 30 度以上、高さ５m以上の斜面で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上ある区域、若しくは５戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域として県知事が指定するもの。

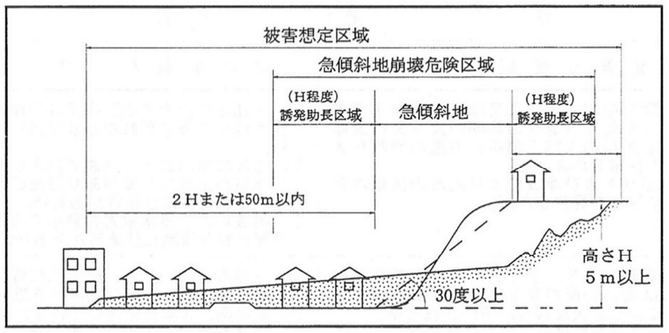

■ 急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家５戸以上）及び土砂災害警戒区域等の指定

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位置	延長	勾配	高さ	保全人家戸数	土砂災害警戒区域等の指定 自然現象の区分	警戒区域	特別警戒区域
210-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	北大宝	北大宝	100	47	7	6	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	若柳	若柳	780	48	8	14	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	大宝	大宝	456	63	6	17	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	下宮	宮下	315	44	10	14	急傾斜地の崩壊	○	○
210-Ⅰ-005	Ⅰ	自然斜面	大串	大串	230	30	7	0	急傾斜地の崩壊	○	○

危険箇所Ⅰ：傾斜戸 30° 以上、高さ 5m 以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある場合
危険箇所Ⅱ：同区域内に人家が 1～4 戸の場合
危険箇所Ⅲ：同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険区域に準ずる斜面として延長が 100m を超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面
土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する区域
土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

防災気象情報と警戒レベル

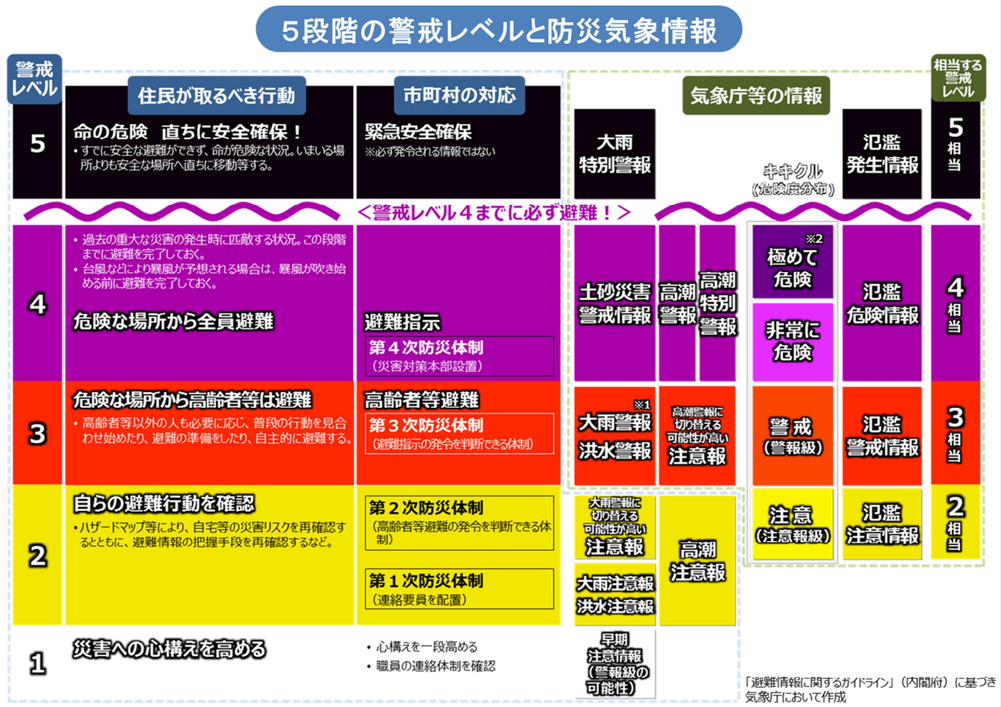

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル３（高齢者等避難）に相当します。
※2「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

５－３防災気象情報と警戒レベル【全部更新】

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から　かならず避難！＞					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

気象業務法改正（令和８年５月施行）に対応

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

特別警報発表基準

現象の種類	基　準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

警報・注意報基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署　水戸地方気象台

下妻市	府県予報区	茨城県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	県西地域	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	23
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	145
	洪水	流域雨量指数基準	糸繰川流域=8.2，八間堀川流域=6.7，北台川流域=4.6
		複合基準*1	小貝川流域=(12，17.6)，鬼怒川流域=(5，72)
		指定河川洪水予報による基準	小貝川[黒子・上郷]，鬼怒川[川島]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	100
	洪水	流域雨量指数基準	糸繰川流域=6.5，八間堀川流域=5.3，北台川流域=3.6
		複合基準*1	小貝川流域=(9，15.8)，鬼怒川流域=(5，32)
		指定河川洪水予報による基準	小貝川[黒子]，鬼怒川[川島]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%*2	
	なだれ		
	低温	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は水戸地方気象台の値。

５－４特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和８年５月28日現在　発表官署 水戸地方気象台

下妻市	府県予報区	茨城県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	県西地域	
特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－１の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準	別紙１－３の対象格子において別紙１－１のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－４の対象河川の格子において別紙１－２のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－２のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル４高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－２のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル３高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－３のレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%*2	
	なだれ		
	低温	夏期：最低気温 15℃以下が２日以上継続　　冬期：最低気温-7℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
レベル５氾濫特別警報・レベル４氾濫危険警報・レベル３氾濫警報・レベル２氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、下妻市に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙３	

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。　　*2 湿度は水戸地方気象台の値

気象庁の発表基準と整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
警報・注意報の細分区域	**５－５警報・注意報の細分区域**	資料番号を付記

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
茨城県	北部	県北地域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
		県央地域	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
	南部	鹿行地域	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
		県南地域	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
		県西地域	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
茨城県	北部	県北地域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
		県央地域	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
	南部	鹿行地域	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
		県南地域	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
		県西地域	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

要配慮者利用施設一覧（浸水区域内、土砂災害警戒区域）

・浸水想定区域内における要配慮者利用施設

No	施設の名称	施設所在地	種別
1	湖南病院	長塚 48-1	病院
2	平間病院	江 2051	病院
3	医療法人怜心会　中山医院	中郷 185	診療所
4	浅田医院	本宗道 10	診療所
5	坂入医院	高道祖 4611-12	診療所
6	とき田クリニック	長塚 28-1	診療所
7	中岫産婦人科医院	下妻丁 148	診療所
8	古橋耳鼻咽喉科医院	大串 120-2	診療所
9	（医法）　宇津野医院	下妻丁 373-15	診療所
10	とやまクリニック	石の宮 57-1	診療所
11	三津山クリニック	大串町 452-2	診療所
12	まつだこどもクリニック	長塚 423-1	診療所
13	すどう眼科	半谷 491-4	診療所
14	にこにこ	堀篭 1382-2	障害者通所施設
15	ケアホーム藍藍	長塚乙 11－3	グループホーム
16	下妻社協ケアセンター	別府 545 番地	障害者通所施設
17	あやとりキッズ	江 1532 番地 1	障害児通所施設
18	あいあい	長塚乙 11-1	障害児通所施設
19	放課後等デイサービス　すこやか学園	鎌庭 1335 番地の 1	障害児通所施設
20	ラポールしもつま	江 1827-1	特別養護老人ホーム
21	加養の里	加養 493	特別養護老人ホーム
22	はなみずきの杜	下栗 1223	特別養護老人ホーム
23	サービス付き高齢者向け住宅 Hacienda del La Festa	石の宮 40	サービス付き高齢者向け 住宅（兼有料老人ホーム）
24	いずみ学童クラブ	下妻丁 342-1	放課後児童クラブ
25	もみの木学童クラブ	半谷 430-164	放課後児童クラブ
26	もみの木第２学童クラブ	半谷 430-164	放課後児童クラブ
27	豊加美学童クラブとよっこ園	加養 3329	放課後児童クラブ
28	プレールアフタースクールクラブ	高道祖 5168	放課後児童クラブ
29	宗道小学校児童保育クラブ（シルピア）	宗道 2095-2	放課後児童クラブ
30	宗道小学校第二児童保育クラブ （千代川公民館）	鬼怒 230	放課後児童クラブ
31	豊加美学童クラブ第２とよっこ園	加養 119	放課後児童クラブ
32	きぬ保育園	鬼怒 254-1	保育所
33	西原保育園	高道祖 5160	保育所
34	もみの木保育園	半谷 484-2	保育所
35	大和保育園	長塚 506-1	保育所
36	もみの木フレンズ	半谷 430-164	小規模保育事業
37	下妻いずみ幼稚園	下妻丁 342-1	幼稚園型認定こども園
38	自生園	江 1882	児童養護施設
39	下妻市立豊加美幼稚園	加養 119	公立学校(幼)
40	下妻市立高道祖幼稚園	高道祖 2638-1	公立学校(幼)
41	下妻市立ちよかわ幼稚園	宗道 2095	公立学校(幼)
42	下妻市立上妻小学校	半谷 426	公立学校(小)
43	下妻市立豊加美小学校	加養 128	公立学校(小)
44	下妻市立高道祖小学校	高道祖 2638-1	公立学校(小)
45	下妻市立宗道小学校	本宗道 120	公立学校(小)
46	下妻市立下妻中学校	長塚乙 38-1	公立学校(中)
47	下妻市立東部中学校	大串 1279	公立学校(中)

５－６要配慮者利用施設一覧（浸水区域内、土砂災害警戒区域）

・浸水想定区域内における要配慮者利用施設

No	施設の名称	施設所在地	種別
1	湖南病院	長塚 48-1	病院
2	平間病院	江 2051	病院
3	~~医療法人怜心会~~　中山医院	中郷 185	診療所
4	浅田医院	本宗道 10	診療所
5	坂入医院	高道祖 5683-1	診療所
6	とき田クリニック	長塚 28-1	診療所
7	中岫産婦人科医院	下妻丁 148	診療所
8	古橋耳鼻咽喉科医院	大串 120-2	診療所
9	~~（医法）~~　宇津野医院	下妻丁 373-15	診療所
10	とやまクリニック	石の宮 57-1	診療所
11	三津山クリニック	大串町 452-2	診療所
12	まつだこどもクリニック	長塚 423-1	診療所
13	すどう眼科	半谷 491-4	診療所
	~~にこにこ~~	~~堀篭 1382-2~~	~~障害者通所施設~~
14	ケアホーム藍藍	長塚乙 11－3	グループホーム
15	下妻社協ケアセンター	別府 545 番地	障害者通所施設
16	あやとりキッズ	江 1532 番地 1	放課後等デイサービス
17	あいあい	長塚乙 11-1	放課後等デイサービス
18	~~放課後等デイサービス~~　すこやか学園	鎌庭 1335 番地の 1	放課後等デイサービス
19	ラポールしもつま	江 1827-1	特別養護老人ホーム
20	加養の里	加養 493	特別養護老人ホーム
21	はなみずきの杜	下栗 1223	特別養護老人ホーム
22	サービス付き高齢者向け住宅 Hacienda del La Festa	石の宮 40	サービス付き高齢者向け 住宅（兼有料老人ホーム）
23	いずみ学童クラブ	下妻丁 342-1	放課後児童クラブ
24	もみの木学童クラブ	半谷 430-164	放課後児童クラブ
25	もみの木第２学童クラブ	半谷 430-164	放課後児童クラブ
26	豊加美学童クラブとよっこ園	加養 119	放課後児童クラブ
27	プレールアフタースクールクラブ	高道祖 5168	放課後児童クラブ
28	宗道小学校児童保育クラブ~~（シルピア）~~	宗道 215-1	放課後児童クラブ
29	宗道小学校第二児童保育クラブ （千代川公民館）	鬼怒 230	放課後児童クラブ
30	豊加美学童クラブ第２とよっこ園	加養 119	放課後児童クラブ
31	きぬ保育園	鬼怒 254-1	保育所
32	西原保育園	高道祖 5160	保育所
33	もみの木保育園	半谷 484-2	保育所
34	大和保育園	長塚 506-1	保育所
35	もみの木フレンズ	半谷 430-164	小規模保育事業
36	下妻いずみ幼稚園	下妻丁 342-1	幼稚園型認定こども園
37	自生園	江 1882	児童養護施設
	~~千妻市立豊加美幼稚園~~	~~加養 119~~	~~公立学校(幼)~~
	~~千妻市立高道祖幼稚園~~	~~高道祖 2638-1~~	~~公立学校(幼)~~
38	下妻市立ちよかわ幼稚園	宗道 2095	公立学校(幼)
39	下妻市立上妻小学校	半谷 426	公立学校(小)
40	下妻市立豊加美小学校	加養 128	公立学校(小)
41	下妻市立高道祖小学校	高道祖 2638-1	公立学校(小)
42	下妻市立宗道小学校	本宗道 120	公立学校(小)
43	下妻市立下妻中学校	長塚乙 38-1	公立学校(中)
44	下妻市立東部中学校	大串 930-1	公立学校(中)

資料番号を付記

現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

48	下妻市立千代川中学校	鎌庭 2777	公立学校(中)
49	茨城県立下妻特別支援学校	半谷 492-4	公立学校(特)
50	デイサービス藍藍	長塚乙 11-1	障害者通所施設
51	ケアホーム藍藍	長塚乙 11-3	ショートステイ
52	介護老人保健施設　ルーエしもつま	江 1832	介護老人保健施設
53	老人保健施設　しろかね	下栗 1217	介護老人保健施設
54	グループホームうらら	石の宮 24-1	認知症対応型共同生活介護
55	ケアプラザうららグループホーム	下妻戊 34-1	認知症対応型共同生活介護
56	グループホーム　さわやか荘	南原 132-1	認知症対応型共同生活介護
57	グループホーム　ゆうらく	江 2443-1	認知症対応型共同生活介護
58	小規模多機能型居宅介護　ザ・クラブ	下栗 1226-1	小規模多機能型居宅介護
59	特別養護老人ホーム ラポールしもつま	江 1827-1	短期入所生活介護
60	特別養護老人ホーム加養の里	加養 493	短期入所生活介護
61	短期入所生活介護事業所 はなみずきの杜	下栗 1223	短期入所生活介護
62	下妻社協ケアセンター	別府 545	通所介護
63	ラポールしもつま　指定通所介護事業所	江 1827-1	通所介護
64	デイサービスセンターハート・ワン大宝	横根 140	通所介護
65	加養の里デイサービスセンター	加養 493	通所介護
66	デイサービスセンターはなみずき	下栗 1226-1	通所介護
67	デイサービス　藍藍	長塚乙 11-1	通所介護
68	デイサービスうらら	石の宮 24-1	地域密着型通所介護
69	あおばデイサービス	南原 124-1	地域密着型通所介護
70	下妻デイサービスあおやま	横根 460-1	地域密着型通所介護
71	デイサービスセンター　アシエンダ	石の宮 40	地域密着型通所介護

・土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

No	施設の名称	施設所在地	種別
1	下妻市立大宝幼稚園	大宝 606	公立学校(幼)
2	下妻市立大宝小学校	大宝 625	公立学校(小)

45	下妻市立千代川中学校	鎌庭 2777	公立学校(中)
46	茨城県立下妻特別支援学校	半谷 492-4	公立学校(特)
47	デイサービス藍藍	長塚乙 11-1	障害者通所施設
48	ケアホーム藍藍	長塚乙 11-3	ショートステイ
49	介護老人保健施設　ルーエしもつま	江 1832	介護老人保健施設
50	老人保健施設　しろかね	下栗 1217	介護老人保健施設
51	グループホームうらら	石の宮 24-1	認知症対応型共同生活介護
52	ケアプラザうららグループホーム	下妻戊 34-1	認知症対応型共同生活介護
53	グループホーム　さわやか荘	南原 132-1	認知症対応型共同生活介護
54	グループホーム　ゆうらく	江 2443-1	認知症対応型共同生活介護
55	小規模多機能型居宅介護　ザ・クラブ	下栗 1226-1	小規模多機能型居宅介護
56	特別養護老人ホーム ラポールしもつま	江 1827-1	短期入所生活介護
57	特別養護老人ホーム加養の里	加養 493	短期入所生活介護
58	短期入所生活介護事業所 はなみずきの杜	下栗 1223	短期入所生活介護
59	下妻社協ケアセンター	別府 545	通所介護
~~　~~	~~ラポールしもつま　指定通所介護事業所~~	~~江 1827-1~~	~~通所介護~~
60	デイサービスセンターハート・ワン大宝	横根 140	通所介護
61	加養の里デイサービスセンター	加養 493	通所介護
62	デイサービスセンターはなみずき	下栗 1226-1	通所介護
63	デイサービス　藍藍	長塚乙 11-1	通所介護
64	デイサービスうらら	石の宮 24-1	地域密着型通所介護
65	あおばデイサービス	南原 124-1	地域密着型通所介護
66	下妻デイサービスあおやま	横根 460-1	地域密着型通所介護
67	デイサービスセンター　アシエンダ	石の宮 40	地域密着型通所介護
仮	ソーシャルインクルーホーム下妻石の宮	石の宮 63-7	障害者グループホーム
仮	自生園地域小規模児童養護施設下妻西	長塚 133-1	児童養護施設

・土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

No	施設の名称	施設所在地	種別
~~1~~	~~下妻市立大宝幼稚園~~	~~大宝 606~~	~~公立学校(幼)~~
1	下妻市立大宝小学校	大宝 625	公立学校(小)

現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

避難指示等の発令に係る基本的な考え方

【洪水予報河川】（鬼怒川）

区　　分	内　　容
共　　通	1　下館河川事務所からの情報、助言を考慮し、以下を基準として対策本部会議等により決定し発令する。 2　上流域に短時間に大量の降雨があり、想定外の急激な水位上昇が見込まれる場合は、下記基準を待つことなく発令することに留意する。 3　夜間や早朝の避難を避けるために、危険な状況になる前の午前中の発令に努める。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1：川島水位観測所の水位が避難判断水位である 1.90m に到達したと発表され（氾濫警戒情報）、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 2：佐貫水位観測所及び石井水位観測所の水位変化の状況から、川島水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	1～4のいずれかに該当する場合 1：川島水位観測所の水位が氾濫危険水位である 2.90m に到達したと発表され（氾濫危険情報）、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 2：佐貫水位観測所及び石井水位観測所の水位変化の状況から、川島水位観測所の水位が堤防天端高付近(5.50m)に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） 1：決壊や越水・溢水が発生した場合
参　　考 （令和元年台風 19 号時）	佐貫水位観測所：最高水位は川島の最高水位時刻の７時間前 石井水位観測所：最高水位は川島の最高水位時刻の３時間前

５－７避難情報の発令基準 ~~避難指示等の発令に係る基本的な考え方~~

【洪水予報河川】（鬼怒川）

区　　分	内　　容
共　　通	1　下館河川事務所からの情報、助言を考慮し、以下を基準として対策本部会議等により決定し発令する。 2　上流域に短時間に大量の降雨があり、想定外の急激な水位上昇が見込まれる場合は、下記基準を待つことなく発令することに留意する。 3　夜間や早朝の避難を避けるために、危険な状況になる前の午前中の発令に努める。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1：川島水位観測所の水位が避難判断水位である ~~1.90~~ 3.40m に到達したと発表され~~（氾濫警戒情報）~~、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 【レベル３氾濫警報相当】 2：佐貫水位観測所及び石井水位観測所の水位変化の状況から、川島水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	1～4のいずれかに該当する場合 1：川島水位観測所の水位が氾濫危険水位である ~~2.90~~ 4.40m に到達したと発表され~~（氾濫危険情報）~~、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 【レベル４氾濫危険警報相当】 2：佐貫水位観測所及び石井水位観測所の水位変化の状況から、川島水位観測所の水位が~~堤防天端高付近~~計画高水位（~~5.50~~ 5.90m）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） 1：川島水位観測所の水位が氾濫発生水位である 6.20m に到達したと発表された場合 【レベル５氾濫特別警報相当】 2：決壊や越水・溢水が発生した場合
参　　考 （令和元年台風 19 号時）	佐貫水位観測所：最高水位は川島の最高水位時刻の７時間前 石井水位観測所：最高水位は川島の最高水位時刻の３時間前

現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

【洪水予報河川】（小貝川）

区　　分	内　　容
共　　通	1　下館河川事務所からの情報、助言を考慮し、以下を基準として対策本部会議等により決定し発令する。 2　上流域に短時間に大量の降雨があり、想定外の急激な水位上昇が見込まれる場合は、下記基準を待つことなく発令することに留意する。 3　夜間や早朝の避難を避けるために、危険な状況になる前の午前中の発令に努める。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1：黒子水位観測所の水位が避難判断水位である 5.10m に到達したと発表され（氾濫警戒情報）、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 2：三谷水位観測所の水位変化の状況から、黒子水位観測所の水位が氾濫危険水位である 5.80m に到達することが予想される場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	1～4のいずれかに該当する場合 1：黒子水位観測所の水位が氾濫危険水位である 5.80m に到達したと発表され（氾濫危険情報）、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 2：三谷水位観測所の水位変化の状況から、黒子水位観測所の水位が堤防天端高付近(6.00m)に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） 1：決壊や越水・溢水が発生した場合
参　　考 （令和元年台風 19 号時）	三谷水位観測所：最高水位は黒子の最高水位時刻の４時間前

【洪水予報河川】（小貝川）

区　　分	内　　容
共　　通	1　下館河川事務所からの情報、助言を考慮し、以下を基準として対策本部会議等により決定し発令する。 2　上流域に短時間に大量の降雨があり、想定外の急激な水位上昇が見込まれる場合は、下記基準を待つことなく発令することに留意する。 3　夜間や早朝の避難を避けるために、危険な状況になる前の午前中の発令に努める。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1：黒子水位観測所の水位が避難判断水位である 5.10m に到達したと発表され~~（氾濫警戒情報）~~、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 【レベル３氾濫警報相当】 2：三谷水位観測所の水位変化の状況から、黒子水位観測所の水位が氾濫危険水位である 5.80m に到達することが予想される場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	1～4のいずれかに該当する場合 1：黒子水位観測所の水位が氾濫危険水位である 5.80m に到達したと発表され~~（氾濫危険情報）~~、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 【レベル４氾濫危険警報相当】 2：三谷水位観測所の水位変化の状況から、黒子水位観測所の水位が~~堤防天端高付近~~計画高水位(6.00m)に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） 1：黒子水位観測所の水位が氾濫発生水位である 7.60m に到達したと発表された場合 【レベル５氾濫特別警報相当】 2：決壊や越水・溢水が発生した場合
参　　考 （令和元年台風 19 号時）	三谷水位観測所：最高水位は黒子の最高水位時刻の４時間前

現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

【洪水予報河川】（大谷川）

区　　分	内　　容
共　　通	下館河川事務所からの情報、助言を考慮し、以下を基準にして対策本部会議等により決定し発令する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１及び２に該当する場合 １：市域に洪水警報が発表され、かつ、大谷川を対象に洪水警報の危険度分布（警戒）が発表された場合 ２：上流自治体で大谷川を対象に高齢者等避難が発令された場合
【警戒レベル４】 避難指示	１及び２に該当する場合 １：大谷川を対象に洪水警報の危険度分布（非常に危険）が発表された場合 ２：上流自治体で大谷川を対象に避難指示が発令された場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） １：決壊や越水・溢水が発生した場合

【洪水予報河川】（大谷川）

区　　分	内　　容
共　　通	下館河川事務所からの情報、助言を考慮し、以下を基準にして対策本部会議等により決定し発令する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１及び２に該当する場合 １：市域に~~洪水警報~~ レベル３大雨警報が発表され、かつ、大谷川を対象に~~洪水警報の危険度分布（警戒）が発表された場合~~ 洪水キキクル上に洪水災害発生の危険度「警戒（赤）」が出現した場合 ２：上流自治体で大谷川を対象に高齢者等避難が発令された場合
【警戒レベル４】 避難指示	１及び２に該当する場合 １：市域にレベル４大雨危険警報が発表され、かつ、大谷川を対象に~~洪水警報の危険度分布（非常に危険）が発表された場合~~ 洪水キキクル上に洪水災害発生の危険度「危険（紫）」が出現した場合 ２：上流自治体で大谷川を対象に避難指示が発令された場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） １：市域にレベル５大雨特別警報が発表され、かつ、大谷川を対象に洪水キキクル上に洪水災害発生の危険度「災害切迫（黒）」が出現した場合 ２：決壊や越水・溢水が発生した場合

現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

【水位周知河川】（八間堀川）

区　　分	内　　容
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１～２のいずれかに該当する場合 １：市域に洪水警報が発表され、かつ、八間堀川上流部の沿川に洪水警報の危険度分布（警戒）が発表された場合 ２：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	１～３のいずれかに該当する場合 １：八間堀川上流部の沿川に洪水警報の危険度分布（非常に危険）が発表された場合 ２：異常な漏水・浸食等が発見された場合 ３：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） １：八間堀川上流部において決壊や越水・溢水が発生した場合

【水位周知河川】（八間堀川）

区　　分	内　　容
共　　通	茨城県（常総工事事務所）からの情報、助言を考慮し、以下を基準にして対策本部会議等により決定し発令する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１～２のいずれかに該当する場合 １：市域に~~洪水警報~~ レベル３大雨警報が発表され、かつ、八間堀川上流部の沿川に~~洪水警報の危険度分布（警戒）が発表された場合~~ 洪水キキクル上に洪水災害発生の危険度「警戒（赤）」が出現した場合 ２：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難指示	１～３のいずれかに該当する場合 １：市域にレベル４大雨危険警報が発表され、かつ、八間堀川上流部の沿川に~~洪水警報の危険度分布（非常に危険）が発表された場合~~ 洪水キキクル上に洪水災害発生の危険度「危険（紫）」が出現した場合 ２：異常な漏水・浸食等が発見された場合 ３：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次に該当する場合（必要に応じて発令） １：市域にレベル５大雨特別警報が発表され、かつ、八間堀川上流部の沿川に洪水キキクル上に洪水災害発生の危険度「災害切迫（黒）」が出現した場合 ２：八間堀川上流部において決壊や越水・溢水が発生した場合

現況に合わせて修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【土砂災害】（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域） 区　　分 / 内　　容 【警戒レベル３】 高齢者等避難 １～２のいずれかに該当する場合 １：市域に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）が発表された場合 ２：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【警戒レベル４】 避難指示 １～２のいずれかに該当する場合 １：市域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）が発表された場合 ２：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【警戒レベル５】 緊急安全確保 次に該当する場合（必要に応じて発令） １：土砂災害が発生した場合	【土砂災害】（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域） 区　　分 / 内　　容 共　　通 茨城県（常総工事事務所）からの情報、助言を考慮し、以下を基準にして対策本部会議等により決定し発令する。 【警戒レベル３】 高齢者等避難 １～２のいずれかに該当する場合 １：市域に~~大雨警報（土砂災害）~~ レベル３土砂災害警報が発表され、かつ、~~土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）が発表された場合~~ 土砂キキクル上に大雨による土砂災害発生の危険度「警戒（赤）」が出現した場合 ２：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【警戒レベル４】 避難指示 １～２のいずれかに該当する場合 １：市域に~~土砂災害警戒情報~~ レベル４土砂災害危険警報が発表され、かつ、~~土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）が発表された場合~~ 土砂キキクル上に大雨による土砂災害発生の危険度「危険（紫）」が出現した場合 ２：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【警戒レベル５】 緊急安全確保 次に該当する場合（必要に応じて発令） １：市域にレベル５土砂災害特別警報が発表され、かつ、土　砂キキクル上に大雨による土砂災害発生の危険度「災害切迫（黒）」が出現した場合 ２：土砂災害が発生した場合	現況に合わせて修正